

資 料 No. 3
品川区長期基本計画改訂委員会
平成 25 年 12 月 25 日

品川区長期基本計画改訂素案

平成 25 年 12 月 25 日

品川区長期基本計画改訂委員会

都市像 1	だれもが輝くにぎわい都市	1
1-1	区民活動が活発な地域社会を築く	1
1-2	産業の活性化を図る	6
1-3	都市型観光を推進する	13
1-4	伝統と文化の継承と発展を図る	16
1-5	生涯学習・スポーツを振興する	20
1-6	国際交流を推進する	26
都市像 2	未来を創る子育て・教育都市	29
2-1	子育て、親育ちを支援する	29
2-2	学校教育の充実を図る	36
2-3	次代を担う青少年を育成する	43
2-4	平和で人権が尊重される社会をつくる	47
都市像 3	みんなで築く健康・福祉都市	53
3-1	区民の健康づくりを推進する	53
3-2	高齢者福祉の充実を図る	60
3-3	障害者福祉の充実を図る	69
3-4	地域福祉を推進する	75
都市像 4	次代につなぐ環境都市	81
4-1	水とみどりの豊かな都市をつくる	81
4-2	やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する	89
4-3	環境再生のまちをめざす	93
4-4	環境コミュニケーションを充実する	100
都市像 5	暮らしを守る安全・安心都市	105
5-1	災害に強いまちをつくる	105
5-2	魅力的で住みよい市街地を整備する	113
5-3	便利で安全な交通環境をつくる	118
5-4	区民生活の安全を確保する	124
区政運営の基本姿勢		129
6-1	協働による区政運営を推進する	129
6-2	行政改革を継続的に推進する	133
6-3	基礎自治体としての基盤を確立する	138
品川区長期基本計画改訂委員会	審議経過	142
品川区長期基本計画改訂委員会	委員名簿	143

都市像 1 だれもが輝くにぎわい都市

基本方針 1-1 区民活動が活発な地域社会を築く

政策の方向

地域が抱える様々な課題の解決を図るため、地縁型組織である町会・自治会に加えて、企業やNPOなどの自主活動団体との協働を進めるとともに、そのための活動を支援します。あわせて、このような地域活動への参加促進のための情報提供や参加機会の拡充など、地域活動を支える拠点機能の充実・活用を進めます。

現在の状況

都市化の進行や価値観の多様化等は、地縁型組織である町会・自治会に、加入率の伸び悩みと高齢化・固定化の進行をもたらしています。一方で、東日本大震災の経験から、地域の人々の絆や助け合いが改めて見直され、地縁型組織が担う役割は大きくなっています。同時に社会貢献やボランティアへの意識も高まりを見せており、あらゆる世代の人びとが地域活動の担い手として関わりを強めていくことが求められています。

品川区においては今日でも下町のよさが息づき、コミュニティ意識がしっかりと根付いている地域が多く、町会・自治会を中心とした地域の支え合いや子育て支援、高齢者への生活支援などの、区民同士の助け合いも活発に行われています。また、商店街による地域活性化の取り組みや地域の地域貢献活動に参加する企業や大学、NPO、ボランティアも増えてきています。

増加しつつある高層マンションでは、地域への関わりが総じて弱い傾向にあり、人口の増加に比して町会・自治会への加入や地域活動への参加があまり進まない状況が見られます。一方、東日本大震災以降、「共助」の考え方にに基づき、マンション内での備蓄、マンション住民が一体となつての防災活動を行うなど、マンション内における自主的な取り組みが進められるとともに、近隣との関係を見直すなどの新たな動きも見られます。

今後の課題

東日本大震災の経験から地域における「共助」の重要性が再認識されています。災害への備えや対応には、区民一人ひとりの「自助」と町会・自治会や防災区民組織などを中心とした「共助」による助け合いが不可欠です。いざというときに頼りになるのは、「向こう三軒両隣」と言われるように、近隣や地域に

住む人たちの力です。

また、災害だけでなく、子育て、介護、防犯、美化清掃など、誰もが安全で安心して、そして快適に生活していくためには、地域コミュニティの一層の活性化が必要不可欠です。日頃からのふれあいや交流を通して、地域のつながりをより強固なものへとしていくことが何よりも大切です。

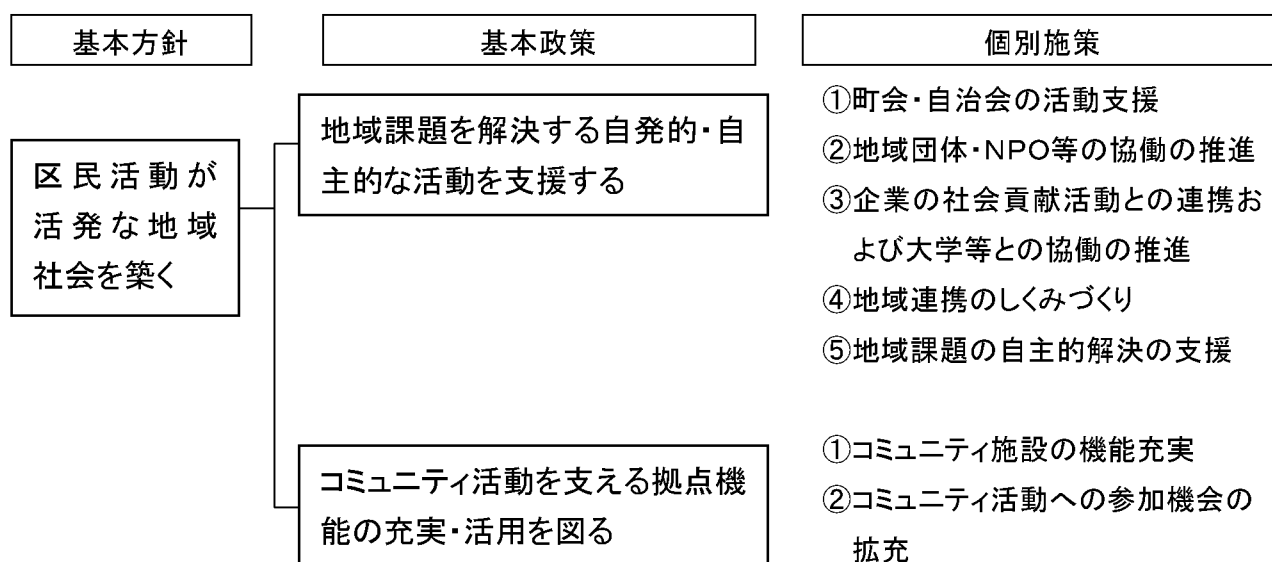
品川区では、多様な区民活動が活発に展開されており、なかでも地域コミュニティの重要な担い手である町会・自治会は、古くから地域課題の解決のために多くの地域住民が参加し、熱心な活動を続けています。

社会環境が変化する中で、このような地域住民の自主的な活動を支え、多くの区民が地域活動に参加するための機会を提供していくことは大変重要な取り組みです。

また、区民活動の輪は、町会・自治会を中心として、商店街、ボランティア団体やNPOはもとより、企業や大学などによる社会貢献活動へと大きな広がりを見せています。今後は、区民と区との協働に加え、区民同士や区民と企業との協働を進めるとともに、多様な区民活動のネットワーク化の構築も必要とされています。

さらに、区民の多様なコミュニティ活動を支える拠点機能の充実や活用を図ることも今まで以上に強く求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-1-1：地域課題を解決する自発的・自主的な活動を支援する

少子高齢化による地域福祉ニーズの多様化、家庭における教育力の低下など、地域には様々な課題が山積しています。また、防災力の向上や安全・安心の確保、環境問題など、対応が求められる新しい課題も増えてきています。これらの課題を解決し、生活の質を向上させるためには、区民の力を活かした新しい取り組みが求められています。

品川区には、コミュニティ意識がしっかりと根付いている地域が多く、町会・自治会を中心とした地域の支え合いや区民同士の助け合いも活発に行われるとともに、商店街による地域活性化の取り組みや企業やNPOなどによる社会貢献活動など、新しい地域活動も見られます。区は、こうした地域課題解決のために活動している町会・自治会、商店街、事業者やNPOなどの活動を支援していきます。

また、地域課題の解決を担う活動は、地域における豊かな人間関係のネットワークに支えられた相互信頼が基盤となることから、お互いの顔が見える関係づくりをさらに進め、様々な地域主体の活力を引き出し、さらに連携・協力しあえる基盤を強固にしていきます。

<個別施策>

①町会・自治会の活動支援

町会・自治会への加入促進のため、その果たしている役割をパンフレットやホームページ等で広く紹介します。また、町会・自治会の主体性を尊重しながら活動の活性化や組織運営に係る支援を行います。

②地域団体・NPO等の協働の推進

地域に貢献する団体や個人を支援し、社会的に有用な活動が活発に展開される地域社会づくりを進めます。さらに、区内で活動する各種団体が、地域において交流する機会を提供するなど、ネットワークづくりを支援します。

③企業の社会貢献活動との連携および大学等との協働の推進

区内企業の社会貢献活動を促進するとともに、企業と区との連携を推進し、さらに企業と地域社会との多様な接点をつくる機会を提供します。

また、大学等の教員・学生とその教育力を具体的に地域活動やまちづくりに活かせるように、区民や地域団体と大学等の地域活動等をさらに結びつけるなど、連携・協力を広げ、深めていきます。

④地域連携のしくみづくり

防災防犯や福祉、まちづくり、子どもの社会性を育むことなど地域課題の解決のため、区がコーディネーターの役割を果たし、町会・自治会、商店街、企業、学校、NPO、ボランティア、PTAなどが今まで以上に緊密に連携していく基盤づくりを進めます。

⑤地域課題の自主的解決の支援

地域課題の複雑化、多様化に伴い、町会・自治会、商店街、企業、NPOといったこれまでの枠組みの中では解決することが困難な事案が増えており、課題解決のために各分野における専門的なアドバイスが必要とされていることから、専門家の派遣などの支援を行います。

基本政策 1-1-2：コミュニティ活動を支える拠点機能の充実・活用を図る

町会・自治会は地域コミュニティを支える要であり、とりわけ災害時には重要な役割が期待されるなど、活動の範囲が広がっていることから、活動拠点の確保など活動環境の整備や機能の拡充が重要な課題です。また、様々な地域課題を解決するために活動している団体の活動を支える場の整備と支援も必要となっています。

そのため、地域にある公共のコミュニティ施設の機能の充実を図るとともに、地域の実情にあわせた利用のしくみづくりを進めます。

また、コミュニティ活動を活性化させるため、地域住民一人ひとりが、コミュニティの一員であると感じられる、豊かで多面的な地域情報を発信し、多様な地域活動を促進する機会を拡充します。

<個別施策>

①コミュニティ施設の機能充実

地域のニーズに応じた柔軟な運用を可能にするため、町会・自治会館の整備や地域施設の地域住民による自主管理を支援します。また、区民集会所など、既存の施設についても地域の実情に即して、機能の充実を図ります。

②コミュニティ活動への参加機会の拡充

コミュニティの形成にとって不可欠な身近な地域の人や出来事、行事や多彩な文化スポーツ活動の情報など、地域での様々な活動に参加を促すための地域情報の収集・発信の基盤を整備します。

地域福祉や健康づくりなど、地域において気軽に活動へ参加できるしくみづくりを進めます。

基本方針 1-2 産業の活性化を図る

政策の方向

区内中小企業の経営力強化や新たな産業の創業支援を通じて、地域産業の活性化を図るとともに、従来のものづくり産業に加え、近年、区内に集積が進む情報通信業や研究開発型企業についても、その技術力向上や人材育成等を通じた総合的な支援を行い、区内産業の高度化を支援します。また、地域コミュニティの核である商店街の活性化を図ります。

現在の状況

品川区は住工商が混在した街として発展してきており、今後もこれらのバランスを考えながら発展させることが求められています。

商業に関しては、大型マンションの建設による人口増や消費者ニーズの変化・多様化、景気の影響による個人消費の動向、価格競争の激化、インターネットの急速な普及、大規模店舗の立地など、商業の構造や環境が大きく変化しています。区民や地域で働く人たちの日常生活にとって便利な商店街は、こうした環境変化に積極的に対応していくことが期待されています。

工業は、都市化の進展および企業の移転などから、ピーク時には 5,600 以上あった工場数が平成 20 年(2008 年)の工業統計調査では 1,524 になりましたが、依然として高度な基盤技術を保有する企業が数多く存在しています。一方、この高度な基盤技術や IT 技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企業や、新しい業態である製造現場をもたないファブレス企業の台頭も見られます。また、積極的に海外への進出や取引に取り組む企業も増えています。

商工業以外では、近年の技術の進展と昼間人口の増加により、特に情報通信・サービス業の事業所の集積が目立っています。

一方で、雇用環境は依然厳しい状況にあります。特に不安定な経済状況により若年者の就職は厳しく、社会的・経済的自立が困難となっています。

今後の課題

今後も地域住民の生活を支えるインフラの一つとして商店街を維持発展させるためには、商店街が担う地域コミュニティの核としての多様な役割を認識しつつ、個性をもった魅力ある商品・個店の創出と、その魅力ある商品・個店から構成される商店街づくりを支援していくことが求められています。さらに、都市型観光における重要な観光資源として商店街を位置づけるなど、他の施策との連携を図ることにより、まちのにぎわい創出につなげていくことも大きな課題です。

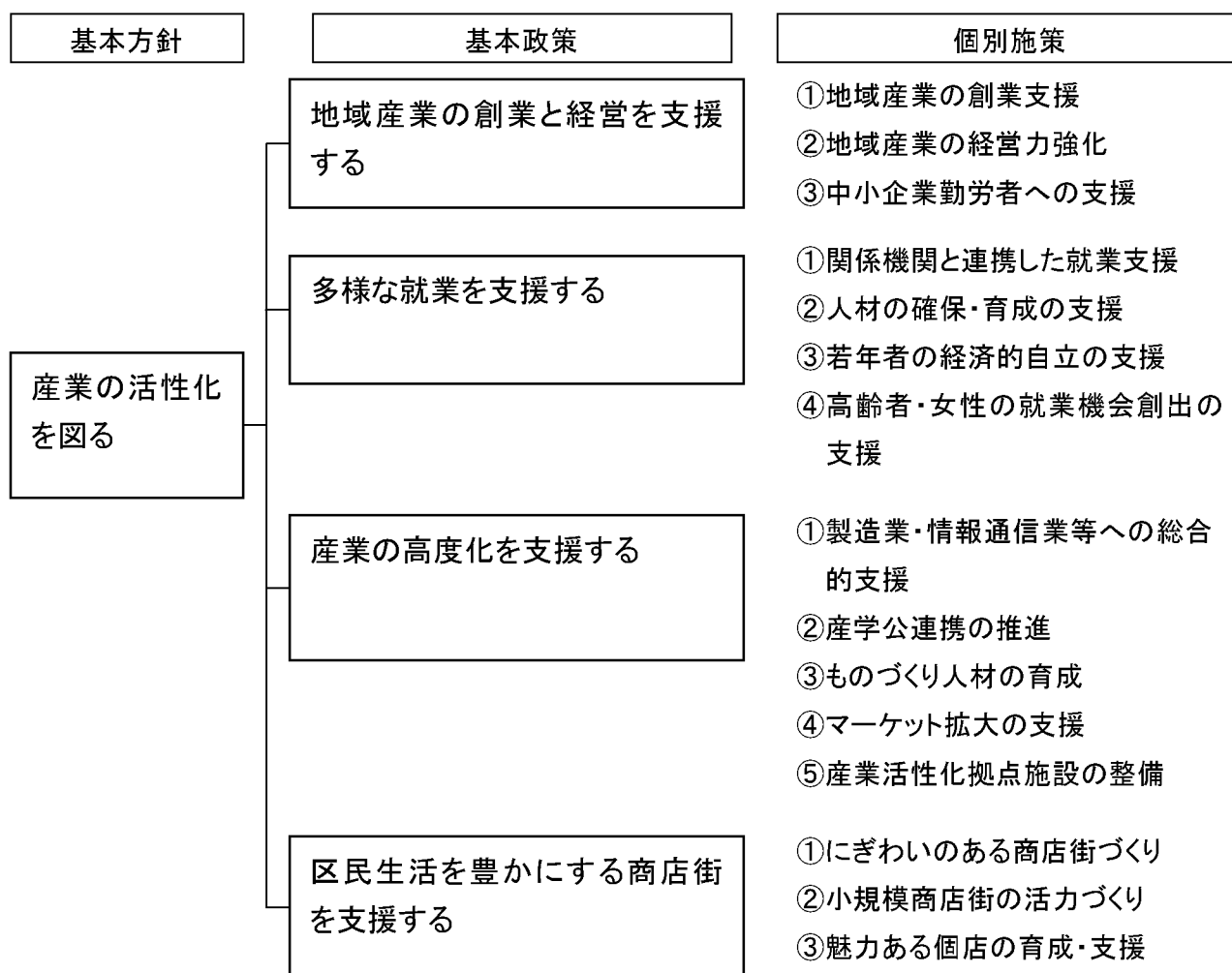
ものづくりでは産業構造の変化とともに、研究開発型企業の台頭が見られて

いることから、中小企業にも高い付加価値をもった製品開発や新分野創出等をめざすための経営戦略が求められており、今後は企業の業種・業態、規模、成長ステージ等に応じたきめ細かい支援メニューの提供が求められています。

また、近年、区内に集積が加速している情報通信・サービス業への支援策を拡充することや生産技術の向上に伴う都市型工業の新たな支援策を検討することも、区内の産業の発展のためには必要です。

このほか、少子高齢化の進展により、産業を支える労働力の減少が懸念されています。中小企業の雇用環境を整えるとともに、今後の社会の「支え手」となる若年者への就業支援や貴重な労働力として期待される高齢者・女性の意欲・能力の活用の検討が必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-2-1：地域産業の創業と経営を支援する

多様化する地域課題を解決する新たなビジネスの創業支援や地域産業の経営基盤の強化を支援します。また、産業構造の変化に対応できるよう、区内企業の経営力強化を支援します。

<個別施策>

①地域産業の創業支援

新たな産業の創業支援と創業後の経営基盤の強化に向けて支援を行います。

②地域産業の経営力強化

産業構造の変化に対応するための経営のノウハウや経営戦略等に関する学習の場の提供、事業経営に必要な資金調達等の支援を通じて、経営基盤の強化を図ります。

③中小企業勤労者への支援

中小企業で働く勤労者の福利厚生充実と勤労意欲の増進など、就労環境の改善を支援します。

基本政策 1-2-2：多様な就業を支援する

年齢や性別または家庭の事情等に応じて、多様な働き方を希望するなど、区民の就業に対するニーズは様々です。特に、若年者については就職環境が依然厳しく、今後の産業を支える労働力の確保と社会の「支え手」を増やすためにも、区と関係機関とが連携した支援が重要となっています。

このほか、高齢者が安定・充実した高齢期を送るだけでなく、少子高齢化の中で高齢者・女性を含めた貴重な労働力を確保するためには、これまで以上に働く機会の創出や就業相談の充実が必要とされています。

一方、企業は、人材の確保や育成、就労環境の改善といった課題を抱えている場合も少なくありません。区内の各種産業活動を支えるため、各企業が優秀な人材を継続的に確保できるよう、人材の採用・育成の支援および中小企業における就労環境の改善を支援します。

<個別施策>

①関係機関と連携した就業支援

品川区就業センターにおいて、ハローワークとの連携のもと、一体的に区民の就業を支援します。

②人材の確保・育成の支援

少子高齢化により労働力人口が減少する中で、中小企業における優秀な人材の確保は今後、ますます重要な課題となってきます。このことから、中小企業が求める雇用形態に配慮しながら、能力・技術を有する人材の確保・育成の支援を行い、そのための環境の整備を図ります。

③若年者の経済的自立の支援

新規学校卒業予定者、未就職卒業者、フリーター等をはじめとする若年者の就職環境は依然として厳しい状況です。多くの若年者が就職に関して悩みを抱え、また、就職しても職場に馴染めないことなどを理由に、早期に離職をしてしまう場合も少なくありません。若年者の就職と就職後の継続就業を支援することで、若年者の経済的自立を支援します。

④高齢者・女性の就業機会創出の支援

シルバー人材センターや「サポしながわ」の機能の充実を図り、高齢者の就業機会の創出を一層支援します。また、子育て中の女性などが在宅しながら仕事を行うなど、多様な形態の継続就業が可能となるしくみづくりを検討します。

基本政策 1-2-3：産業の高度化を支援する

品川区において、付加価値の高いものづくりを維持・継続させていくためには、自社保有技術の高度化、高い技術をもった人材の育成、海外のマーケットも視野に入れた販路拡大等が重要な課題です。そのため、これらの支援を一律に実施するのではなく、個々の企業がもつニーズ、企業規模、成長ステージ等に応じたきめ細かい支援の充実を図ります。

また、区内産業の活性化のため、産学公の連携を推進するとともに、近年、区内に急速に集積している情報通信・サービス業への支援策の拡充を図ります。

<個別施策>

①製造業・情報通信業等への総合的支援

都市の中でもものづくりを継続していくためには、独自技術や複合技術による製品の高付加価値化や新分野創出等を促進し、他社との製品・技術開発力の差別化や工業デザイン・制御系等のソフト開発との連携を図ることが重要となっています。また、下請け型企业から脱却し、開発・提案型企业への足がかりとなるための基盤技術の高度化支援に加えて、デジタル技術・デザイン・先端材料等の活用も含め、ものづくり系企業の経営戦略支援を総合的に実施します。

一方、区内には、現代のものづくりに必要な組込みソフトからアプリケーションまでを手掛ける情報通信業や新製品・新技術を生み出す源泉である研究開発型企业も数多く立地しています。こうした企業をより一層誘致するための多面的な支援を実施します。

②産学公連携の推進

区内産業の活性化のため、高等専門学校や大学等が保有するノウハウ・技術を区内中小企業が積極的に活用できるよう、産学公の連携を推進します。

③ものづくり人材の育成

都市型工業と呼ばれる付加価値の高いものづくりを推進するために、高度な知識、技術、技能を有するものづくり人材を育成するとともに、次代を担う子どもたちを対象に、「ものづくり」の楽しさを伝えるため、継続的に子どもたちに様々な「ものづくり」を教え、次世代のものづくり産業に携わる人材の育成を図ります。また、長年の経験等により培われた熟練技能者等がもつ技術・技能の継承を図ります。

④マーケット拡大の支援

世界経済のグローバル化が進展する中で、区内企業がもつ高い技術力等の活きた情報を、国内外で必要とする企業（人）に対し、インターネットや国内外の展示会を活用し効果的に発信するとともに、東南アジア地域等への海外進出に取り組む区内中小企業の活動拠点づくりを支援するなど、国内外におけるマーケットの拡大を積極的に支援します。

⑤産業活性化拠点施設の整備

大崎駅周辺の再開発地域に、ものづくり産業を中心とした技術者の交流を促進し、新しい価値を生み出す拠点を目指し、ベンチャーオフィス、多目的スペース、工房等を備えた（仮称）産業支援施設を開設します。

基本政策 1-2-4：区民生活を豊かにする商店街を支援する

商店街は、日常生活に必要な商品を提供する流通・交流の場であると同時に、地域の安全・安心の確保や環境問題への取り組みなど、地域コミュニティの核として大きな役割を果たしてきました。区民にとって住みやすいまちづくりを推進していくためには、個々の商店街が地域のニーズを捉えながら、創意工夫を行い特色ある取り組みを展開することにより、集客や売り上げの増加を図り、地域の生活インフラとして安定的に存続していることが重要です。

<個別施策>

①にぎわいのある商店街づくり

商店街のみならず地域にも活気をもたらす「にぎわい」を創出し、生活圏で買い物を楽しめる商店街づくりを行うことが重要です。このため、引き続き、街区の整備、販売促進、情報発信など、商店街の活性化のための自主的な取り組みや地域・学生などとの協働の推進について、支援を行ってまいります。今後は、観光施策との連携を図り、商店街を品川区の代表的な観光資源として、国内外に発信し、広域的な集客を図ります。

②小規模商店街の活力づくり

地域に暮らす高齢者や子育て世代などにとって、身近にある生活密着型の商店街は生活インフラとして不可欠な存在です。このため、事務局機能をもたない小規模商店街などの活動支援や活力づくりに取り組みます。

③魅力ある個店の育成・支援

商店街を活性化するためには、商店街の組織的な活動とともに、集客力のある「魅力ある個店」の存在が重要な要素となっています。顧客ニーズに合った商品の提供を基本に、店舗のレイアウトやデザイン、接客、サービス、情報など、消費者の購買意欲を高めるための付加価値を備えた「魅力ある個店」を店舗間の連携も図りつつ、育成・支援することで、商店街の活力を向上させ地域商業全体の活性化を図ります。

基本方針 1－3 都市型観光を推進する

政策の方向

品川区の既存の観光資源の魅力を再発見するとともに、品川区の魅力をPRし、地域ブランドの定着をめざします。また、来訪者にとって分かりやすく利用しやすい情報提供を図り、満足度の高い「もてなし」のための必要な場としくみを整備します。

現在の状況

品川区における観光資源は、人びとの暮らしや産業、歴史に根差したものであり、神社仏閣や祭り、歴史のあるまちなみ、水辺の空間、活気のある商店街、伝統工芸、ものづくり産業など、多種多様なものがあります。

品川区は、平成17年度（2005年度）に策定した「品川区都市型観光アクションプラン」や東京都の観光産業振興プランなどを踏まえた観光施策を実施し、まち歩きや商店街にスポットを当てた「つまみ食いウォーク」、船を使った水辺観光など独自の成果を挙げてきています。今後は、平成24年（2012年）3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」など国の動向も視野に置きつつ、観光施策を実施していく必要があります。

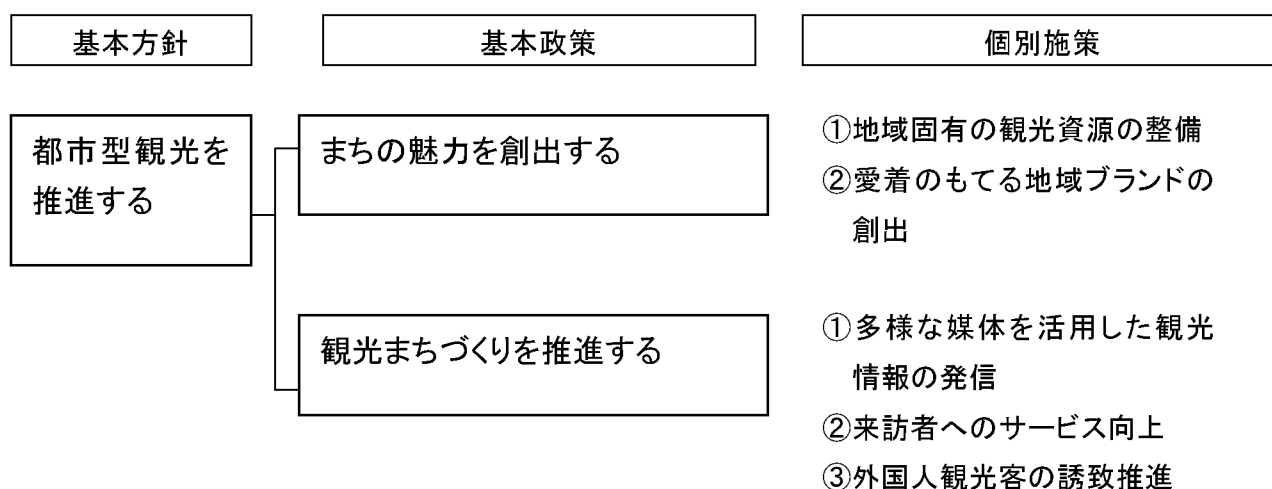
今後の課題

品川区は、大都市東京の一部であり、全国的に名の通った観光立地ではありませんが、品川区らしさや地域ならではのこだわりを品川のまちの誇りとして輝かせることが、品川区の観光の方向性であると考えます。

例えば、水辺環境や商店街のにぎわいなど、それぞれの地域がもつ魅力を区民や企業などの協力のもと、掘り起こし、発信していきます。

既存の観光資源は、見せ方や伝え方の工夫、他の資源との複合によって新たな魅力を発揮する可能性があり、これらの資源にさらに磨きをかけ、国内外に効果的にアピールすることによって、人びとがにぎわい、「もてなし」と交流の喜びがあふれる元気なまち品川区をめざします。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-3-1：まちの魅力を創出する

高層ビルが立ち並ぶ未来的な空間からレトロな人間味あふれる横丁まで、まちの様々な交流の場からにぎわいが生まれます。品川区の魅力を来訪者の視点で改めて見直し、観光資源として磨き、愛着と誇りをもってアピールしていきます。また、磨き上げた観光資源について、様々な情報媒体を使ってその特徴を発信するとともに、それぞれの状況・場面において活用することにより、地域ブランドとして育てます。

<個別施策>

①地域固有の観光資源の整備

都市型観光を推進するため、品川区における地域固有の魅力や、来訪者の目に触れる機会が少ない資源を掘り起こし、改めて人びとが注目し楽しめる観光資源として磨きなおします。

②愛着のもてる地域ブランドの創出

来訪者にその街を紹介するとき、地域の人びとがそのまちに愛着と誇りをもっていることが、「もてなし」の工夫や気配りにつながります。そのため、伝統を活かした商品づくりやいわれのある場所の紹介など、地域の人びとが愛着をもって語れるような品川区ならではのストーリーやテーマ性について、様々な機会と場を捉えてPRし、地域ブランドとして定着させていきます。

基本政策 1-3-2：観光まちづくりを推進する

観光資源を効果的な方法で発信することによって、国内外からより多くの人びとに訪訪していただき、地域との交流やふれあいの場をつくることによって、リピーターをつくるしくみづくりを進めます。

<個別施策>

①多様な媒体を活用した観光情報の発信

訪問してみたいと人びとに思わせる情報を、多様な媒体を活用して発信することにより、誘客を促します。その際、新鮮で魅力ある情報をリアルタイムに発信します。

②来訪者へのサービス向上

魅力ある情報を発信して、来訪した人びとに満足していただくことにより、人から人へと地域の魅力が広く伝わっていきます。そのためには、来訪した人びとに、また行きたい、また会いたいと思っただけ「もてなし」と交流ができる場としくみづくりに取り組みます。

③外国人観光客の誘致推進

来日する外国人観光客は、国の観光政策の推進により年々増加しています。

特に東京都周辺への外国人来訪者は、平成 32 年(2020 年)東京オリンピック・パラリンピックの開催や各種国際会議・イベントなどにより、さらに加速して増加することが見込まれます。こうした状況を踏まえ、外国人観光客のうち、特に個人旅行者を対象として、観光情報の発信や来訪者へのサービスの向上を進めます。

基本方針 1－4 伝統と文化の継承と発展を図る

政策の方向

区内に受け継がれてきた伝統文化・工芸の継承を支援するとともに、区の歴史や文化財等の収集・活用を図ります。

また、活動や発表の機会と場の提供等により、区民の様々な文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化芸術を鑑賞する機会を提供し、区内の文化や芸術を広く紹介して人材の発掘、育成につなげ、区内文化の発展を図ります。

現在の状況

品川区は古い歴史をもつまちであり、江戸の昔からの伝統的なお祭りが今も生活の中に生き、大勢の人でにぎわっています。その中で、江戸の里神楽などの伝統芸能や江戸切子などの伝統工芸も受け継がれ、今も活かされています。大森貝塚は、日本考古学発祥の地としてその名を全国に知られており、区内の遺跡から発掘された文化財や歴史ある神社仏閣と、そこに伝わる文化財が多数存在しています。

一方、新しい文化の息吹も伝わっています。区内には、すぐれた現代美術の紹介で高く評価されている美術館や、日本を代表する劇団のミュージカル劇場、そして意欲的な作品が上演される劇場などの民間文化施設が立地し、第一線の文化を提供しています。また、区立の総合区民会館「きゅりあん」・「スクエア荏原」や〇美術館では、コンサートや展覧会が開催され、区民への身近な文化提供の場、そして区民の文化活動の場として重要な役割を果たしています。

都心に近く生活環境も整っている品川区には、文化芸術の振興に理解がある民間企業が立地するとともに多くの文化芸術関係者が居住しており、そうした専門家の存在は区内文化の発展を図るうえで潜在的な力となっています。また、区内には、様々な文化芸術団体が活動しており、区内文化の振興に大きな役割を果たしています。

区民の文化芸術活動も活発に行われています。様々な分野で自主的なグループや個人が文化センター等で活動しており、これらすべての人びとが、品川区の文化芸術の振興を担っています。

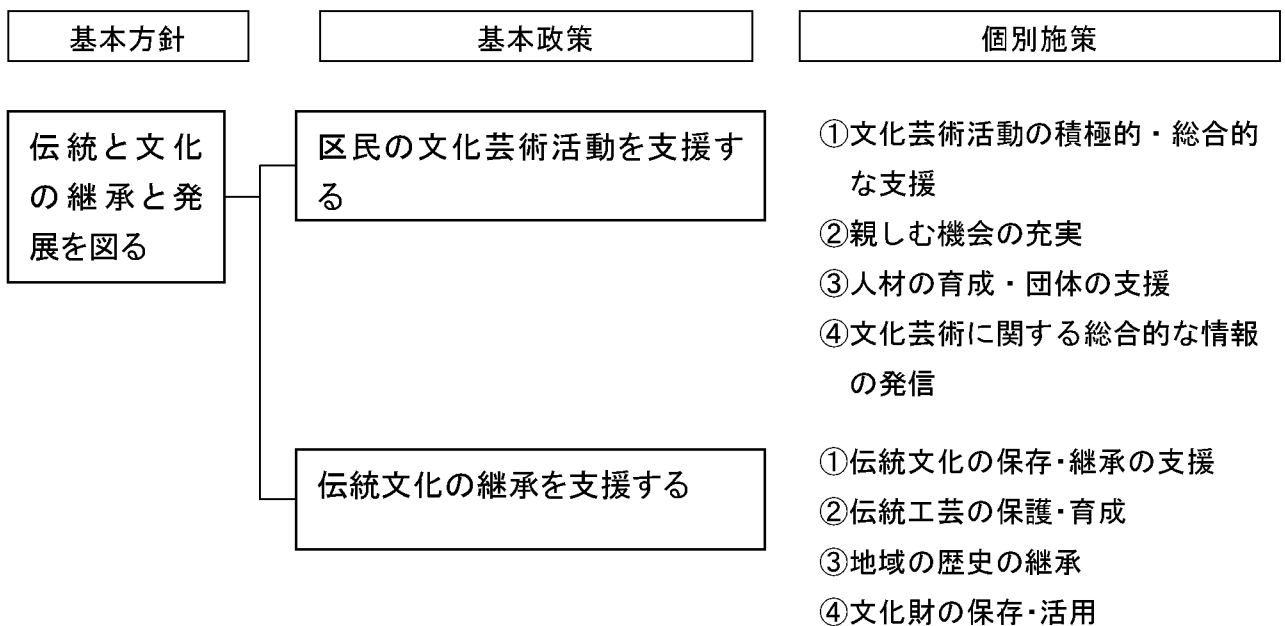
今後の課題

都心化が進む品川区の変化と、国際都市東京で生活する区民のライフスタイルの変化を踏まえて、品川区の伝統文化を継承、発展させ、新たな文化を創造し、多様な地域文化を振興するため、平成22年（2010年）3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定しました。今後は、ビジョンが示す具体的な施策を展開し、多様な地域文化を振興することが必要になっています。

また、地域の文化芸術活動の担い手として、既存の活動を支援するとともに、団塊世代をはじめとした多くの区民がより積極的に文化芸術にふれあうことができるよう、地域の文化芸術活動への参加を促進するための環境づくりが求められています。

こうした文化芸術活動の推進にあたっては、「品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例」の趣旨を活かして、区民、文化芸術団体、企業等と区がそれぞれの役割を果たし、相互にパートナーシップを結び、連携・協力して文化振興を図ることが求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-4-1：区民の文化芸術活動を支援する

品川区を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな地域文化を振興するための「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」に基づき、区内の様々な文化芸術活動を支援するとともに、自主性を尊重した団体間ネットワークの形成を図ります。

また、区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化を支える機会を増やすことによって、文化芸術の継承・発展・創造を担う人材の発掘・育成を図ります。さらに、子どもたちが、伝統文化をはじめ文化芸術に触れる機会を増やすなど、人材育成を充実します。

こうして醸成された地域文化を、地域経済や観光、教育、福祉をはじめ、広くまちづくりに活かすため、関係団体等の連携・協力を進めます。

また、広く区民に対して、文化活動の機会や場、団体等の各種情報を総合的に発信するしくみづくりを行うなど、文化振興によるまちづくりを推進します。

<個別施策>

①文化芸術活動の積極的・総合的な支援

身近なところで豊かな文化芸術活動を行い、新たな地域文化を創造する環境を整備します。

②親しむ機会の充実

区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化に親しむ機会を増やします。

③人材の育成・団体の支援

地域の文化芸術活動を担う人材の育成を支援します。また、区民の文化芸術活動の活性化に向けて、文化団体が区民を対象として行う事業を支援します。

④文化芸術に関する総合的な情報の発信

区民の文化芸術活動や区内の民間団体等の活動も含めた様々な情報を収集し、情報誌やホームページを通じて発信するしくみを検討します。

基本政策 1-4-2：伝統文化の継承を支援する

伝統文化・伝統芸能に関する活動に対し、人材育成も含めて支援するとともに、多くの区民がこれらの伝統文化にふれあう機会を設け、継承・普及・発展を推進します。また、子どもたちに伝統文化についての学習と参加の機会の充実を図ります。

さらに、広く区民に品川区の歴史を知ってもらうため、新しい品川区史を刊行し、品川歴史館の機能を活用して地域の歴史の継承と普及を図ります。あわせて、指定文化財等の保存・公開・活用に取り組みます。

<個別施策>

①伝統文化の保存・継承の支援

伝統芸能の活動や公演の場の提供等を通じて、後継者の育成等を支援するとともに、子どもたちを含めた多数の区民が伝統文化・伝統芸能に触れる機会の充実を図り、その理解と普及を図ります。

②伝統工芸の保護・育成

品川区に伝わる伝統工芸を守り伝えるため、理解・普及を図るとともに、伝統工芸発展のための活動を支援します。

③地域の歴史の継承

新しい品川区史を刊行し、それをもとに品川区の歴史を次代に伝えます。新しい品川区史の成果を区民に還元するとともに、とりわけ次代を担う子どもたちが品川区史を通じて世代間の交流を図り、区の歴史に親しめるよう活用を図っていきます。また、品川歴史館を拠点に、品川区史を活用した学習の場を区民とともにつくっていきます。さらに次の世代に現在の区の姿を継承するための態勢を築きます。

④文化財の保存・活用

地域の歴史的な文化資源を掘り起こし、指定文化財の保存・活用を図ります。

基本方針 1-5 生涯学習・スポーツを振興する

政策の方向

生涯学習・スポーツの振興のための環境整備を推進するとともに、多様化する利用者ニーズに応じた学習内容の提供や学習成果を社会に還元するしくみの構築、地域に根ざしたスポーツクラブの設置など、自立的・自主的な活動を推進するための支援体制を構築します。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、区民の多様なスポーツ活動を支援し、地域の活性化につなげていきます。

現在の状況

品川区は、平成22年（2010年）3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定し、目的や年齢に応じた生涯学習・スポーツに関する機会やプログラムの充実に努めています。また、公園運動施設等の利用のための施設予約システムや図書館へのインターネットサービスの導入、ビジネス支援図書館の開設など、利便性向上や新しいサービスの提供を図ってきました。

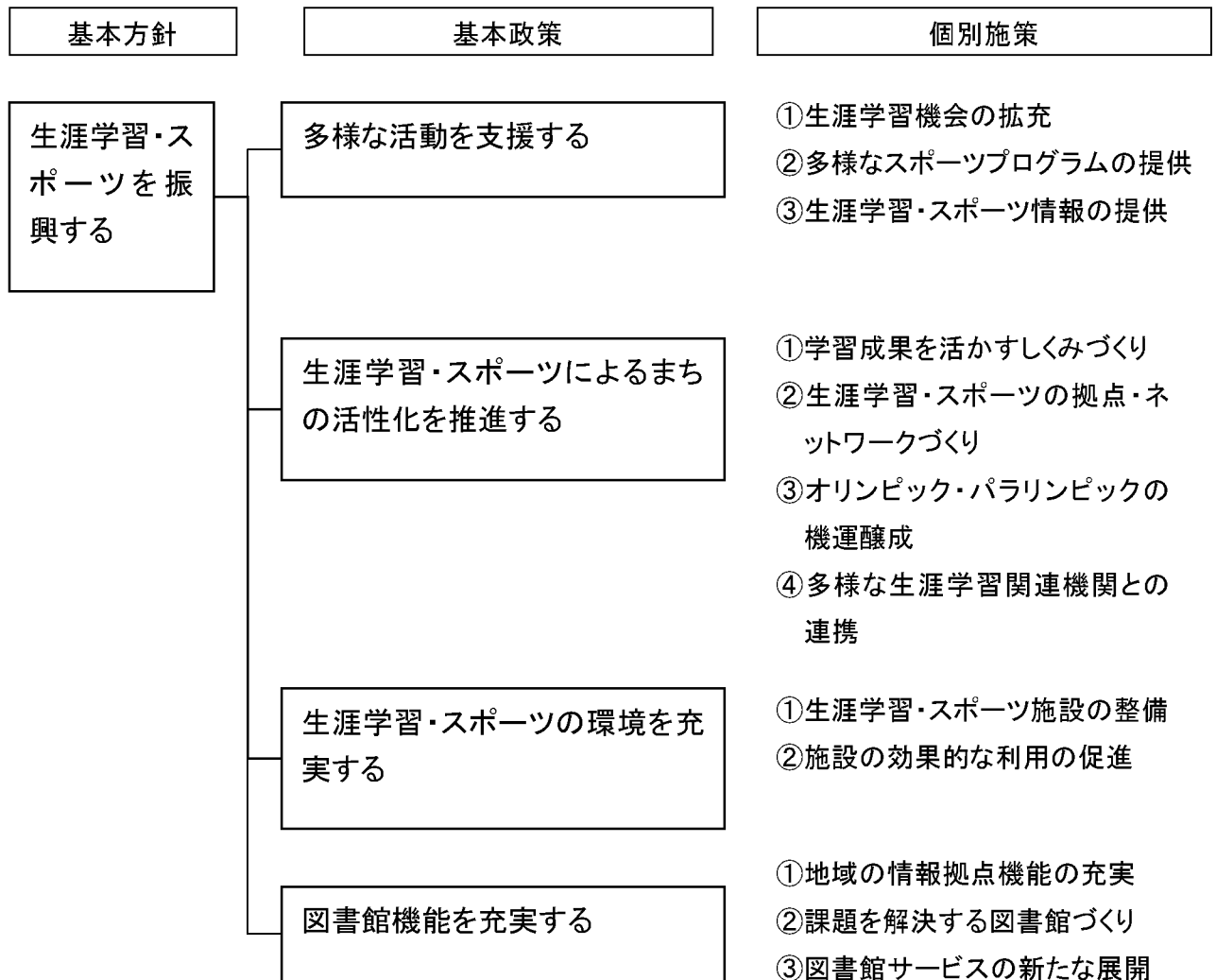
これらの取り組みによって、生涯学習関連の講座を終えた方々が地域貢献活動に取り組むなど、自主的な生涯学習活動や地域活動の展開が見られるようになってきました。また、スポーツ関連施設や生涯学習施設の利用、図書館貸出冊数等も増加してきています。

今後の課題

区民のニーズの拡大と多様化が予測される中、区民の自立的・自主的な活動を育て、区民との協働による生涯学習のしくみを構築することが求められています。

また、平成32年（2020年）オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことに伴い、これまで以上に区民のスポーツへの興味と関心は高まり、参加する、観戦する、支えるなど多様なスポーツへの関わり方が求められてきます。このような区民意識の高まりを地域の活性化につなげ、区民の身近なところでいつでも誰もがスポーツに親しめる機会を提供し生涯スポーツ社会を推進するためには、地域に根ざした自主運営によるスポーツクラブの設置・充実に努めるとともに、質の高いスポーツ指導者やボランティア等を育成することが求められており、そのためには、スポーツ関連機関・団体との連携が不可欠です。なお、今後は、団塊世代をはじめとした区民の学習活動、地域活動の活発化が予測され、これに連動して、地域文化の担い手として公立図書館の役割に対する期待が高まっていることから、課題解決機能の充実や区民のニーズに即したサービスの展開が求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-5-1：多様な活動を支援する

区民一人ひとりが生涯を通じて自立的・自主的に多様な活動を行うことができるよう、生涯学習・スポーツに関する機会やプログラムの拡充を図るとともに、情報の提供を充実します。

<個別施策>

①生涯学習機会の拡充

一般教養から地域課題を解決するための学習まで、生涯にわたって主体的に学ぶことができるよう多様な機会の拡充を図ります。

②多様なスポーツプログラムの提供

年齢や障害の有無にかかわらず生涯を通じて誰もがスポーツに親しめる社会を実現するため、目的・体力・技術等に応じた多様なスポーツプログラムを提供します。

③生涯学習・スポーツ情報の提供

区民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を促進するため、情報・交流の機会として、インターネットや情報誌による情報発信、交流の場づくりを充実します。

基本政策 1-5-2：生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

豊かで活力ある地域社会をつくるため、生涯学習関連の講座を終えた方々が地域貢献活動に取り組むなど、学習成果を地域に活かすしくみの構築を図るほか、スポーツ団体等の連携・協力を促進します。

また、平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、地域の活性化を図るため、区民がスポーツに親しむ機会のさらなる充実を図ります。

<個別施策>

①学習成果を活かすしくみづくり

ボランティア講師や、地域貢献のボランティア育成など、区民の学習活動をまちづくり、地域づくりに活かす生涯学習システムを構築します。

②生涯学習・スポーツの拠点・ネットワークづくり

文化センターをはじめとした区の施設を地域の生涯学習の拠点として位置づけ、NPOやボランティア団体、自主グループ等とのネットワークづくりを進めます。

また、地域スポーツクラブの設置・充実など自主運営によるスポーツ活動を促進するとともに、スポーツに関わる関連機関・団体の連携を促進します。

③オリンピック・パラリンピックの機運醸成

平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、地域の活性化を図るため、実施競技の周知、体験、観戦など、区民がスポーツに親しむ機会のさらなる充実を図ります。

④多様な生涯学習関連機関との連携

区内の高校・専門学校・大学、民間企業と連携し、地域全体で多様な生涯学習を推進します。

基本政策 1-5-3 : 生涯学習・スポーツの環境を充実する

区民の学習活動やサークル活動が活発に展開され、また、活動内容が多様化してきていることから、生涯学習・スポーツの環境の充実が求められています。そのため、生涯学習・スポーツ施設の計画的改修等を行い、地域の活動拠点にふさわしい施設としての環境を整備します。

<個別施策>

① 生涯学習・スポーツ施設の整備

文化センター、図書館、スポーツ施設、品川歴史館などの計画的改修等を行います。

② 施設の効果的な利用の促進

今後拡大する生涯学習・スポーツの需要に応え、多様な地域コミュニティ等を活用した運営方法について検討します。また、利用時間帯の工夫など、区民の利便性を向上するための施設の効果的な利用方法を検討します。

基本政策 1-5-4 : 図書館機能を充実する

生涯学習社会、高度情報社会を迎え、さらに活発化する区民各層の学習活動や地域活動を支援するため、多様な図書館機能の充実が求められています。これまで、インターネットサービスの導入、ビジネス支援図書館の開設、子ども読書活動の推進、窓口等業務委託など先駆的な施策を実施し、サービスの充実に努めてきました。今後は、地域の情報拠点機能の充実や課題解決型図書館づくりをめざしていきます。さらに、魅力のある図書館サービスを効率的・効果的に行います。

<個別施策>

①地域の情報拠点機能の充実

学習活動や地域活動の活発化にあわせ、高度情報社会に対応した新しい資料や情報機器の充実を図り、地域の情報拠点として整備を推進します。

②課題を解決する図書館づくり

「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、地域・家庭・学校と連携し、子どもの読書活動を推進します。

また、区民が抱える様々な現代的課題の解決を支援するため、豊富な資料を有効に活用して特色あるコーナーづくりを進めるとともに、様々な情報講座を開催し、課題解決機能の充実を図ります。

③図書館サービスの新たな展開

進展する情報社会に対応するため図書館電算システムの改善を図ります。また、多様な区民の図書館利用を促進するため、ネットワーク環境の整備・充実を図るとともに、NPO・ボランティア・関係機関との連携を活かすなど、新たなサービスの提供をめざします。

基本方針 1-6 国際交流を推進する

政策の方向

品川区は、生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を備えており、その力を十分に発揮できるよう多様な国際交流の推進を図るとともに、国際都市品川区の魅力を活かした施策に取り組みます。

現在の状況

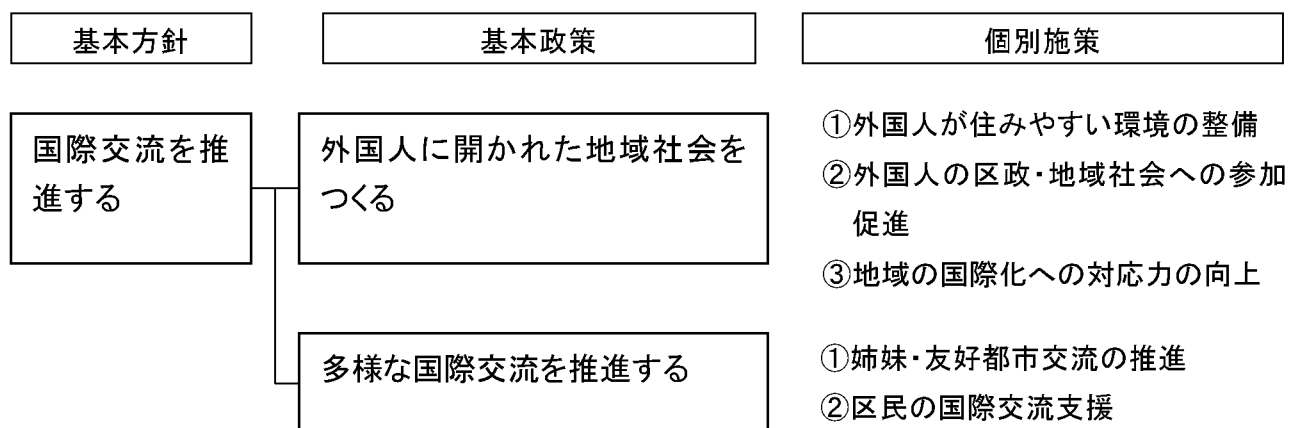
外国都市との交流については、昭和 59 年（1984 年）に姉妹都市提携をした米国メイン州ポートランド市をはじめ、スイス・ジュネーヴ市、ニュージーランド・オークランド市とは友好都市提携を行い、次代を担う青少年のホームステイ相互派遣など、国際交流事業に力を注ぎ、区民の間では国際相互理解が深まってきました。

今後の課題

近年、品川区で暮らす外国人は定住化・永住化の傾向にあり、外国人の暮らしを取り巻く環境の整備に加え、地域に溶け込めるよう身近な交流を深めることが期待されています。今後、外国人が参加できる事業を拡大していくとともに、外国人の地域での活動・活躍の場をつくり、地域における異文化への一層の理解と尊重の精神を普及・啓発していきます。

また、羽田空港から品川駅への交通アクセスの良さにより品川区近辺を往来する外国人来訪者が増加傾向にあることに加え、平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、今後、品川区への外国人来訪者はますます増加し、地域における国際化が進展することが見込まれるため、区民の国際化への対応力を向上する必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-6-1：外国人に開かれた地域社会をつくる

外国人の定住化・永住化や外国人来訪者の増加など、今後、ますます進展する地域の国際化に対応するため、外国人向けの情報発信や相談事業を充実させるなど、外国人が生活しやすく、有意義な時間を過ごしてもらえるような環境の整備を推進します。また、地域行事などへの外国人の参加を促し、外国人に開かれた地域社会づくりを進めます。

<個別施策>

①外国人が住みやすい環境の整備

外国人が暮らしやすいよう、外国人向けの情報発信を充実します。また、外国人向けの相談事業を充実し、外国人にも住みやすい環境を整備します。

②外国人の区政・地域社会への参加促進

外国人が地域に溶け込めるよう、居住する地域への理解を図るとともに、地域行事などへ気軽に参加、交流できるような体制を整えます。

③地域の国際化への対応力の向上

地域の国際化に対する意識醸成や外国人来訪者への対応に向けた支援を行います。

基本政策 1-6-2：多様な国際交流を推進する

現況の姉妹・友好都市交流に加え、地域における外国文化との交流を深め、異文化への相互理解を図ります。また、若い世代を中心に、国際社会への架け橋となる人材の育成を行います。

<個別施策>

①姉妹・友好都市交流の推進

人と人との草の根交流を基調に相互理解と友情のきずなを深め、ひいては世界平和の維持に貢献できるよう、区民一人ひとりが国際文化を理解し、さらには国際社会で活躍できる力を育めるよう国際交流を推進します。

②区民の国際交流支援

区内の外国人支援団体・国際交流団体はもちろんのこと、地域における様々な国際交流活動についても支援していきます。

都市像 2 未来を創る子育て・教育都市

基本方針 2-1 子育て、親育ちを支援する

政策の方向

子育てを巡る環境が変化する中、子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを前提としつつ、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくことが必要です。全ての子どもの健全発達が保障される社会をめざし、親が子育ての喜びを通して自覚と自信を持つことができる、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。

現在の状況

核家族化・地域社会のつながりの希薄化などで、子育ての負担感や不安感、孤立感を持つ親が少なくないため、親としての心構えや知識を得る機会、子育て家庭の交流や気軽に相談ができる場の提供などの支援が必要となっています。

こうした中、保健センターでは、妊娠中から乳幼児期にかけて、母親・父親の子育て力の向上を目的として、母親学級・両親学級や育児学級を実施しています。保育園・幼稚園・児童センターでは、妊娠期から親同士の交流や学びの機会を提供するチャイルドステーション事業や子育て相談を行っています。児童センターでは、親子サロン・幼児クラブやオアシスルーム、保育園での一時保育などの在宅子育て支援の充実も図っています。また、ファミリーサポートセンター事業などの地域での子育て支援の取り組みとともに、ひとり親家庭や要支援家庭への支援に取り組んでいます。

また、都心回帰や景気の動向等により、多様化し増大する保育需要に対応するため、幼保一体施設の開設、認可保育園・認証保育所の開設支援等、待機児童対策に取り組んでいます。また、幼稚園と保育園に共通の乳幼児教育プログラムを作成し、幼児教育と保育の質の向上に努めています。

児童虐待を未然に防ぐには、身近な子育て相談窓口である子ども家庭支援センターと児童相談所のさらなる連携が求められており、第30次地方制度調査会の答申（平成25年（2013年）6月）においても、都から区へ移譲すべき事務とされています。

今後の課題

子育てという営みを通して親が親として成長していくことにより、喜びや生きがいにつながり、子どものよりよい育ちが実現します。そのために、子育て環境を整備するとともに、行政サービスを利用するだけでなく地域での人と人の

つながりを大切にし、お互い助け合う関係づくりを支援していく必要があります。

親が抱く出産、子どもの発育・発達、子育てについての不安の解消や障害の早期発見のために、関係機関との連携をより強化し、専門的相談・支援を一層充実していくことが必要です。さらに、児童虐待、障害など特に支援が必要な状況にある子どもや家族には、地域での連携を取りながら支援に取り組むことが望まれています。

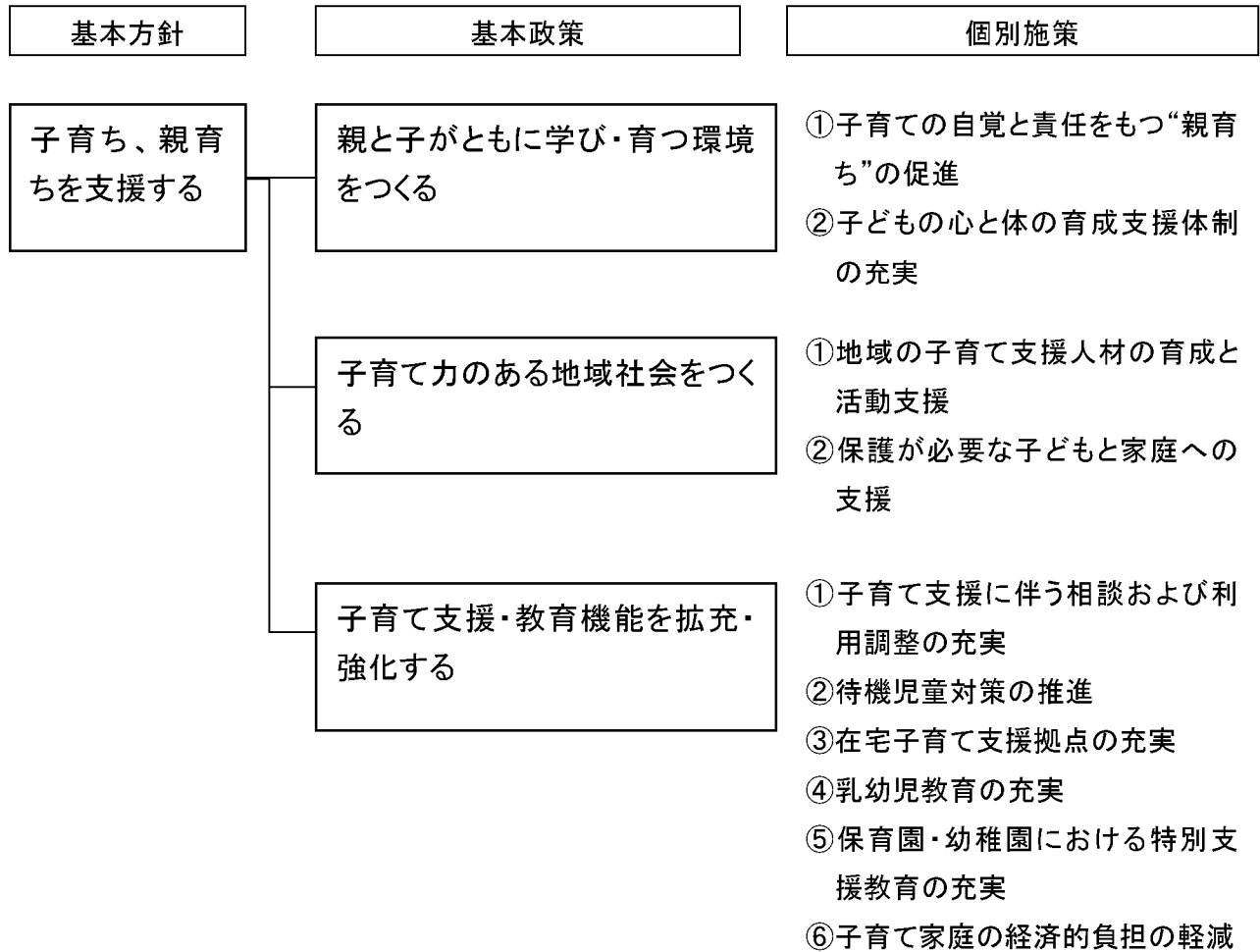
また、今後の保育需要の動向を見極めつつ、教育・保育施設の計画的整備や、勤務形態の多様化に応じた柔軟な保育、育児休業からの円滑な入園を進めていくことが重要です。

さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育を充実、強化するとともに、小学校への滑らかな接続を視野に入れ、幼稚園・保育園と小学校間における交流、連携を推進することが極めて重要です。

これからは、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、これまで区が先駆的に取り組んできた就学前教育の推進などの成果を踏まえ、家庭における子育てと多様な就労を支える保育サービスを、多面的にとらえる子育て支援策の充実を図ります。

児童相談所については、現在、都区の役割分担や課題について整理しており、都から区への移管に向け具体的に検討を進めていく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-1-1：親と子がともに学び・育つ環境をつくる

核家族化の進行や生活様式の多様化にともない、親から子へ、お年よりから若い世代へと子育てを教え、学ぶことが困難となっている現状を踏まえ、親としての育ちを総合的、計画的に支援することが必要となっています。そのため、これから親となる子ども、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、妊娠、出産、子育てに至る段階で必要となる情報の提供や不安の軽減等により、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

<個別施策>

①子育ての自覚と責任をもつ‘親育ち’の促進

乳幼児家庭の孤立化の防止や、育児不安の払拭・解消を図るために、親同士の交流・学習を通じた子育て意識の体得、父親の育児参加の啓発などをおして親育ちを支援します。

さらに、次代を担う中学・高校・大学生が乳幼児親子とのふれあいをとおして、子どもを生み育てることの尊さや喜びを体験する機会を設けます。

②子どもの心と体の育成支援体制の充実

子どもの健やかな発育・発達を支援し、安心してのびのびと子育てができるよう、妊娠期から乳幼児期にわたり状況に応じた相談・支援、情報提供の機会を設けるとともに、地域における支え合いの充実を図ります。

基本政策 2-1-2：子育て力のある地域社会をつくる

子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りが希薄になりがちな社会状況において、地域における多世代、多様な主体の参加を促し、子育て力のある地域社会をつくります。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関の連携強化なども推進します。

<個別施策>

①地域の子育て支援人材の育成と活動支援

子育てを経験したシニア世代等の活用や子育て力を持つ様々な団体との協働を図るなど、地域社会が一体となって子育てに取り組むための環境づくりを進め、地域における子育て力を一段と高めていきます。

②保護が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待や、要支援家庭、要保護児童の増加の中で、その対処にあたっては、地域の関係機関が連携し対応する体制を強化します。また、親同士が互いに悩みを打ち明け、話し合うグループワーク等を開催し、虐待等の未然防止を図ります。

基本政策 2-1-3：子育て支援・教育機能を拡充・強化する

社会情勢に応じた多様な保育サービスを展開するとともに、児童センターの機能を強化し、子育てが孤立化しないよう、子育て家庭全体を支援します。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

<個別施策>

①子育て支援に伴う相談および利用調整の充実

子育てに伴う様々な相談に対応し、さらに保育園・幼稚園などの教育・保育施設や、子育て支援事業等について、必要な情報提供と円滑な利用ができるよう、関係機関との連絡調整等を行いながら、コーディネートします。

②待機児童対策の推進

増加し高まる保育需要に対応するため、認可保育園・認証保育所の新規開設や家庭的保育事業の拡充等により、受け入れ枠の拡大を図ります。

また、社会情勢の変化にともないパートタイムなど様々な就労形態が増加していることを受け、新たな区民ニーズや就労形態に対応した保育を実施します。

③在宅子育て支援拠点の充実

子育て家庭が孤立していると言われる中、親子が気軽に利用し集えるように、地域子育て支援センターや保育園、児童センター、子育て交流サロン等の子どもの施設の充実を図り、子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、子育てサークルなどへの支援をとおして、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。

④乳幼児教育の充実

幼稚園・保育園を問わず、就学前の子どもに質の高い乳幼児教育の実践を進めるとともに、保護者に向けて啓発を行い、小学校への滑らかな接続をめざします。また、豊かな幼児期を経て就学へ接続するため、職員研修や教材教具の充実および保育教育環境の向上を図ります。

⑤保育園・幼稚園における特別支援教育の充実

発達障害など配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置を充実させることにより、きめ細かな対応を図ります。また、保育者の知識・対応力向上のため、体系的な研修や巡回相談を充実させます。さらに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発を行うと

ともに、就学に向けて関係機関との連携を図ります。

⑥子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てし住み続けられるように、子育てに係る費用の経済的負担を軽減し、子育て世帯を経済面から支援します。

基本方針 2-2 学校教育の充実を図る

政策の方向

児童・生徒の学力向上と人間形成のために学校教育が担う役割を踏まえ、「品川の教育改革『プラン 21』」をとおして学校経営の改善、向上と教員の意識改革、資質向上を図り、小中一貫教育等を推進するとともに、自主性・自律性の高い学校の教育力をもって着実に教育目標を達成します。

現在の状況

子どもたちの確かな学力と豊かな社会性・人間性の育成をめざして、平成 11 年（1999 年）に「品川の教育改革『プラン 21』」を策定し、学校選択制、外部評価制度、学力定着度調査等の施策を導入しました。あわせて、施設一体型小中一貫校 6 校の建設、習熟度別学習、小学校における教科担任制、中学校の公開授業、小中連携教育、小学校での英語学習などを導入し、特色ある学校づくりを進めるとともに、保護者・地域とともに新しい学校の創造に努めてきました。

さらに平成 18 年度（2006 年度）より、小中一貫教育をすべての区立小中学校で実施し、子どもの状況にあわせた、9 年間一貫した教育課程を通じて系統的な教育活動を実現し、教育目標の着実な達成に努めています。

学校選択制は、保護者が学校を選ぶシステムを提供するとともに、選ばれる学校になるために学校が自ら変わっていきこうという状況を積極的に生み出すことによって、学校を内から変えていくことをめざして導入された施策です。小中学校とも、従来の通学区域以外の学校を希望した割合は約 3 割となっています。一方で、就学人口が増大している地区や就学人口が一定程度あるにもかかわらず、選択されず小規模化している学校があります。

今後の課題

義務教育においては、児童・生徒の基礎学力の定着向上を図るとともに、互いの人権を尊重し、公共の精神に基づく思いやりの心と規範意識をもつ人間として育成することが求められています。さらに、伝統と文化を尊重し、進んで地域社会に貢献でき、自ら学び実践することのできる、個性と豊かな教養を備えた人間として育成することも必要です。工夫した教育課程や多様な学習形態により学習活動を充実させるとともに、市民科などを通じて自己を確立し社会の一員としての役割を果たせる資質や能力を家庭とともに身に付けさせることが求められています。

また、全国的な傾向として児童・生徒の体格は向上していますが、体力・運動能力は保護者の年代に比べ長期的に低下傾向にあります。平成 32 年（2020

年)に開催されるオリンピック・パラリンピックの招致を契機に、次世代を担う子どもたちの体力向上をめざし、実効性のある対策を講じなければなりません。

あわせて、子どもたちが、東京オリンピック・パラリンピックの際にボランティア等でも活躍できるよう、外国人とコミュニケーションできる実践的な語学力を身につけていく必要があります。

また、特別支援教育や区固有教員採用、各学校が導入した様々な特色ある教育活動が、子どもや保護者、地域のニーズに応えるものになっているか、さらに、それらの活動が具体的な成果をあげているかを評価する必要があります。その結果を保護者や地域に示し、情報を共有することで、学校と家庭・地域の信頼関係、教育連携を築いていくことが必要です。そのために、学校には単に教育活動を展開するだけではなく、その結果を踏まえ、さらに、学校自らが工夫・改善を行って次の教育活動を創造するような教員の意識や経営マネジメントの改善を図り、区民の期待に応えうる学校力の高い学校づくりを推進していくことが求められています。

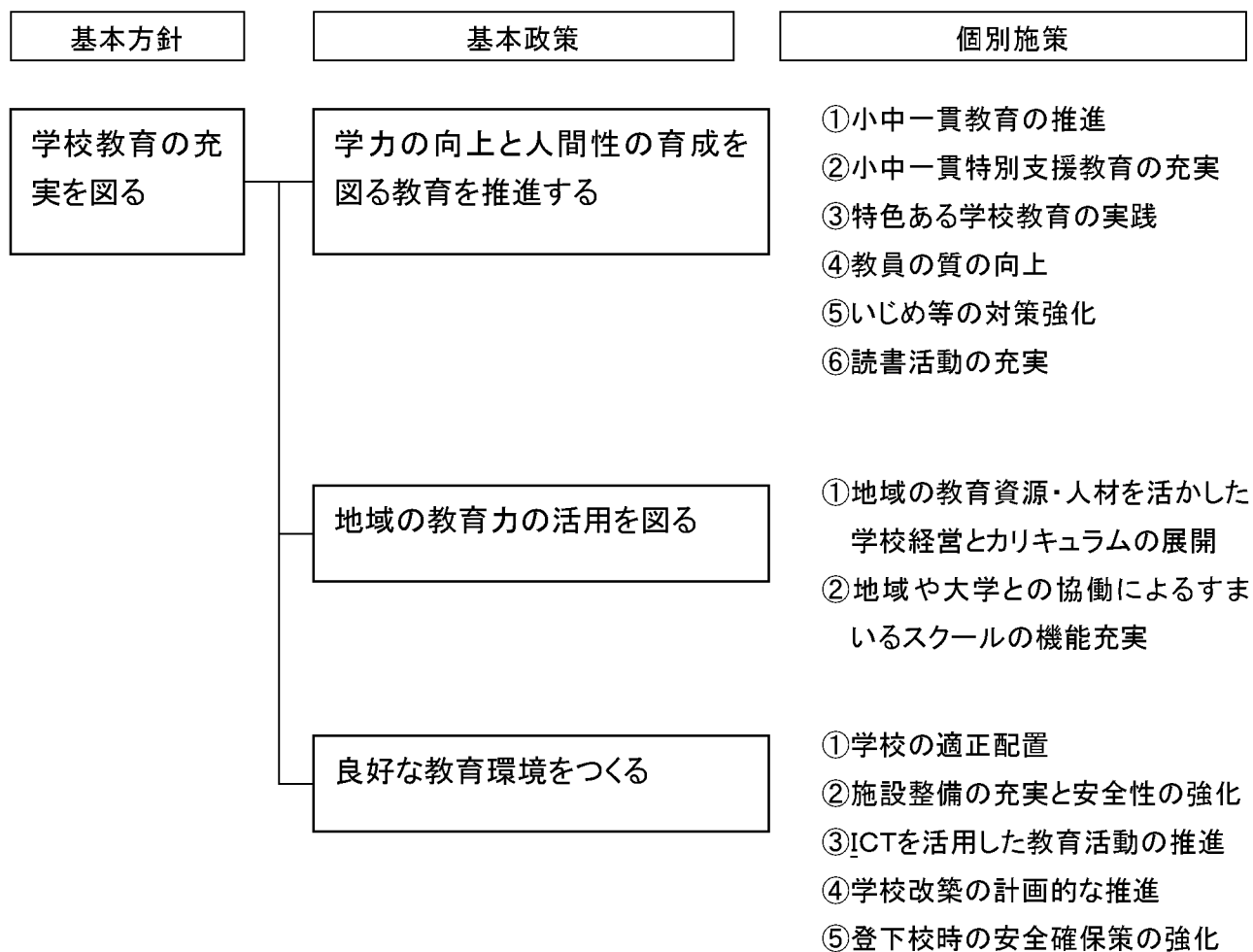
また、幼児が小学校へスムーズに入学できるよう幼稚園や保育園と小学校との連携も強く求められています。

教育の基盤となる施設設備についても、機能性を重視した教室配置や情報機器・設備の充実など、学習環境の一層の整備を推進していくことが必要です。

また今後、就学人口増が予測される地区の学校での受け入れ体制の検討と小規模化している学校への行政の対応が必要となってきます。

さらには、地元の学校を選択した子ども、保護者はもとより、通学区域以外の学校を選択した子ども、保護者に町会の行事等積極的に参加してもらえよう学校・PTAと町会・自治会との連携の場などが必要となってきます。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-2-1：学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

平成18年度（2006年度）から開始した小中一貫教育を評価し、課題を見出したうえで、保護者や地域のニーズに応えながら、子どもの心身の調和のとれた発達をめざす小中一貫教育を推進・充実させます。

また、多様で特色ある教育活動に積極的に取り組むとともに、指導的な立場となる区固有教員の採用や資質向上のための研修を徹底し、義務教育の質の向上を図ります。

さらに、小中一貫教育における特別支援教育については、個の発達に即した支援を継続的に行うシステムづくりを基盤として、専門家チームの派遣や巡回相談などの制度を整備、活用し、児童・生徒に対する適切な支援に取り組みます。

<個別施策>

①小中一貫教育の推進

学習や生活指導において9年間の系統的指導を行うために、すべての区立小中学校において小中一貫教育を実施しています。

小中一貫教育では、小学校から中学校への円滑な接続を図るとともに、異年齢集団における活動等を通し、子どもたちの社会性を育みます。

あわせて、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れ、子どもの発達段階を考慮して、体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう学校のみならず、家庭や地域社会と連携した取り組みを推進します。

②小中一貫特別支援教育の充実

発達障害を含め、様々な障害のある児童・生徒の増加、多様化に対応するため、特別支援学級を整備・増設するとともに、個々の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。また、保育園・幼稚園等と連携し、就学前段階からの一貫した支援・指導の実現により、特別支援教育の向上を図ります。

③特色ある学校教育の実践

コミュニケーション能力を身に付けたグローバル人材の育成に向けて、小学校英語のさらなる充実と小学校英語と中学校英語の円滑な接続を図り、子どもたちに、グローバル社会に通用するより高度な英語力を身に付けさせます。

また、スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク等の活動を通して、自らの進路選択や将来設計に役立つ資質・能力や意思決定力等を育成します。

④教員の質の向上

外部評価制度を活用し、自らの教育活動をより向上させるよう教員の意識改革を図り、教員の職層やキャリアに応じた教員研修などを充実させ、教員の資質向上を図ります。また、品川区独自の小中一貫教育を円滑・継続的に進めるため、品川区に愛着をもち、高い使命感と意欲がある教員を区費で独自に採用し、教育改革の原動力となる教員として育成することにより、学力の向上と豊かな人間性の育成を図る品川区の学校教育の充実をめざします。

⑤いじめ等の対策強化

いじめ防止に関しては、平成24年度（2012年度）に発足した「いじめ等の調査対策委員会」による提言を受け、「いじめられている子どもへの支援」、「地域・保護者による支援体制の構築」、「学校の対応」の観点から取り組みを充実します。また、子どもたちの「生きる力」、「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努めます。さらに、いじめる側の子どもの背景には、学校生活だけでなく家庭生活も含めた様々な要因が考えられるため、品川学校支援チーム（通称名：HEARTS）を中心とした関係機関との連携を強化します。また、携帯電話（スマートフォン）やインターネットによるトラブルの増加など、新たな課題に迅速かつ専門的に対応できるようスクールカウンセラーや教育センターによる教育相談機能を充実させます。

さらに、いじめとは異なりますが、教員等の大人による子どもへの体罰等の問題に関しても、疑いがある事例を見逃すことなく対応し、「学校への指導」、「教職員研修の充実」、「児童・生徒・教職員を対象とした調査及び要因分析」、「通報システムの構築」等に取り組み、問題の根絶を図ります。

今後も引き続き、いじめ・体罰等について品川区における考え方、対応等を明らかにし、児童・生徒、保護者、学校、地域、行政等が一丸となり予防、再発防止、根絶に向け取り組みます。

⑥読書活動の充実

子どもたちの読書離れや活字離れが、学習の礎となる「国語力」の形成の妨げとなっていることから、児童・生徒の読書習慣を確立するために、学校図書館の機能を充実し利用の活性化を図るとともに、読書指導の工夫や充実を図ります。

品川図書館は、学校図書館とのオンラインネットワークの安定した運用と運営支援要員の配置によって、学校図書館の運営を側面から支援するとともに、読書指導や調べ学習等への資料の貸出しを行います。

基本政策 2-2-2：地域の教育力の活用を図る

市民科を中心に学校や地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、地域の大学や高校なども含めた教育資源の活用や、地域人材による授業の充実とともに、すまいるスクールへの家庭・地域の参加を促します。また、家庭教育は教育の原点であり、家庭・学校・地域が役割と責任を果たせるよう、連携・強化を支援していきます。

さらに、外部評価の成果を踏まえ、地域の教育力のさらなる活用を図るため、地域と共にある学校づくりを推進し、地域と共に子どもたちを見守り育てるしくみを構築します。

<個別施策>

① 地域の教育資源・人材を活かした学校経営とカリキュラムの展開

公開授業や「まちの人々に学ぶ授業」等における地域の教育資源の活用や、地域人材による授業の充実などにより、学校・家庭・地域の連携を促進します。

また、家庭の教育力を向上させるため、行政が積極的に情報提供するなど、家庭教育への支援を実施します。

② 地域や大学との協働によるすまいるスクールの機能充実

放課後の学校施設を活用して児童の社会性や自立心を育てることを目的とするすまいるスクールについては、子ども未来事業部、教育委員会及び学校の連携だけでなく、家庭・学校と地域や大学が協働で児童の健全育成を図る場所とします。

基本政策 2-2-3：良好な教育環境をつくる

良好な教育環境の確保のために、就学人口の動向を見据え、校舎改築や学校配置のあり方について検討します。また、校務および教務の電子システム化による学校運営の効率化を図ってきましたが、さらに、教育活動におけるICT環境の整備についても積極的に推進します。導入にあたってはICT推進校や小規模校、活用例が豊富な特別支援学級等を先行させ、成果を踏まえつつ全校に計画的に整備していきます。さらに、学校施設の整備の充実や防災拠点としての機能強化、学校図書館の充実など、子どもの学びを支援する教育環境の整備を図るとともに学校の安全管理を徹底します。

<個別施策>

①学校の適正配置

将来的な就学人口を見据えたうえで、区立小中学校の学校配置のあり方について検討します。

②施設整備の充実と安全性の強化

学校の施設環境の充実を図るとともに、地震災害対策および災害時避難所としての安全性の確保を図ります。

③ICTを活用した教育活動の推進

校務および教務の電子システム化を引き続き進めるとともに、ICT環境を整備し、映像、音声を活用した授業や児童・生徒個々に応じた指導の充実、児童・生徒による協働学習や予復習、調べ学習や発表活動等の活性化を図ります。こうした教育活動を通じ、児童・生徒の学力を向上させるとともに、情報化したグローバル社会に対応できるコミュニケーション力やネット依存等に陥ることなく情報を活用する力「情報リテラシー」を育みます。

④学校改築の計画的な推進

校舎および屋内運動場の耐震化、老朽化施設の改修・改築の計画的推進を図ります。

⑤登下校時の安全確保策の強化

GPS機能付きの携帯電話である「まもるっち」の貸与、83運動などにより、登下校時における交通事故、連れ去り等の事件の未然防止を図ります。

基本方針 2-3 次代を担う青少年を育成する

政策の方向

すべての青少年の健全育成を図るため、異年齢・異世代層との交流や自然・社会・職業体験を通じて社会性を身に付けるとともに、思春期における心身の健康づくりに必要な正しい知識と意識がもてるよう、家庭や学校、地域社会が連携したしくみをつくります。

現在の状況

近年、青少年をめぐるのは、不登校・ひきこもり等の問題や、フリーターやニートと呼ばれる若者が増加してきており、若者の社会的経済的自立を支援する必要性が高まってきています。また、インターネットを利用した有害情報の流布や犯罪、不健全な図書類の販売など、青少年を取り巻く環境は問題が山積みしております。

こうした環境にあって、青少年健全育成のための様々な取り組みが進められています。成長期に夢中になれるようなスポーツや読書などの情報提供のほか、社会的体験をとおして、人とふれあうことで、社会性、協調性、自主性などを学ぶ少年少女対象の体験教室や各種スポーツ事業等を開催しています。

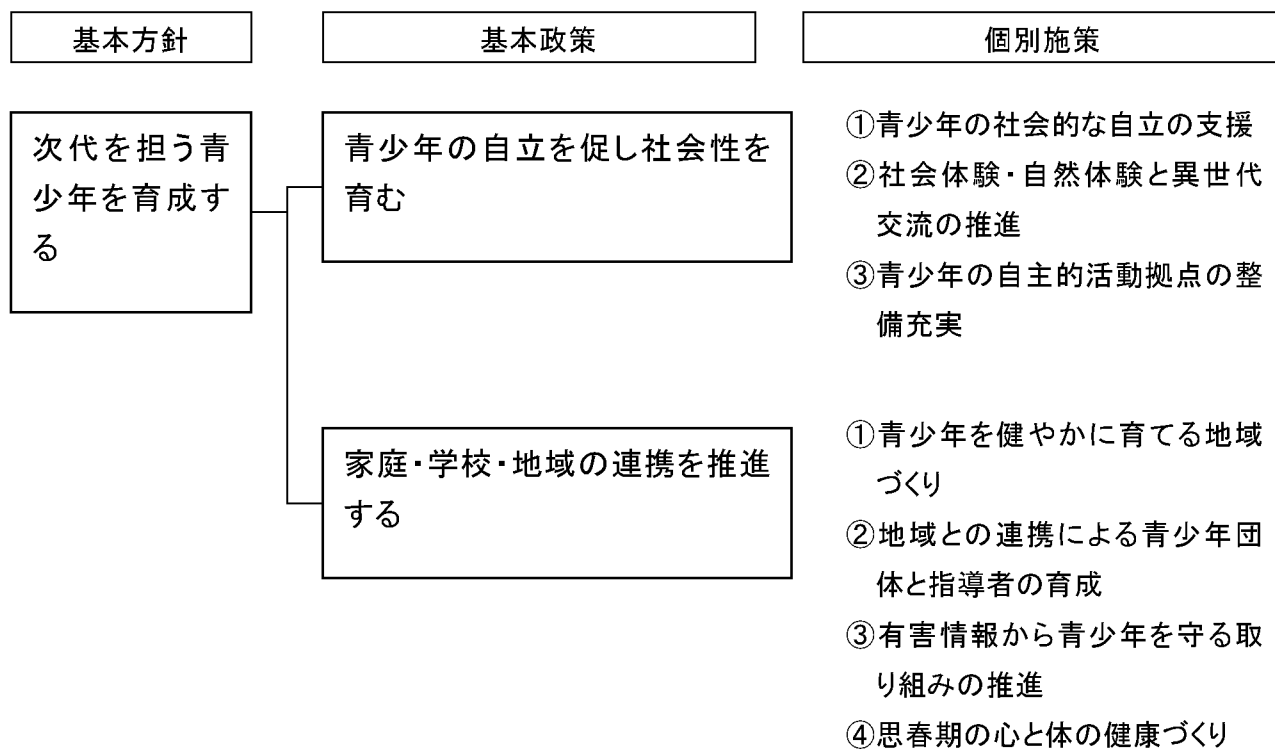
また、青少年対策地区委員会による健全な環境づくりに向けた事業や「家庭の日」の普及などによる明るい家庭づくりへの啓発事業、青少年委員による体験を重視した親子の絆を深める事業、保健センターによる思春期の心身の健康のための専門相談や講演会、さらに、喫煙・飲酒・薬物禁止等の普及啓発事業を実施し、青少年や保護者等の多くの参加を得ています。

今後の課題

高齢者、障害者、外国人等とわけ隔てなくつきあうことができるなど社会性を備えた青少年を育成するために、地域社会における異年齢・異世代間の交流を通じた多様な参加の機会と場を設けることが求められています。そのため、児童センター等の交流の機会充実を図るとともに、ボランティア活動や自然体験・社会体験等をとおして青少年の自立的・自発的活動を促す取り組みが重要となります。一方、平成 22 年（2010 年）4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく支援体制作りが各自治体に求められています。

また、思春期の心や体に関する健康づくりの普及啓発については、学校だけではなく、大人の自覚と責任のもとで、地域社会が一体となって展開していくことが重要です。パソコン・携帯電話の有害サイトや有害図書から青少年を守るためにも、家庭・学校・地域社会が連携・協力し取り組むことが必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-3-1：青少年の自立を促し社会性を育む

ボランティア活動等を促進し、ともに活動する青少年リーダーや青少年団体などの育成を図り、青少年の自立を支援します。

また、交流・活動拠点として児童センター・ティーンズプラザを、中学生、高校生を中心とする青少年の居場所として、また非行防止対策や相談の拠点としての機能充実を図ります。

<個別施策>

①青少年の社会的な自立の支援

ひきこもりやニートになる要因・状況は様々ですが、基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設けることにより、社会の一員としての自覚を高め、自立的に将来を決定できるよう施策の充実を図ります。

②社会体験・自然体験と異世代交流の推進

青少年が地域活動等の事業の企画・運営に直接携わったり、ボランティア活動や地域行事、社会体験・自然体験活動等社会性を育む活動に参加する機会を地域との協働により提供します。

③青少年の自主的活動拠点の整備充実

安心できる青少年の居場所を確保・整備し、青少年の自主的活動と自立を支援するとともに、その力をボランティア活動等によって地域に還元できるようにしていきます。

基本政策 2-3-2：家庭・学校・地域の連携を推進する

青少年の健全育成を推進するには、保護者、地域住民、学校、青少年の健全育成活動団体と品川区とが連携・協力した取り組みが重要です。相互に青少年に関する現状の認識と取り組みへの理解を促す機会や場を設けます。特に、インターネットや携帯電話等における有害情報から青少年を守るためには、青少年健全育成指導者や家庭の理解と協力が不可欠であることから連携体制の構築を推進します。

さらに、青少年健全育成活動における指導者やリーダーの発掘・育成と人材活用のネットワーク化を推進し、青少年の問題行動の早期発見・早期対処を図るため、正しい知識の提供や啓発を行い、地域や年齢層を越えて地域が一体となった健全育成を推進します。

<個別施策>

①青少年を健やかに育てる地域づくり

青少年の健全育成には、家庭・学校・地域の連携が不可欠であり、地域の青少年の現状理解や情報交換の場を設け、相互に連携した事業を実施します。

②地域との連携による青少年団体と指導者の育成

ジュニアリーダー教室の修了生や高校・大学生等からリーダーを育成するとともに、育成指導者やリーダーの情報交換の場を提供し、地域間のコミュニケーションを活発にすることで、地域と連携した青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。

③有害情報から青少年を守る取り組みの推進

地域の青少年健全育成指導者が、インターネット・携帯電話等の有する危険性と安全な利用方法への理解を深めるとともに、家庭において青少年を有害情報から保護するために、地域ぐるみで健全育成活動を推進します。

④思春期の心と体の健康づくり

健康について青少年の関心や注意喚起を促すとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等、青少年の問題行動を防ぐための正しい知識の提供や啓発を図ります。また、不登校・暴力など心の問題に悩む家族・関係機関に対する精神科専門医やカウンセラー等による相談の機会や家族の学習の場として家族教室を開催します。

基本方針 2-4 平和で人権が尊重される社会をつくる

政策の方向

「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推進、男女がともに責任を分かち合っ社会に参画する社会の実現等に取り組み、平和で人権が尊重される社会を構築します。

現在の状況

平和の実現に向けて昭和 60 年（1985 年）に制定された「非核平和都市品川宣言」は、平和使節派遣事業や記念事業をとおして、平和の尊さ、大切さを次世代に伝えています。また、平成 5 年（1993 年）に制定された「人権尊重都市品川宣言」は、様々な普及・啓発事業を通じて区民への一層の浸透を図っています。男女共同参画については、推進会議の活動、男女共同参画推進フォーラムや各種講座の開催等により、意識が高まりつつあります。

虐待防止への取り組みでは、児童・高齢者に対する虐待や配偶者暴力などの早期発見や保護・支援につなぐ、24 時間対応の通報システム「しながわ見守りホットライン」を平成 22 年（2010 年）10 月に開設し、平成 24 年（2012 年）10 月からは、障害者虐待への通報にも対応しています。

今後の課題

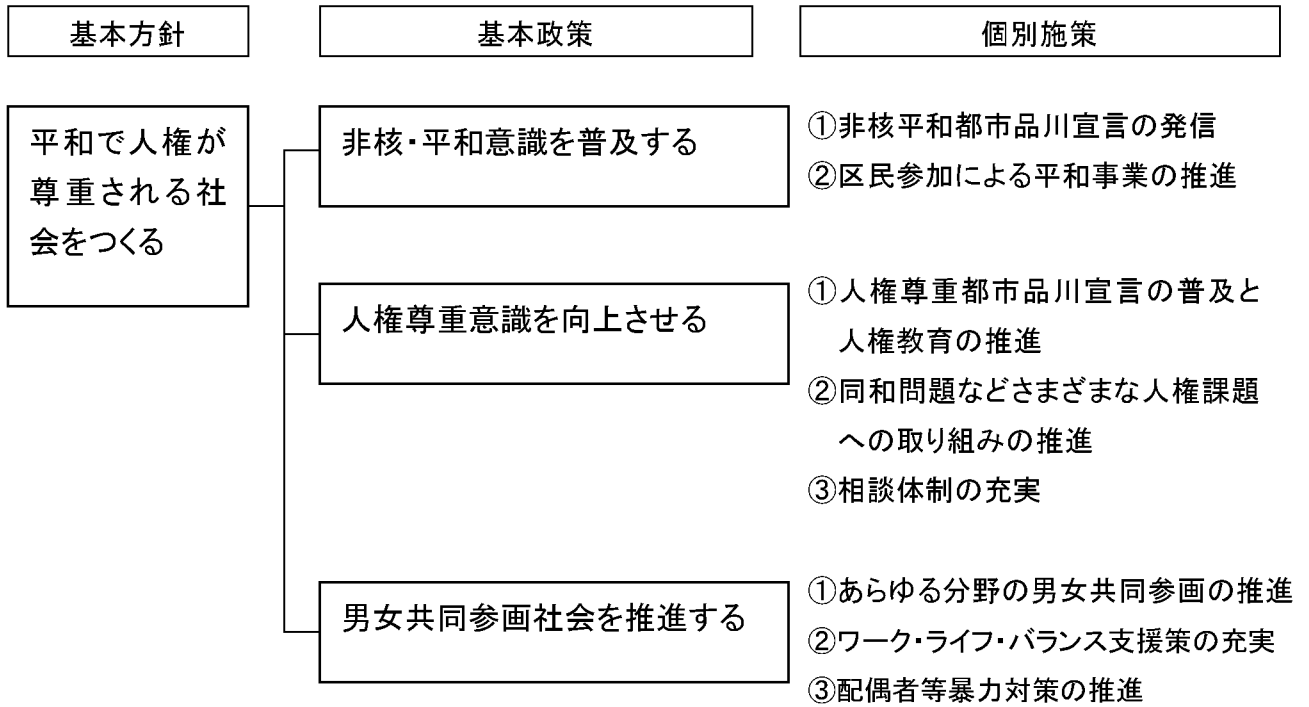
区民一人ひとりが、身近なところで、非核・平和について考える機会をつくり、戦争の悲惨さを深く知ること、非核・平和意識をさらに普及させます。

また、「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業を推進する中で、区民の人権意識のさらなる定着と向上をめざすとともに、差別意識や偏見の払拭を図り、生活に根を下ろした人権意識を醸成していきます。

男女共同参画については、配偶者や交際相手等からの暴力防止や被害者支援、ワーク・ライフ・バランスの実現などに向けた取り組みを強化していく必要があります。

虐待防止への取り組みでは、関係機関との連携の強化を図り、早期発見から被害者の適切な保護や支援の充実を図る必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-4-1：非核・平和意識を普及する

被爆地広島・長崎への平和使節派遣事業の充実に加え、非核平和都市品川宣言の周知等を通じて、地域における身近な非核・平和意識の普及活動を展開し、平和の尊さを広めていきます。

<個別施策>

①非核平和都市品川宣言の発信

平和を祈念する事業を推進し、「非核平和都市品川宣言」の普及・啓発に努めることにより、品川区から平和の大切さを広めていきます。

また、「非核平和都市品川宣言」をとおして、世界平和を考える機会をつくります。

②区民参加による平和事業の推進

日常生活の中で、一人ひとりが平和を意識し、尊重しあえる社会を確立します。非核・平和について学び、考える機会をつくり、平和の尊さへの理解を促進します。

基本政策 2-4-2：人権尊重意識を向上させる

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発を図りながら人権啓発事業を推進するとともに、人権に関する相談・支援体制を充実することで、差別意識や偏見を解消して、人権が尊重される社会を構築します。

<個別施策>

①人権尊重都市品川宣言の普及と人権教育の推進

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発と、人権尊重教育の推進によって、品川区の人権尊重の姿勢を広く発信し、差別意識や偏見のない社会を実現します。

②同和問題などさまざまな人権課題への取り組みの推進

同和問題をはじめ、日常生活における様々な人権課題について啓発を行うとともに、新たな人権課題に対しても情報を発信しつつ、生活に根を下ろした人権意識の醸成を図ります。

また、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会をとおり、庁内組織および関係機関が横断的に連携し、しながわ見守りホットライン等により、児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見や被害者の適切な保護および支援のさらなる充実を図ります。

③相談体制の充実

庁内組織や関係機関が密接に連携し、人権侵害の被害者に対する相談・支援を行います。

基本政策 2-4-3：男女共同参画社会を推進する

あらゆる分野で、男女がその能力と個性を発揮できる環境づくりを支援し、仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女がともに責任を分かち合っ
て社会に参画し、豊かな自己実現が可能な社会を構築します。

男女共同参画の施策は多岐にわたるため、各部署が、男女共同参画の視点に
立って各種の施策を進めることで、その理念の実現をめざします。

<個別施策>

①あらゆる分野の男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男性も女性もそれぞれの能
力と個性を発揮できる社会をつくります。

②ワーク・ライフ・バランス支援策の充実

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加
と自己実現を行うことを支援します。

③配偶者等暴力対策の推進

暴力の未然防止と早期発見のため、若年層からの意識啓発や、被害者の立場
に立った相談の充実と支援体制の整備を図ります。

都市像3 みんなで築く健康・福祉都市

基本方針3-1 区民の健康づくりを推進する

政策の方向

人生 80 年と言われる中で、子どもから高齢者まで区民がいきいきと暮らし、地域が活力を維持していくためには区民一人ひとりの健康維持・増進が不可欠です。そのため、ライフサイクルに応じた健康づくりを推進します。また、疾病等の予防対策を充実するとともに、安心して暮らせる地域医療体制の整備を推進します。

現在の状況

近年の医療の進歩にはめざましいものがありますが、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患をあわせた死亡数は依然として主要死因の過半数を占めています。加えて、生活習慣に大きな影響を受ける糖尿病の患者数は増加の一途にあります。また、平成 10 年（1998 年）以降の自殺による死亡数は依然として高い状態にあります。

これらの対策として国では、平成 12 年（2000 年）に「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定し、平成 14 年（2002 年）に「健康増進法」、平成 17 年（2005 年）に「食育基本法」、平成 18 年（2006 年）に「がん対策基本法」および「自殺対策基本法」を制定、平成 19 年（2007 年）に自殺総合対策大綱を策定しています。そして、平成 20 年（2008 年）4 月からの医療制度改革の一環として、メタボリックシンドロームを重点対象とした特定健康診査・特定保健指導を導入しました。また、平成 24 年（2012 年）には、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」および自殺総合対策大綱の見直しが行われました。

区においても、平成 15 年（2003 年）に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、健康増進、生活習慣病予防などを目的とした各種施策を実施しています。平成 19 年（2007 年）からは自殺予防対策事業に取り組みはじめました。また、平成 21 年（2009 年）には新型インフルエンザの大流行を経験し、感染症対策の強化にも取り組んでいます。

今後の課題

今後、さらに高齢化が進む中、区民が自立した日常生活を送ることができる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図ることが、一人ひとりの生活の質の維持、そして活力のあるまちづくりに不可欠です。

この健康寿命の延伸という目標を達成する上で最も重要な取り組みは、生活習慣病の予防であり、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム

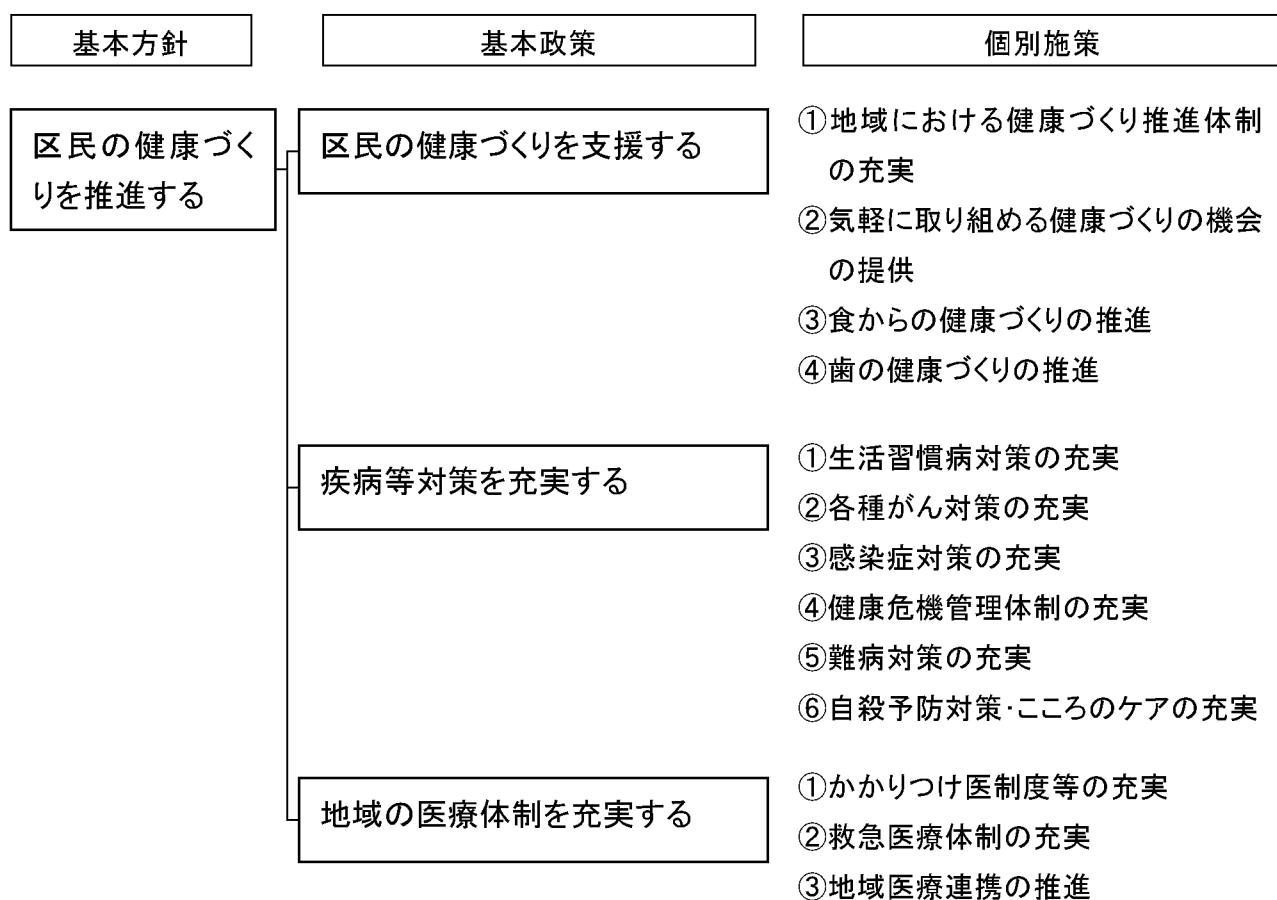
ムに着目した取り組みなど、生活習慣病対策の一層の充実が求められています。

区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という自覚のもと、望ましい食生活、適度な運動、十分な休養など、生涯を通じて健康づくりを実践していくことができるよう環境を整備し、情報を発信していく必要があります。

こころの健康づくりにおいては、ストレスや睡眠への対応、うつ病などへの対策を充実させるとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、地域レベルで実践的な自殺対策の取り組みを進めることが求められています。

このほか、新型インフルエンザ対策や食中毒対策に代表される健康危機管理体制の強化、急性期医療から在宅医療までを支える地域医療機関の連携の推進などが求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 3-1-1 : 区民の健康づくりを支援する

区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という視点から、区民生活の様々な場で健康づくりの活動が展開できる体制をつくり、機会の提供等を行っていきます。また、健康の基礎となる食からの健康づくりや、その土台となる歯の健康づくりを支援します。

<個別施策>

①地域における健康づくり推進体制の充実

身近な地域で区民が日常的に参加し、自主的な活動ができるように、区内 13 地区の健康づくり推進委員の活動の支援を強化します。また、健康大学しながわの講座により、健康づくり活動に必要な知識や技術を学ぶ機会を提供し、公開講座で広く区民に啓発するなど、地域の健康づくり推進体制を充実します。

②気軽に取り組める健康づくりの機会の提供

健康管理は自己管理が原則ですが、個人の取り組みには限界があります。幅広い年齢の方が利用できる健康センターや中高年向けに実施している運動を中心とした健康塾や地域の子育てグループを対象とした健康学習など、区民一人ひとりが気軽に継続的な健康づくりに取り組めるような機会を提供します。

③食からの健康づくりの推進

健康づくりの基本は食にあります。生涯にわたって健康で過ごすことができるよう、食からの子育て支援、生活習慣病予防などライフステージに応じた食育を推進します。

④歯の健康づくりの推進

歯・口腔の健康は、自分の歯でおいしく食べ、会話を楽しむなど質の高い生活を送る上で欠かせないため、生涯を通じた歯科口腔保健対策を充実します。

基本政策 3-1-2 : 疾病等対策を充実する

増加傾向にある脳血管疾患や心疾患、糖尿病、がんなどの生活習慣病を予防するため、特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診等を実施し、生活習慣改善に向けた支援を行うなど、生活習慣病対策を推進します。また、新型インフルエンザなどの新興感染症や結核などの感染症の対策を推進します。さらに、こころの健康を保つための対策や、うつ病などのこころの病気対策を進め、併せて自殺予防活動を推進します。

<個別施策>

①生活習慣病対策の充実

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施して、生活習慣病にかかっている人やその予備群の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導を実施して、糖尿病予防などの生活習慣改善に向けた支援を行います。また、75歳以上の高齢者についても、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、必要な健診を実施します。

②各種がん対策の充実

がん対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療の促進を図ります。また、がん検診の精度管理を行うとともに、未受診者への啓発を行い、受診率の向上を図ります。

③感染症対策の充実

区民が健康に暮らせるように、服薬支援等の結核対策や、エイズその他の感染症対策および予防接種体制の充実を図ります。

④健康危機管理体制の充実

区民の生命や健康を脅かす様々な健康危機に対して、その予防・拡大の防止を図り、区民の生活を守ります。新型インフルエンザ等、新たに発生する感染症への対応や、食品の安全、医薬品の安全の確保等、健康危機管理体制の強化を図ります。

⑤難病対策の充実

難病により生活療養支援を必要とする患者、家族等に対し、療養生活支援を行うとともに、疾病への理解を進めるなど、難病対策の充実を図ります。

⑥自殺予防対策・こころのケアの充実

自殺予防対策として、積極的な予防啓発活動、庁内外のネットワークの強化、ゲートキーパーの育成など自殺予防活動を強化します。また、こころの健康を

保つため、ストレス対策や睡眠対策などを推進するほか、うつ病対策などこころの病気に対する施策の充実を図ります。

基本政策 3-1-3 : 地域の医療体制を充実する

区民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、身近で適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医制度の機能を高め、休日や夜間などの応急診療体制を充実するとともに、地域の医療機関の連携を進めます。

<個別施策>

①かかりつけ医制度等の充実

区民が身近で適切な医療サービスを受けられるよう、医師会等の協力のもと、かかりつけ医制度の浸透を図るとともに、地域での継続医療や福祉サービス機関との連携を強化します。

②救急医療体制の充実

通常の診療所が休診する休日・夜間の応急診療体制を充実します。

③地域医療連携の推進

急性期医療から在宅医療まで適切な医療サービスが利用できるよう、病院・診療所等の地域医療機関連携を推進します。

基本方針3-2 高齢者福祉の充実を図る

政策の方向

長寿化とともに、団塊世代も高齢期を迎え、高齢者層の価値観やライフスタイルがますます多様化する中で、高齢者が生涯にわたり安心して地域で暮らし続けられるよう、多様なニーズに対応した支援策の展開や施設整備を推進していきます。

現在の状況

品川区の高齢者は平成25年(2013年)4月現在で約7.5万人(総人口の20.4%)であり、今後も高齢化が進行していくことが見込まれています。これまで区は、高齢者の心身状況に応じて、「元気な高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれのニーズに即した、「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」を構築し、きめ細かなサービスの提供を行ってきました。

また、介護保険制度は創設から5期14年が経過しました。今後も介護保険制度を安定的に持続可能なしくみとしていくため、平成24年度(2012年度)の制度改正では、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築が掲げられ、中・重度者を中心に高齢者の在宅生活を支えるためのしくみが強化されました。

区は制度創設以来、在宅介護支援システムおよび介護サービス評価・向上のしくみの効果的な運用により、適正なサービス提供の確保に努めてきましたが、今後、団塊世代が高齢期となり高齢化が進む中で、高齢者の在宅生活を包括的に支える地域包括ケアシステムの構築と、セーフティネットとしての施設整備を第5期の重点課題として進めています。

今後の課題

高齢者クラブの会員数が減少し、固定化している傾向がみられる一方で、地域の支えあい活動を行う自主的な団体やNPOなどの活動が醸成されつつあります。それぞれの団体の特徴を活かし、高齢者の社会参加の拡大が求められています。

高齢者の多くはできる限り住み慣れた家庭や地域で暮らしたいという希望が強くある中で、特にひとり暮らしや高齢者のみの世帯では、在宅生活を継続するためのサービスの拡充と地域での支えあい活動の活性化が一層求められています。また、高齢期の住まい方も多様化している中であって、将来介護が必要になった場合でも住み続けることができる住宅や住み替えニーズに対応した住宅等の入居施設の整備が必要です。

また、在宅における医療ニーズがますます高まることから、医師会との連携強化を図りながら、在宅療養支援診療所を中核とする在宅療養支援体制を構築

し、医療と福祉が緊密に連携することが重要です。さらに、認知症高齢者の増加に対応し、地域で支えるサポーター養成の継続と専門的なケアの充実が求められているとともに、認知症疾患医療センターなどと連携して、早期に発見し、早期に適切な専門医の診断を受けるしくみなどを整備する必要があります。これらを総合的に調整する在宅介護支援システムの強化のため、地区ケア会議の充実を図り、福祉・介護・医療が一体となった地域ケア体制を構築する必要があります。

介護保険制度については、要介護高齢者の増加を抑制するため、要介護状態に陥らないようこれまで以上に効果的な介護予防事業への取り組みが重要です。区では、これまでさまざまな介護予防事業を展開していますが、さらに介護予防への理解と事業への積極的な参加を促進していく必要があります。

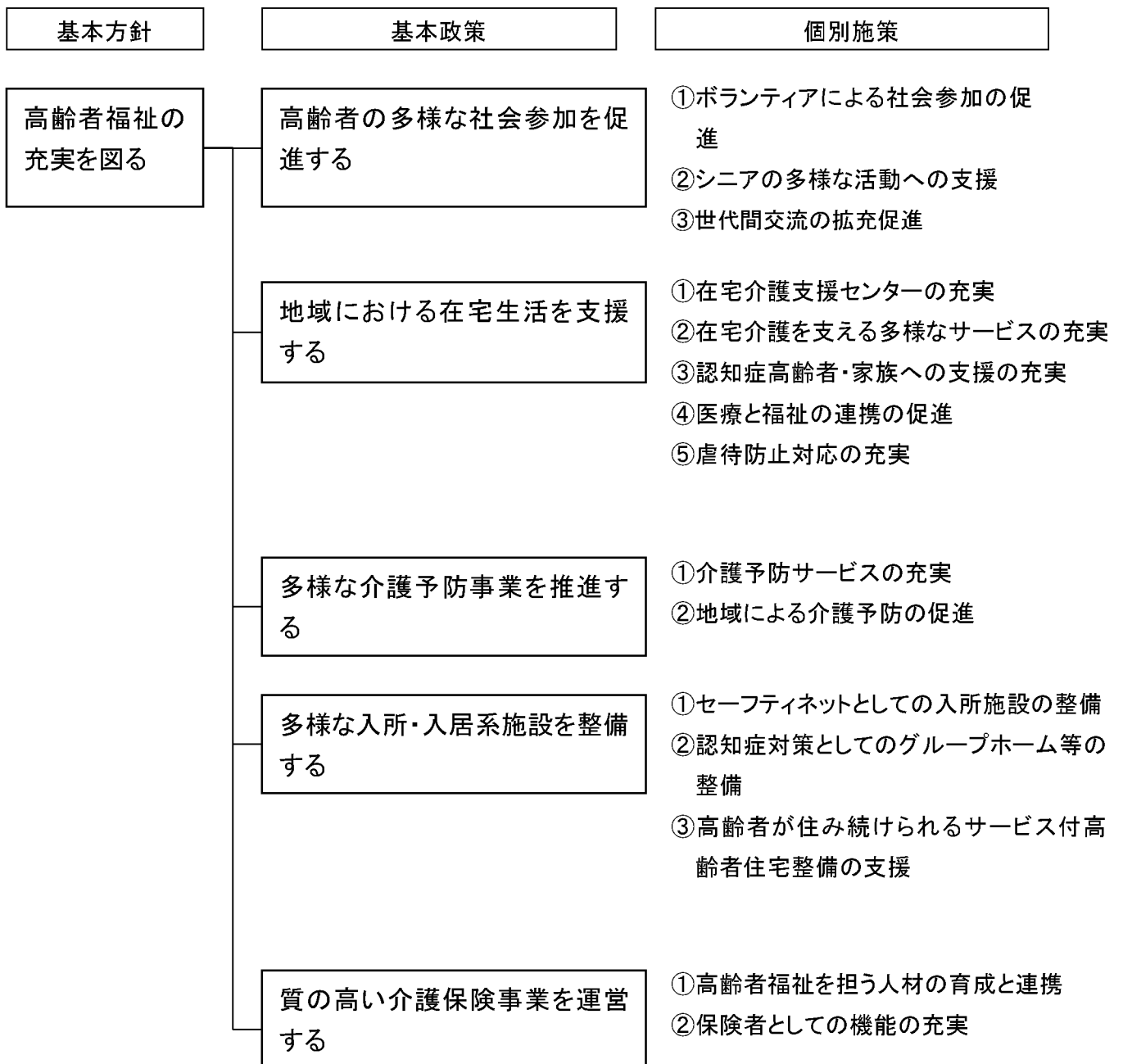
また、認知症高齢者に対して効果があるとされる小規模多機能型居宅介護や認知症グループホーム等の計画的かつ面的な整備を進めるほか、在宅介護を支える多様なサービスの充実が求められています。

さらに、在宅での介護に対する安心感を確保するため、在宅生活が困難になった場合のセーフティネットとして、特別養護老人ホームを整備していきます。

加えて、介護サービスを担う人材は、慢性的な不足が続いていることから、継続して人材確保を図る必要があります。品川介護福祉専門学校のほか、広く人材を確保するとともに、質の高いサービスを行うため人材の育成も重要となっています。

他方、介護保険制度の運営においては、介護給付費の増加による保険料の高騰が予想されることから、さらに健全で効率的な運営を行うため、介護給付費の適正化が強く求められています。保険者である区は、良質な介護サービスを確保し介護サービス事業者への適切な指導等を行うため指導検査・監査の体制を強化していく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 3-2-1：高齢者の多様な社会参加を促進する

団塊の世代が高齢期に入り、高齢者の価値観やライフスタイル、さらにそのニーズはますます多様化しています。「高齢者の社会参加プログラム」では、高齢者の意欲的な社会参加の促進を図るため、就業を進める一方で、より効果的な事業の実施、いきがいや趣味活動など高齢者の社会参加への意欲を高めるための情報提供などを行っていきます。

また、支援の担い手として、高齢者を「高齢社会を支える貴重なマンパワー」として位置づけ、就労や地域社会への従来以上の参画を促すための条件整備を図ります。

<個別施策>

① ボランティアによる社会参加の促進

シルバーセンターを介護予防拠点として位置づけ、様々な介護予防事業を実施する際、高齢者が事業を補助するボランティア活動の場として活用するなど、社会参加の機会の拡充を図ります。高齢者クラブについては、新たな入会者を掘り起こすためのPRや活性化に向けた取り組みなど、団体の運営を支援します。

また、高齢者が積極的に地域活動に参加しやすくなるしくみとして、その地域貢献活動に対し一定の評価と得点を与えるポイント制度について、その対象となる施設や事業の拡大を図ります。

② シニアの多様な活動への支援

「山中いきいき広場運営協議会」や「しながわシニアネット」を引き続き支援するとともに、これまで蓄積してきたノウハウを活かしながら他地区での展開をめざします。また、地域の支えあい活動など社会貢献活動を行う団体の一層の活性化を図ります。

③ 世代間交流の拡充促進

世代間交流の協力校を引き続き拡充していきます。また、シルバーセンターや高齢者施設と保育園・児童センター・小学校の子どもとの交流による事業を拡充します。

基本政策 3-2-2：地域における在宅生活を支援する

心身機能が低下しても住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、「在宅介護支援システム」を強化します。このしくみは、区内 20 ヶ所の在宅介護支援センターが中心となって介護保険以外のサービスを含め、総合相談と包括的・継続的ケアマネジメントを行う支援体制であり、品川区のケアマネジメントの特徴をなすものです。また、増加するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者を地域の中で見守る体制の充実を図るとともに、医療との連携をさらに強め、在宅療養支援体制の構築を進めます。

<個別施策>

①在宅介護支援センターの充実

地域の身近な相談窓口として相談機能の強化を図るとともに、中・重度者のケアマネジメントや軽度者に対する介護予防など、「在宅介護支援システム」をとおして、包括的・継続的マネジメントをさらに強化していきます。このため、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターの適切な配置と機能を充実します。

②在宅介護を支える多様なサービスの充実

ひとり暮らし等高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅生活を支援します。このため、24 時間 365 日をとおしてサービス提供を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険サービスを適切に提供するほか、介護保険外のサービスの充実を図ります。

また、地域が主体となり孤独感の解消と適切な栄養確保などを目的に、ひとり暮らし高齢者などを対象にした会食会であるコミュニティレストランなど、住民共助型サービスの充実を図ります。

高齢者や障害者などの移動制約者に対して、区内では、公共交通機関が一定程度整備されている状況にありますが、さらにきめ細かな外出支援サービスを提供することにより日常生活や通院の支援、介護予防効果の向上を図ります。このため、社会福祉協議会さわやかサービス等の福祉有償運送等を活用し、移送サービスの充実を図ります。

③認知症高齢者・家族への支援の充実

介護サービス従事者を対象とした認知症専門研修の充実により、認知症高齢者の尊厳を重視したケア力の向上を図ります。また、平成 18 年度（2006 年度）から実施している認知症サポーターの養成と活動の充実により、さらに認知症の理解普及を進め、地域の見守り支え合いネットワークを構築し、認知症高齢者とその家族を支援します。認知症高齢者をはじめとする要介護者を在宅で介

護する家族の心労をねぎらうため、介護者のつどいや介護者研修を実施するほか、家族懇談会などの介護者支援事業を充実します。

また、認知症の早期発見・早期対応を実現するため、認知症コーディネーターを設置して、認知症疾患医療センターと連携したモデル事業を実施します。

④ 医療と福祉の連携の促進

在宅における医療の必要性の増加に対応し、在宅療養を支える医療と生活支援としての介護・福祉との連携を強化します。また、具体的なケース検討の場として機能してきた地区ケア会議のさらなる充実を図り、総合的な支援体制の整備を推進します。

⑤ 虐待防止対応の充実

世帯構成の変化とともに、家族による介護力の低下や、在宅での介護期間が長期化することなどによる高齢者虐待の発生防止と対応の強化を図ります。このため、高齢者虐待防止への正しい知識と理解の啓発を行うとともに、虐待が発生した場合には慎重かつ迅速な対応により、深刻な状況に陥ることのないよう対象高齢者の保護およびその家族等虐待者への対応を行います。

基本政策 3-2-3 : 多様な介護予防事業を推進する

要介護状態の発生をできる限り防ぎ、高齢者個人が持つ残存能力を維持・向上させるため、「もっとできるようになるための支援」という視点で、在宅介護支援システムのもと、介護予防マネジメントの充実を図ります。

<個別施策>

① 介護予防サービスの充実

高齢者の心身状況に応じた介護予防事業を展開し、運動機能の向上、栄養改善などを通じて、要支援・要介護状態に陥ることを防ぎます。このため、全高齢者を対象とした予防事業では、介護予防に関する普及啓発とデイサービスセンター等を活用した事業の充実を図ります。また、要介護の状態に陥る可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）には、はつらつ健康教室による総合的な介護予防プログラムへの参加勧奨と事業の実施等により、効果的かつ参加しやすい介護予防サービスの充実を図ります。

②地域による介護予防の促進

高齢化がさらに進む中で、行政のみならず、高齢者を含めた地域コミュニティでの介護予防事業の展開が必要です。このため、地域の中で区民との協働により実施する事業などの一層の充実を図るとともに、公園の中に健康づくりのための施設を整備するなど予防普及事業を推進し、予防意識の高揚を図ります。

基本政策 3-2-4 : 多様な入所・入居系施設を整備する

団塊世代が高齢期を迎え、世帯類型の変化や要介護高齢者の増加の推移を踏まえ、様々な高齢期の状態像や住まい方のニーズに即した多様な施設を整備していきます。

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、セーフティネットとしての特別養護老人ホームの整備や認知症高齢者に対応したグループホーム等の整備を進めていきます。

<個別施策>

①セーフティネットとしての入所施設の整備

中・重度の要介護者を中心に、区民が安心して入所できるよう、介護のセーフティネットとして特別養護老人ホームを整備します。

また、在宅復帰や地域でのリハビリ拠点として、老人保健施設の整備検討を進めます。

②認知症対策としてのグループホーム等の整備

急増する認知症高齢者への適切なケアの確保・充実を図るため、グループホームや小規模多機能型居宅介護の整備を推進します。

③高齢者が住み続けられるサービス付高齢者住宅整備の支援

住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズに応えるため、心身が多少不自由になっても住み続けられる、サービス付高齢者住宅の整備を支援します。

基本政策 3-2-5 : 質の高い介護保険事業を運営する

介護保険制度については、これまでの制度運営と実績を十分に検証・分析し、的確な事業量推計による適正な保険料の設定を行うことで、安定した介護保険事業の運営を行っていきます。また、安定的かつ継続した介護サービスを提供するため介護福祉人材の確保に努めるとともに、良質な介護サービス提供のため、事業者への必要な指導を強化します。

<個別施策>

① 高齢者福祉を担う人材の育成と連携

安定的で質の高いサービスの維持・確保に向けて、品川介護福祉専門学校の機能を活かし、有資格者の現場復帰を支援するなど、人材の確保を図ります。

また、介護従事者の資格取得から介護技術の向上などの講座を実施し、介護人材のスキルアップを図ります。

② 保険者としての機能の充実

質の高い介護サービスの提供を継続していくため、良質な介護サービス事業者を確保するとともに、質の高いサービスを提供できる事業者を育成します。また、適正な制度運営のため、指導検査の効率的な実施による指導体制の強化を図るとともに、介護保険財源の適正運用のため、介護給付費の適正化を推進します。

基本方針 3-3 障害者福祉の充実を図る

政策の方向

この間の法改正により、障害者サービスの対象者が広がり障害の多様化に合わせた支援が求められています。地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと障害種別に関わりなく障害者一人ひとりに対する各ステージごとの切れ目のないきめ細かな障害者福祉施策を実施するとともに、障害者を支える地域づくりを推進します。

現在の状況

平成 18 年度（2006 年度）の「障害者自立支援法」の施行により、障害の種別に関わらず必要なサービスを、区が一元的に提供するしくみに変わりました。区においても、平成 21 年度（2009 年度）に、障害種別ごとの福祉施策からサービスごとの新体系への移行を進め、障害者のニーズに沿った支援を行えるよう、サービス内容の充実を図りました。

その後の改正では、発達障害や高次脳機能障害もサービスの対象と位置づけられ、障害の多様化に合わせた支援も段階的に進めてきています。

平成 21 年（2009 年）に障害者自立支援法廃案の方針が決まり、平成 24 年度（2012 年度）の法改正を経て、平成 24 年（2012 年）6 月 27 日に「障害者の日常生活および社会生活を支援する法律」（障害者総合支援法）が公布されました。

この法の中では、改めて基本理念として、地域社会における共生社会を実現するため、社会参加の確保や社会的障壁をなくしていくことが掲げられています。

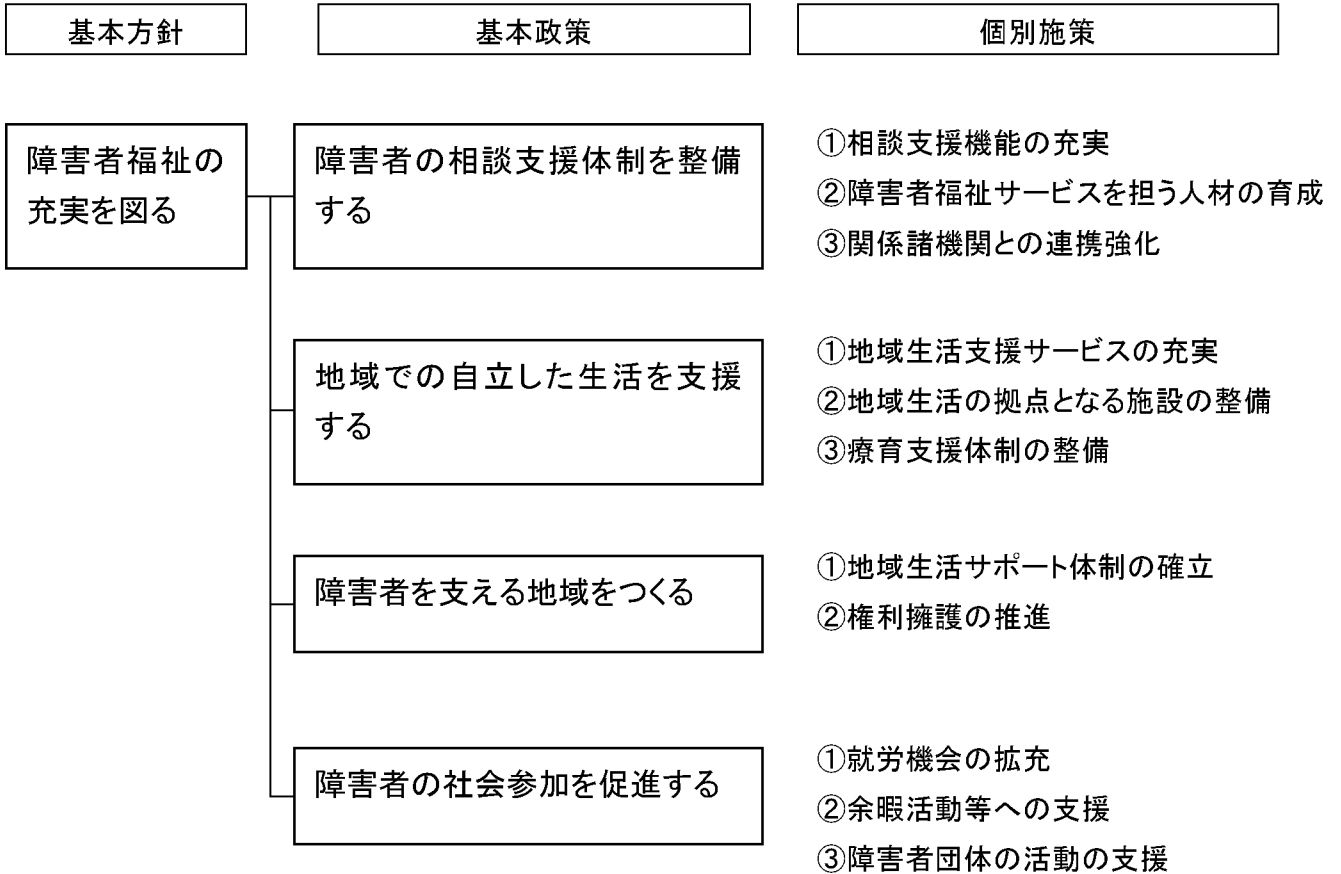
また、「障害者虐待防止法」の施行（平成 24 年（2012 年）10 月 1 日）に伴い、権利擁護の仕組みも制度化され、障害者が暮らしやすい社会となるよう障害者施策を充実させていくことが求められています。

今後の課題

「障害者総合支援法」では、手帳の該当とならない難病患者の方も障害者福祉サービスの対象と位置づけられることになり、さらに対象者が多様化してきています。

障害の重度化、高齢化も進む中、個々の障害者のニーズにあわせた地域での支援体制を整えるために、地域生活支援事業も含め在宅支援の充実を図ることが急務です。また、障害者の暮らし方の幅を広げるために、日中活動の場の整備をはじめ、高齢者施設等の多様な社会資源の活用もあわせ、障害者を地域全体で支えることが重要な課題となっています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 3-3-1：障害者の相談支援体制を整備する

障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法）により、指定特定相談支援事業所による「計画相談支援」が法定化されたことで、さらなる相談支援体制の強化が求められています。区が指定する指定特定相談支援事業所が、地域の相談支援の拠点となるよう体制を強化していきます。障害児についても、児童福祉法改正により、品川児童学園の位置づけが児童発達支援センターへと変わる中で、相談機能を充実させていく必要があります。今後も、児から者へとつなぐ相談支援体制を強化する中で、ライフステージに沿った包括的・継続的な支援を展開していきます。

<個別施策>

①相談支援機能の充実

地域での自立した生活や将来を見通すことのできるきめ細かな相談支援体制の確立とその充実を重点的に行い、機能強化を図ります。また、生涯にわたる一貫した支援となるよう、障害児の早期発見・早期支援による療育支援体制を再構築します。

②障害者福祉サービスを担う人材の育成

区が、基幹相談支援センターとして総合的かつ専門的な相談の窓口となり、拠点となる相談支援事業所への助言や指導等を行います。また、区全域を統括するほか、地域の障害者に関わる支援者のスキル向上を図るため、現場の実践に活かせるような研修制度の仕組みを構築し、地域の支援力向上に努めていきます。

③関係諸機関との連携強化

「障害者総合支援法」に基づき、障害者団体の代表者等で構成する「自立支援協議会」において、障害者福祉サービスの適正な供給と円滑な運営についての協議や必要な調整を行っていきます。また、保健・医療・教育等、各所管との支援の連携を明確にすることで、障害者の自立を促進します。

基本政策 3-3-2：地域での自立した生活を支援する

「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。また、「発達障害者支援法」の理念を含め療育支援体制の充実を図ります。さらに、障害者が地域で自立した地域生活を継続するための支援体制を充実します。

<個別施策>

①地域生活支援サービスの充実

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと、地域生活を支援するためのサポート体制を充実します。また、様々なサービスを組み合わせる支援ができるよう、自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。さらに、生涯にわたる生活を豊かにするため、社会資源の活用を図りながら支援の組み立てを行います。

②地域生活の拠点となる施設の整備

地域での自立した生活のために、自立訓練センターの活用により一人ひとりの状態に合った暮らし方を支援するほか、生きがいや楽しみなど生活の幅を広げられるよう日中活動の場を整備し支援の充実を図ります。また、地域で安心した生活を営めるよう重度化に対応したグループホームなどの整備支援を行います。

③療育支援体制の整備

発育や発達に関する相談は多様化しており、また保健センターの健診等において、療育が必要と指摘される児童は年々増加しています。このため相談や療育の受け皿の拡充が急務となっています。また、障害児を育てる親の就労率も上がる中、家族支援も含めた支援体制を強化していく必要があります。児童の年齢や発達段階に応じ、乳幼児期から一貫した相談が受けられるよう、関係機関との連携を図りながら生涯にわたる療育支援ネットワークを構築していきます。

基本政策 3-3-3 : 障害者を支える地域をつくる

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携を図り、地域生活のサポート体制を整備します。また、手話通訳派遣や要約筆記などの意思疎通支援の充実や権利擁護の推進等、障害特性に応じた支援方法を工夫していきます。

<個別施策>

①地域生活サポート体制の確立

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域のNPO等と連携し、常時、生活に必要な相談支援を受けられるようサポート体制を整備します。

②権利擁護の推進

障害者虐待防止法の施行により、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとなる虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや養護者支援などの措置を講じることが定められました。区では、障害者虐待に対応するしながわ見守りホットラインを設置し虐待防止に努めるとともに、成年後見制度の利用促進事業の実施により、権利擁護を推進していきます。

基本政策 3-3-4 : 障害者の社会参加を促進する

障害者が地域で働きながら生活していけるよう、就労に向けた支援体制を整備します。また、文化・芸術・スポーツなどの余暇活動を通じて、生活の質を高めるための支援を行います。さらに、障害者団体が自助・共助に基づき活動することを支援します。

<個別施策>

① 就労機会の拡充

障害者就労支援センターでは、平成 24 年度（2012 年度）から「就労移行支援事業」を併せて設置し、一般就労へのステップを強化、就労支援体制を充実させてきました。今後は、区内に福祉的就労先である「就労継続支援事業」の拠点を増やし、プログラムの充実を図るなど、地域で暮らす様々な障害者の自立につながる就労機会の拡充を図ります。

② 余暇活動等への支援

障害者一人ひとりに合った余暇活動や社会参加を支援します。また、よりきめ細かなサービスを提供するため、親の会や家族会等との連携により、自助・共助を含めた支援体制を整備していきます。

③ 障害者団体の活動の支援

障害者やその家族に対して障害者施策やサービス内容を迅速に周知し、理解を促進するため、障害者団体と連携します。また、障害者団体のもつ豊富な経験を活かした主体的な活動を支援します。

基本方針 3-4 地域福祉を推進する

政策の方向

拡大・多様化する福祉ニーズに対応するには、セーフティネットとしての公的サービスを充実させる一方で、住民同士が支え合う、「共助」の一層の充実が必要です。区では、平成 23 年（2011 年）4 月に改定した第 2 期品川区地域福祉計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、これまでの区の取り組みに加え、区民や事業者、ボランティア団体等が中心となって、地域の中に支え合いのしくみを構築していけるよう関係機関と連携しながら支援します。

現在の状況

少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者や障害者を含むすべての区民が、家族や地域とのつながりを保ちながら、ともに安心して暮らせる地域社会を実現するために、区は福祉関連諸機関と連携し、介護・医療・保健などの連携支援システムの構築や、建築物等の福祉的整備の指導、普及・啓発を行っています。このような中、鉄道駅では平成 24 年（2012 年）に区内 40 駅（98%）がエレベーターやエスカレーターの設置などのバリアフリー化を実現しています。他方、地域センターを中心に活動しているふれあいサポート活動など、区民が相互に助け合う地域福祉活動を推進しています。

また、生活保護受給者の自立支援施策として、個々の状況に応じた支援プログラムを策定し、計画的で組織的な支援に取り組んでいます。なお、生活保護の相談件数と受給者数は、平成 4 年度（1992 年度）から増加傾向にあり、平成 21・22 年度（2009・2010 年度）は景気後退の影響を受け、高い増加率となりましたが、平成 23 年度（2011 年度）からは、依然として件数・人数の増加が続いているものの、増加率は減少傾向にあります。

今後の課題

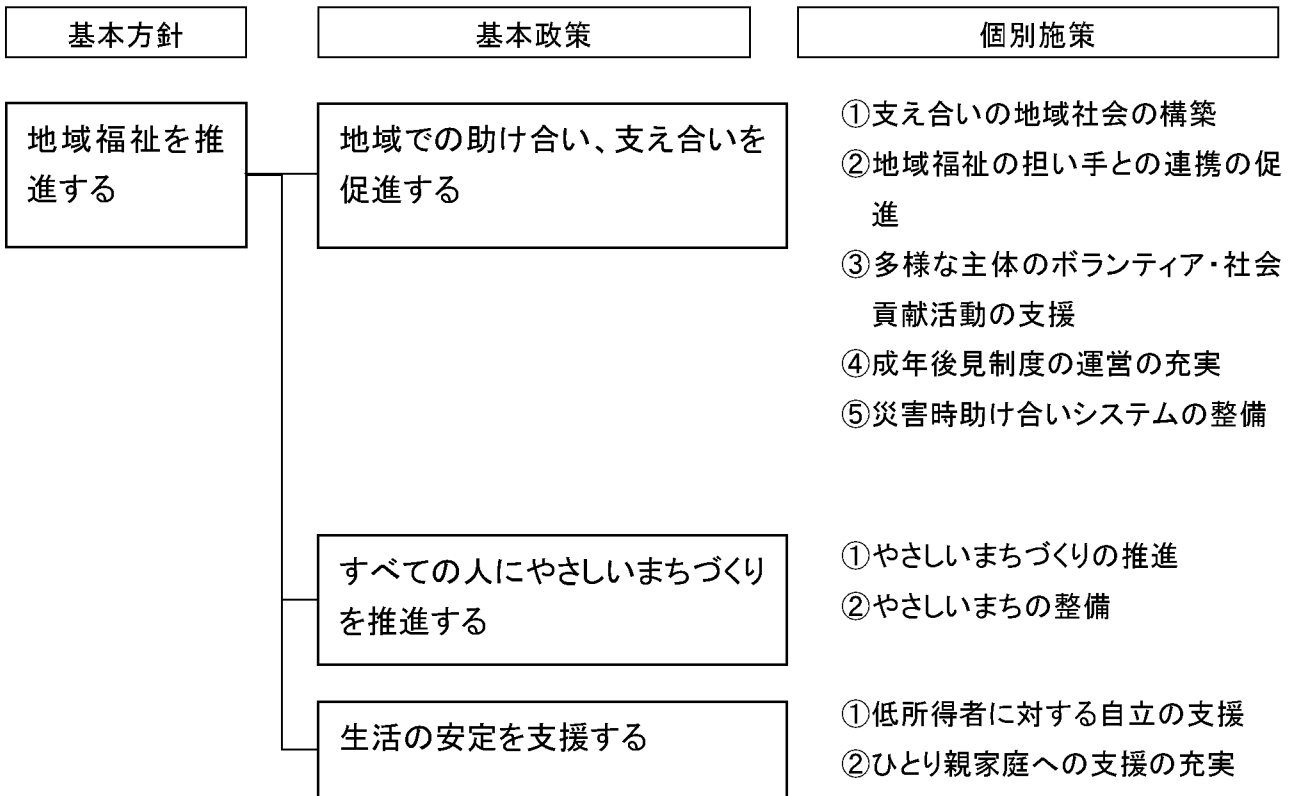
ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、自助、公助とともに共助、すなわち、地域における支え合い活動が今後ますます重要となっており、身近な場所での相談機能の拡充や日常生活上の支援の充実が求められるとともに、孤立死の防止を含め、地域での見守り体制の一層の充実が必要です。

地域福祉の担い手としてのボランティア団体や NPO 等の活動は、増加する高齢者等を支える貴重な資源であり、重要な役割が期待される一方、人材や活動場所の確保等において課題を抱えている場合も多く、活発な活動を継続していくためには、担い手を支える活動を含め、適切な支援が必要です。

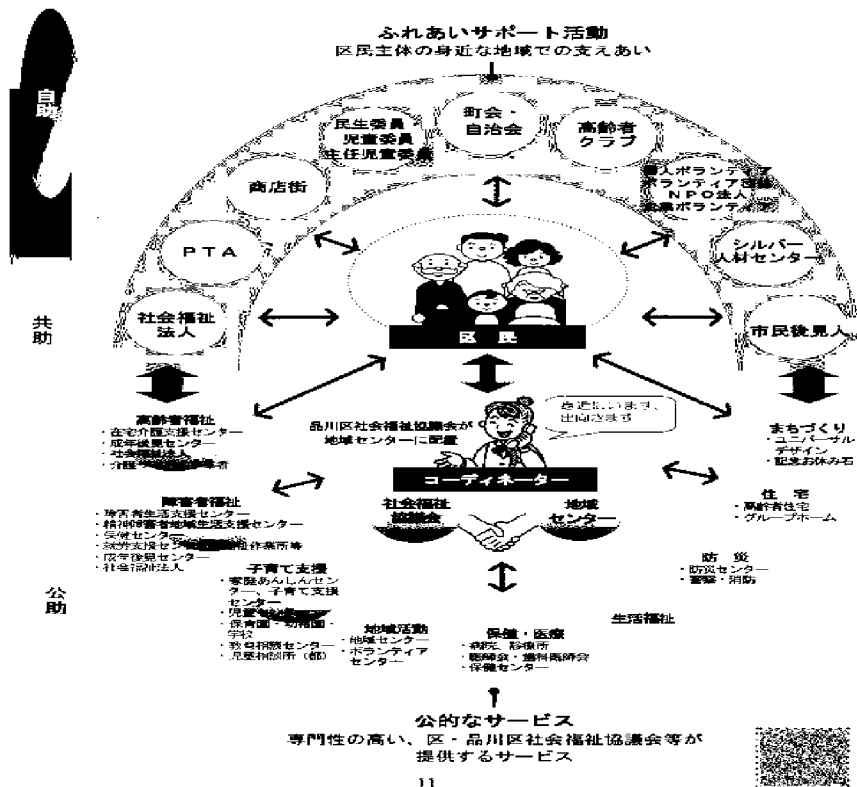
また、一般区民のボランティア活動においては、活発な活動を奨励していくために、活動情報が分かりやすく簡単に選択できる手段とコーディネート強化による支援が必要です。

まちづくりの分野においては、駅舎等の公共施設のバリアフリー化をさらに進めるハード整備とともに、地域での支え合いの意識の醸成を図るためのソフトの充実もあわせて進める必要があります。

施策体系図



〔品川区における地域福祉の展開イメージ〕



政策の概要

基本政策 3-4-1：地域での助け合い、支え合いを促進する

地域福祉を推進するため、地域での支え合い活動に対する区民の理解を促すとともに、地域福祉の担い手がより機能できる環境を整え、誰もが地域で安心して生活できるよう、助け合い、支え合いのしくみを充実していきます。

<個別施策>

①支え合いの地域社会の構築

孤立死の防止、ひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの知的障害者の生活を支援するため、地域における会食会や、気軽に相談にのれる体制づくりを地域との協働により構築し、必要な援助を行います。

②地域福祉の担い手との連携の促進

地域福祉を推進するため、社会福祉協議会や民生委員と連携し、ひとり暮らし高齢者等に対する身近な場所での相談や日常生活上の困りごとなどにきめ細やかに対応する事業を展開します。

また、ふれあいサポート活動は地域福祉において重要な役割を果たしており、孤立死防止のための高齢者への見守り活動などを含め、担い手である町会・自治会との連携をさらに深めていきます。

③多様な主体のボランティア・社会貢献活動の支援

地域での支え合い活動を行う多様な主体（区民、企業、社会福祉法人、NPOなど）と支援を求める住民に対し、活動の場と内容の調整を拡充するため、情報提供やコーディネート強化を図ります。

④成年後見制度の運営の充実

社会福祉協議会の「成年後見センター」との連携強化により成年後見制度の活用を進め、判断能力が低下した高齢者や障害者などへの支援を強化します。

また、成年後見センターが実施する、後見人の確保策としての市民後見人の養成事業を支援するほか、対象者の増加を踏まえた相談体制の強化を図ります。

⑤災害時助け合いシステムの整備

災害時に高齢者や障害者が、安全に避難できるよう支援体制を整備します。また、できる限り個々の状況に配慮した避難生活がおくれるよう、区内福祉施設の受入体制の整備や、医療機関との連携を推進していきます。

基本政策 3-4-2 : すべての人にやさしいまちづくりを推進する

ユニバーサルデザインの考え方を基本に、区民、民間事業者、区の協働により、ものやしくみ、心のバリアをなくし、高齢者や障害者に限らずすべての区民が快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくりを推進します。

<個別施策>

①やさしいまちづくりの推進

地域を構成する区民、事業者、行政がユニバーサルデザインに関する理解を深めるとともに、地域で福祉を担う幅広い人材の育成に向け、ユニバーサルデザイン研修の実施など普及・啓発を推進します。また、おたがいさま運動の普及についても継続的に実施し、地域でともに支え合う参画と協働のしくみづくりや、まちづくりに関する情報提供をさらに進めます。

②やさしいまちの整備

誰もが安全・快適に外出できるよう、側溝の段差解消・歩道の平坦化、視覚障害者用誘導ブロックの設置など、公共施設（公共建築物、道路、公園など）におけるユニバーサルデザイン化を、区が率先して進めます。公共交通施設（鉄道、バス等）の事業者においても、ユニバーサルデザインの導入を促進するため施設整備などを継続して行うよう働きかけます。

また、駅周辺の多くの区民が身近に利用する公益施設（郵便局、病院、福祉施設など）や商業施設等についても、公共施設を含めた面的・重点的なバリアフリー化整備に向け、地域住民や高齢者、障害者、民間事業者などの意見を反映しながら、各主体との連携・協力のもと整備計画の検討を進めます。

基本政策 3-4-3 : 生活の安定を支援する

知識と経験豊富なスタッフを配置し、低所得者が抱える生活問題について福祉的観点から適切な助言を行うことにより、諸問題の解決を図ります。

また、ひとり親家庭が抱える諸問題についても、きめ細かな対応を実施していきます。特に子育て・生活支援および就業支援に重点を置き、早期に多様な支援を開始し、生活基盤の安定を図ります。

<個別施策>

①低所得者に対する自立の支援

低所得者の生活の安定を図るため、生活困窮に関する相談窓口と、高齢者、障害者、ひとり親家庭などの相談窓口が緊密に連携を図り、区民に必要な福祉情報を提供して自立に向けた相談体制の強化を推進します。

また、生活保護受給者には適切な相談を行い、生活を支援するとともに、個々の状況に応じた自立支援プログラムを定め、就業については品川区就業センター等を活用した相談と支援を行います。

②ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭はそれぞれ複雑な状況を抱えているため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等多岐にわたる支援策の一層の充実を図ります。特に児童扶養手当受給者等については、個々の生活状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携や品川区就業センターの活用による相談支援を強化していきます。

都市像4 次代につなぐ環境都市

基本方針4-1 水とみどりの豊かな都市をつくる

政策の方向

水辺やみどりがもつ多面的な機能が、区民生活において、さらに有効な資源として活用されるよう、河川や運河の水質改善を推進するとともに水辺空間の利活用を促進するための環境整備やしきみづくりを進めます。また、公共のみどりを増やしていくとともに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようにしきみづくりと啓発活動を推進します。

現在の状況

品川区は、これまで、水とみどりのネットワーク構想を掲げ、時代ごとの区民ニーズを捉えて、しながわ区民公園やしながわ中央公園、東品川海上公園などを整備してきました。しかし、近年、「水辺」や「みどり」は、単に憩いの場、遊びの場としてだけでなく、環境教育やボランティア活動の場として、またヒートアイランド現象の緩和などの環境改善や様々な生物の生息場所、災害時の避難場所や船着場などの役割も期待されるようになってきました。そこで、これまで整備してきた「水辺」や「みどり」の資源を区民生活にとって、さらに有効なものとして活用するため、平成20年（2008年）に「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定しました。この構想の実現をめざすため、水とみどりに関する施策を総合的かつ計画的に進める「水とみどりの基本計画・行動計画」を平成24年（2012年）に策定しました。

品川区は臨海部に長い水際線をもち、品川浦・天王洲地区ならびに勝島・浜川・鮫洲地区（勝島運河）が東京都の「運河ルネッサンス構想」に基づく運河ルネッサンス推進地区に指定されています。これを受け、それぞれの地区の運河ルネッサンス協議会により、運河等に浮棧橋が設置され、手漕ぎボートやカヌーなどの発着に利用されています。また、天王洲や東五反田などの再開発区域内でも、河川や運河等の水辺利用の進展が見られ、水辺の魅力向上に向けた取り組みが活発化しています。

高度経済成長期、生活雑排水の流入により生き物の棲まない「死の川」となった目黒川および立会川は、その後の下水道の普及により水質が改善し、さらに、平成7年（1995年）には下水高度処理水を目黒川へ、平成14年（2002年）にはJR東京駅付近の地下湧水を立会川へ放流するなどにより、近年では環境基準を達成するレベルにまで回復してきました。

しかしながら、雨天時に合流式下水道から汚水の混ざった雨水が流れ出るこ

と、感潮河川のため流れが停滞していることなどから、現在でも臭気の発生、白濁化などの問題が残っています。

「みどり」については、平成21年度（2009年度）に実施した「水辺とみどりの実態調査」によると、みどり率は21.2%（緑被率は15.8%）となっており、過去5年間で1.6ポイント（緑被率は1.9ポイント）増加しました。品川区全体の公園面積は、大崎などの駅周辺での再開発事業にともなう公園新設や、工場跡地の取得などによる公園の整備などにより増加していますが、区の面積に占める公園面積の割合は、区部平均より低くなっています。

今後の課題

かつては、みどりや水辺が豊富であり、区内でも海辺での水遊び、子どもたちの虫とりなどの光景が見られ、身近な生き物とのふれあいの場も多く存在しました。しかし、現在では臨海部に長い水際線を持ちながら、直接水に親しめる空間が少なく、生き物の生息・生育の場は、公園緑地などの一部の空間に限られているのが現状です。

そこで、新たに策定した「水とみどりの基本計画・行動計画」では、これまでの緑地や水辺の整備を継承しつつ、多様な担い手が、多様な手法で「水とみどりがつなぐまち」の実現をめざします。

一方、土地の確保が難しいことから、今後、大規模な公園・緑地の整備を進めることは困難で、公園面積の顕著な増加は難しい状況です。そこで今後は、公園・緑地の整備や民有緑地の確保だけでなく、水辺空間の整備や民間開発により生まれた広場空間の活用なども含めた「水とみどりのネットワーク」の充実をめざします。

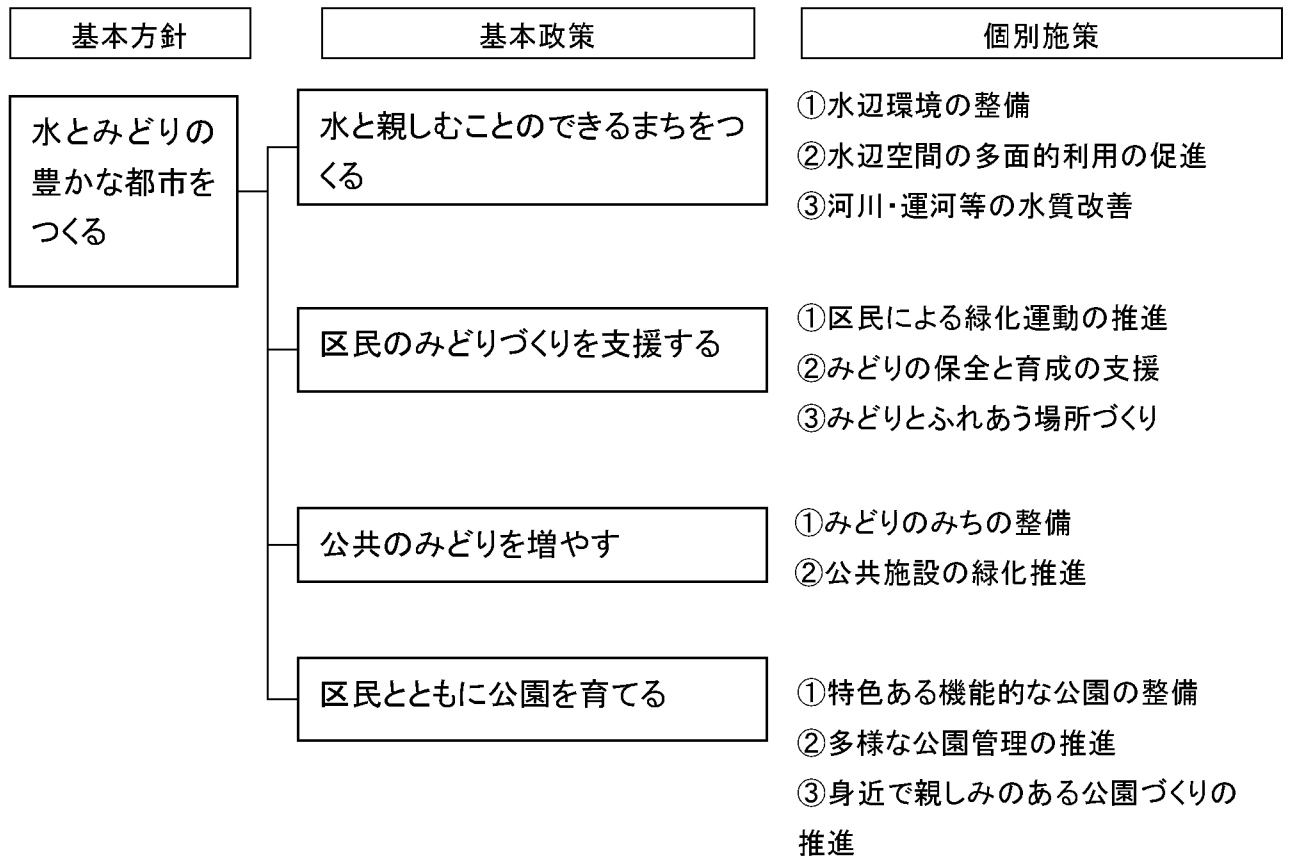
また、これにあわせて、みどりの増加率を示す指標として、みどりで覆われた部分の割合を示す「緑被率」に加えて、公園やみどりに水面なども含めた割合を示す「みどり率」を採用し、区内の4分の1がみどりで覆われている「みどり率」**25%**をめざします。

今後は、水辺空間や拠点となる公園をはじめ、それらをつなぐ回廊としての街路樹や住宅地のみどり、学校・公共施設等のみどりの充実に向けた取り組みを推進していくことにより、身近な生き物とのふれあいの場の確保や、区内の生物多様性の増進への配慮、防災、景観、歴史文化など水とみどりの多面的機能の活用をめざします。

特に区内陸部の地域は、関東大震災以降に田畑が宅地や工場へと変わり、私鉄が次々と開業したことで、住・工・商が混在した形で都市化が進み、住宅が密集・集積している反面、全体的に公園や緑地などが不足しており、防災上の課題があります。このうち荏原地区においては、密集住宅市街地整備促進事業

と連携して、公園や空地の確保を推進する必要があります。また、区の中心部にあるしながわ中央公園の拡張を行い、区の防災拠点として防災機能を重視した公園に整備していきます。さらに、区民や企業の自主的なみどりづくり活動を支援できるようなしくみをつくり、啓発活動を通じてそうした活動を拡大していく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-1-1：水と親しむことのできるまちをつくる

区民が直接水に親しみ利活用できるよう、河川や運河の環境改善を図り、事業者と連携し親水空間を整備するとともに、水辺空間を活用できるような機会の提供としくみづくりを進めます。

<個別施策>

①水辺環境の整備

区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため、区民が安心して水に親しめるような空間・施設を企業やNPOなどと連携し整備します。また、観光や防災の視点からも、水辺空間を活用できるような施設の整備を進めます。

②水辺空間の多面的利用の促進

区民が身近に水を感じ、気軽に水に親しめるように、区民と協働して情報発信や機会づくりに必要な体制を構築するとともに、水辺利用の規制の緩和を誘導し、水辺空間に対する区民の多様な要望に応え、水辺の利活用を促進します。

③河川・運河等の水質改善

立会川では、地下湧水の放流に加え、白濁や臭気発生の抑制のため貧酸素化している底層部分に高濃度酸素溶解水を供給するなど、水質改善を進めます。

また、目黒川においては、下水高度処理水の導水に加え、調査・実験等を行うなど、一層の水質改善策の実現を推進し、人が水にふれあえる豊かな水環境の実現をめざします。さらに、東京都や周辺区との連携を一層強化し河川・運河等の水質改善を進めます。

基本政策 4-1-2 : 区民のみどりづくりを支援する

区民や企業にもみどりづくりに関わってもらうための支援や意識の醸成を進めるとともに、区民が自発的にみどりの創出に取り組めるようなくみづくりを進めます。

<個別施策>

①区民による緑化運動の推進

区民が身近なところでみどりづくりに取り組みやすいように誘導・支援し、区民によるみどりづくりを促進します。

②みどりの保全と育成の支援

区民と区との協働により、既存の自然環境やみどり空間の保全を図り、区民の環境保全に対する関心・機運の醸成を図ります。また、自然環境・みどり空間の健全な育成に寄与するような区民の活動に対する支援を促進します。

③みどりとふれあう場所づくり

既存の自然環境やみどり空間を活用したり、新たに整備することで、区民の身近な場所に自然にふれあえる空間を創出するとともに、そこでの区民の自主的活動を支援することを通じてみどりや自然・環境への理解を促進します。

基本政策 4-1-3 : 公共のみどりを増やす

拠点となる公園を結ぶ緑道等の整備や周辺の学校・公共施設の緑化を推進して、ネットワークの形成を促進します。

<個別施策>

①みどりのみちの整備

みどりのみちを整備することで、拠点や軸線を構成する主要公園や緑道をネットワーク化し、安全で快適な歩行空間として区民の利用促進を図るとともに、災害時の避難路としての機能の強化を図ります。

②公共施設の緑化推進

公共施設の緑化を推進することで、やすらぎやうるおいのある空間を創出し、地域環境の改善を図ります。さらに、こうしたみどりを取り込むことで、ネットワークの広がりを促進します。

基本政策 4-1-4 : 区民とともに公園を育てる

ネットワークの拠点となる公園の整備を着実に進めるとともに、区民の多様なニーズに応えるため、公園整備や公園管理を多様な手法を用いて進めます。

<個別施策>

①特色ある機能的な公園の整備

住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色ある機能的な公園の整備を進めます。

②多様な公園管理の推進

公園の維持管理や利活用について、区民の多様なニーズに応えられるような手法・方策を実践して、区民の積極的な参画を促進していきます。また、公園づくりに関わる多様な区民活動に対する支援を推進します。

③身近で親しみのある公園づくりの推進

身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを進めます。

基本方針4-2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

政策の方向

品川区の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、快適でうるおいのある区民がやすらぎを感じる都市景観の形成を進めます。また、国際都市東京の表玄関としてふさわしい、にぎわいのある都市景観の形成を進めます。

現在の状況

品川区は、旧東海道の最初の宿場という歴史的な背景や東京湾に面しているという地形的な条件など、魅力ある景観資源を数多くもっています。由緒ある寺社をもつ地区、市街地整備が進んだ地区、水辺やみどりなど自然環境が多く残る地区や庶民的で活気あふれる地区など、様々な顔があります。今後、これらの地域特性を活かした景観政策の積極的な展開が求められています。

また、平成16年(2004年)、わが国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が施行されたことにより、基礎自治体による法に基づく良好な景観形成の取り組みがスタートしました。

品川区も平成22年(2010年)7月に「景観行政団体」となり、平成23年(2011年)4月より「品川区景観計画」の運用を開始しました。

現在、地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」として、「旧東海道品川宿地区」を定め、景観アドバイザー制度による景観アドバイスなどの窓口相談も開催しています。

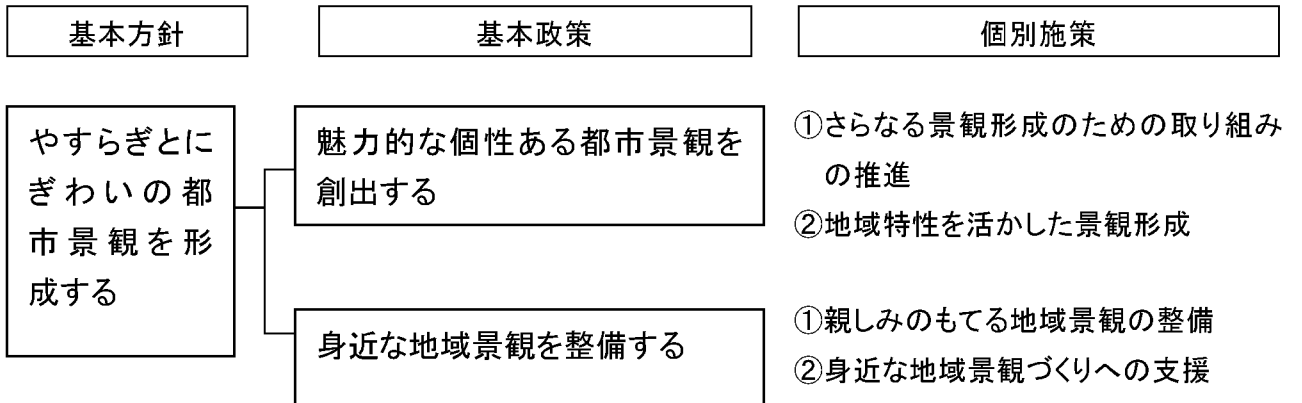
また、「旧東海道品川宿地区」以外の地域でも、身近なところからの景観づくりの取り組みが見られる地区を「重点地区」に指定していく検討を進めています。

今後の課題

品川区は、「景観行政団体」となり「品川区景観計画」を策定し、区民とともに実効性のある政策を実現してきましたが、今後はさらなる景観意識の醸成のための施策を推進していくことが重要です。

また、まちのにぎわいを創出するためには、観光施策等と連携した景観まちづくりを進めることが必要です。さらに、水辺エリアにおいては、河川や運河の景観や水面から眺望する景観づくりが重要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-2-1：魅力的な個性ある都市景観を創出する

魅力的な個性ある都市景観を創出するため、景観形成のためのしくみづくりを推進します。また、にぎわいのある都市景観を形成していくため、歴史的なまちなみや特色ある商店街などの地域特性を活かした景観形成を推進します。

<個別施策>

①さらなる景観形成のための取り組みの推進

都市計画における様々な方針と連動させ「景観計画」の運用を行い、将来を見据えた景観まちづくりへ誘導します。

また、個性的で魅力ある景観づくりに寄与した区民や団体等の活動を対象とした発表の場の提供や表彰等、区における景観活動を推進していくしくみづくりを行い、景観まちづくりへの意識啓発を図ります。

景観上重要な路線の無電柱化（電線類の地中化を含む）について、基本方針を取りまとめます。

品川区における景観形成のさらなる飛躍を求め、地域との景観まちづくりにおいて協働してゆくためのしくみづくりを行い、区民とともに景観まちづくりを推進していきます。

②地域特性を活かした景観形成

地域特性に応じた魅力ある都市景観を形成し、まちなぎわいづくりにも資する、活力ある景観づくりを推進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、無電柱化を進めます。また、目黒川沿いや勝島運河周辺など、うるおいのある水辺景観の保全を検討します。

基本政策 4-2-2：身近な地域景観を整備する

地域住民や通行者などにうるおいを与えるとともに、地域に根ざした誰もが親しめる、身近な景観づくりを進めます。また、地域に根付いた魅力ある景観の整備を行います。また、地域が行う景観づくりに関する事業と連携して整備・支援をしていきます。

<個別施策>

①親しみのもてる地域景観の整備

道路に面した鉄道高架下の壁画などにおける落書き等の汚れにより、景観が阻害されています。そのため、道路擁壁等美化事業により地域住民や通行者などにうるおいを与えるとともに、親しみのある都市景観の整備を図ります。

②身近な地域景観づくりへの支援

「品川区景観計画」における「重点地区」など、地域に根付いた魅力ある景観を残すまちなみを「修景」していく事業に対して国や都と連携し支援していきます。

基本方針4－3 環境再生のまちをめざす

政策の方向

すべての区民が、地球温暖化をはじめとする地球環境問題を人類共通の課題として認識し、低炭素社会を構築する必要があります。そのため、区・区民・事業者の三者が、それぞれの責任と役割を踏まえて、具体的な取り組みを推進します。

また、地域における良好な生活環境の確保や自然再生活動の推進など、身近なところから環境の保全・改善に向けた取り組みを進めます。

一方、区民生活の基盤を支える清掃事業では、ごみの減量やリサイクルに関する取り組みを強化するとともに、区民の自主的な活動を支えるために必要な支援を継続しながら、なお一層の啓発等を行います。

現在の状況

私たちは、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少や大気や海域の汚染、エネルギー問題など、人類の活動に起因する未曾有の危機に直面しています。このため、区民生活に直接関わる取り組みはもとより、国際的な取り組みのほか、国、自治体、産業など幅広い各方面における取り組みが求められています。

また、都市部においてはヒートアイランド現象などへの対策が必要となっています。このため、区は、一事業者として区施設への環境に配慮した設備等の導入など、自ら率先行動を進めるとともに、区民・事業者が果たすべき役割を盛り込んだ「第二次品川区環境計画」に基づき具体的な施策を進めます。

さらに、品川区における再開発事業においても、環境への負荷を低減する技術やしくみを活用した施設の建設や対策の誘導を行っています。なお、典型7公害については、規制指導調査等の実施を従来からの法・条例に則り迅速に対応しておりましたが、区民の身近な課題である生活環境については多様化しており、対応が複雑化しています。

一方、ごみ・リサイクルについては、平成12年度（2000年度）に東京都から品川区に清掃事業が移管された後、各戸収集をはじめとして区の独自性を発揮した様々な取り組みを展開してきました。その結果、区のごみ量は減少傾向である一方で、資源回収品目の拡大にともない資源の回収量は増加傾向にあり、資源循環型社会の構築に向けての取り組みの成果が出てきているところです。

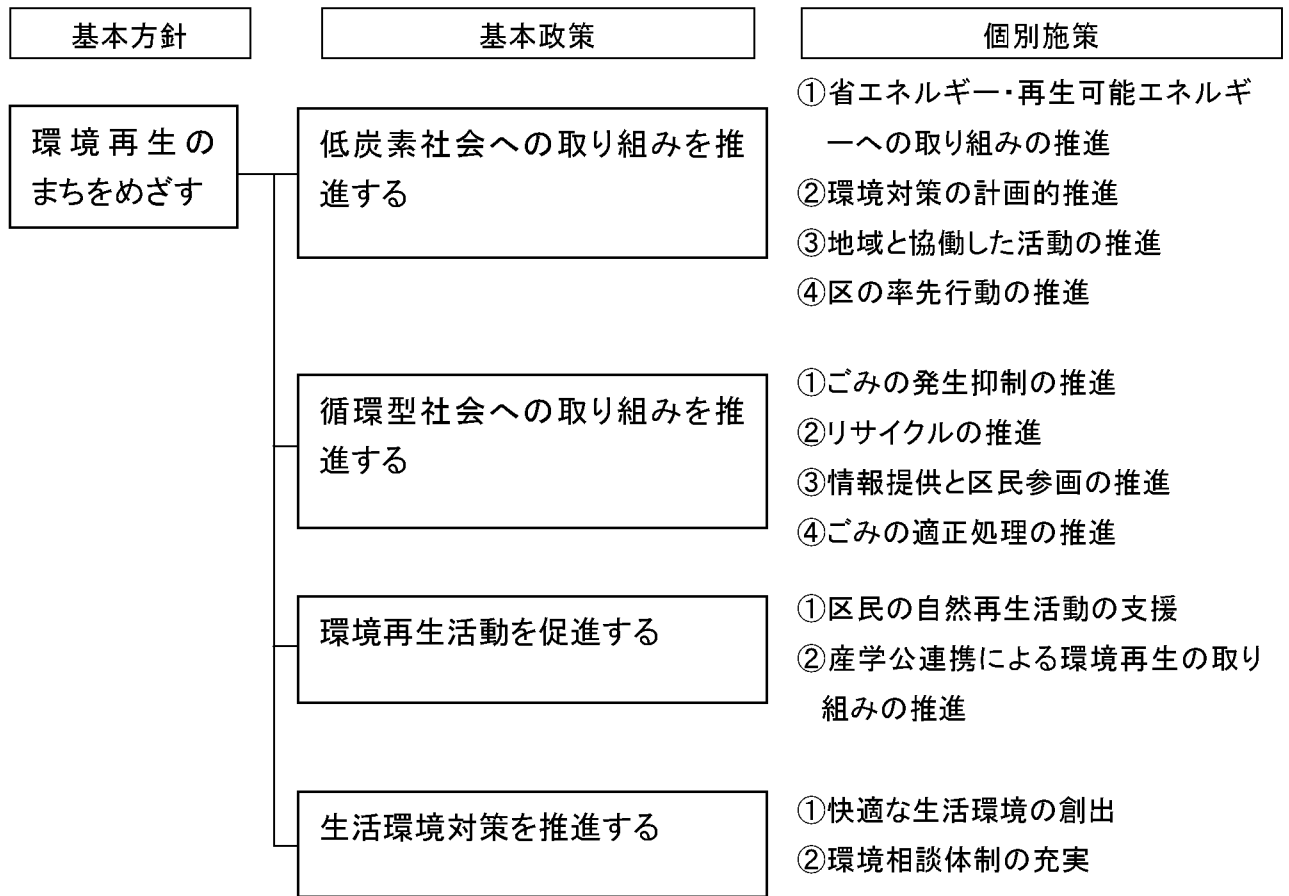
今後の課題

環境再生に向け、区民一人ひとりが身近で具体的な行動への第一歩を進めることが重要です。CO²排出量の削減や省エネルギーとなる、環境先進技術を用いた省エネ機器や太陽光発電システムの導入、電気自動車の利用など、省エネ

ルギー・創エネルギー・蓄エネルギー行動による環境に配慮したライフスタイルの変革などが求められており、区はこうした様々な活動を側面から支援していく必要があります。また、従来からの規制指導調査等の環境対策に加え、近年、身近な生活環境については、有害化学物質の新たな課題への対応等も求められています。

清掃事業については、今後、より一層の資源循環型社会の構築に向けた取り組みが求められており、さらなるごみの減量・リサイクルの推進が必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-3-1：低炭素社会への取り組みを推進する

CO²の削減や省エネルギーなどのさらなる推進を図るため、区自ら率先垂範するとともに、区民や事業者への普及・啓発等を積極的に進め、広範な区民運動の展開を図ります。

<個別施策>

①省エネルギー・再生可能エネルギーへの取り組みの推進

地球環境を良好に次代へ引き継ぐため、限りある資源を有効に活用するとともに、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入などの検討を進めます。

②環境対策の計画的推進

環境計画は、長期基本計画との整合およびその他の個別計画との連携を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的役割を担っており、適宜見直しさらに効果的な運用を図ります。

③地域と協働した活動の推進

地域において温室効果ガスを削減するため、区民・事業者と連携して計画的かつ総合的な取り組みを展開します。

④区の率先行動の推進

品川区は「品川区地球温暖化防止対策実行計画」や環境マネジメントシステムを通じて、省資源、省エネルギーなどの取り組みをさらに進めます。

基本政策 4-3-2：循環型社会への取り組みを推進する

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区が、それぞれの役割と責任に応じて、より一層、ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいくことが必要です。このため、区は、次の4つの施策や事業を展開します。

<個別施策>

①ごみの発生抑制の推進

ごみ減量については、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践が有効な手段ですが、リサイクルや再使用の前に、まずごみの発生総量を減らすことに努めることが重要です。そのため、区は、区民・事業者に発生抑制について積極的に働きかけを行います。

②リサイクルの推進

発生抑制、再使用の取り組みを行っても、なお、排出されるごみについては、コストや環境負荷に配慮しながら、資源として可能な限りリサイクルを推進します。また、区民や事業者に対しては、ごみと資源の分別の徹底を啓発します。さらに、事業者には、自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけます。

③情報提供と区民参画の推進

区民・事業者一人ひとりが環境問題について正しい知識を持ち、行動をすることが求められています。そこで区は、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信など普及啓発活動の充実を図り、区民参画を推進します。

④ごみの適正処理の推進

ごみ減量を実施してもなお、ごみとして処理をしなければならないものについては、環境負荷を与えないように配慮しながら、排出指導やリサイクルルートの誘導等、適切に対応します。

基本政策 4-3-3 : 環境再生活動を促進する

区民・事業者が環境再生への意識をもち、自然再生への活動に参加しやすくなるように様々な活動を支援します。また、区内の植物等の生息状況、自然環境の現状把握を行うとともに、産学公連携による共同研究を進め、その成果を環境再生活動に活かします。

<個別施策>

①区民の自然再生活動の支援

生物実態調査の実施により、区内の自然環境を把握し、みどりの増加運動を推進するとともに、「早川町の里山再生」における区民の自然再生活動を支援します。

②産学公連携による環境再生の取り組みの推進

産学公が、協働してヒートアイランド対策等の研究実証事業を行うとともに、その成果を自然再生、CO²削減、地球温暖化対策に活かします。

基本政策 4-3-4 : 生活環境対策を推進する

身近な環境問題や有害化学物質などの環境問題に対応するため、現状把握に努め、国や都および関係機関と連携した対策を進めます。また、地域の環境データを収集して、環境対策等に活用するとともに身近な環境事象への対応や環境相談体制の充実を図ります。

<個別施策>

①快適な生活環境の創出

地域の環境状況を把握し、より快適で安全な生活をめざした新たな環境事象への対応を推進します。

②環境相談体制の充実

環境相談体制の充実により、カラス対策・アスベスト対策をはじめとする身近な環境事象への対応を推進します。

基本方針4-4 環境コミュニケーションを充実する

政策の方向

今日の環境問題を解決するためには、個別の対症療法的な取り組みだけでなく、社会全体での総合的な取り組みが必要です。

区は、これまでも区民の一斉活動などの啓発活動を行ってきました。これをさらに推し進めるために、区が区民や事業者と積極的に会話し、環境再生のためにそれぞれの立場で何ができるのか、どのような分野で協働できるのかなどを明らかにし、区民の創意を活かした実践活動を進めます。

現在の状況

品川区は、区や区民・事業者が果たすべき役割などを盛り込んだ「品川区環境計画」を平成15年(2003年)8月に策定して具体的な取り組みを推進してきました。その一環として区民への環境情報の収集、発信や活動拠点となる「環境情報活動センター」を設置して、環境活動団体への支援や育成を図っています。また、環境学習講座の開催、環境活動団体の顕彰と紹介など人と活動のネットワーク化を推進し、環境コミュニティの形成を図っています。

さらには、環境にやさしいライフスタイルの普及のため、地球にやさしい環境運動や、家庭での環境ISOの手法を活かした取り組みを推進しています。

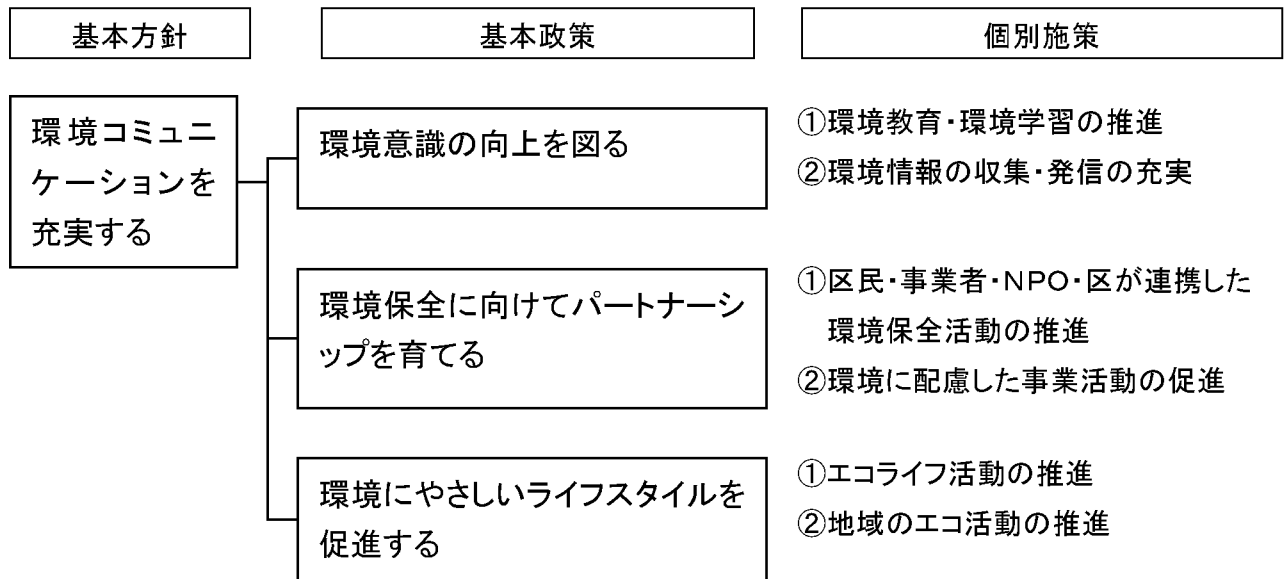
平成25年(2013年)3月に新たな環境課題を踏まえた第二次品川区環境計画を策定しました。

今後の課題

これまでホームページを通じて、区内の大気の状態や地表温の計測データなどをリアルタイムに発信してきましたが、今後も環境意識の向上を図るため、環境情報の収集と発信の拡充が必要です。また、地域のエコライフ活動の核となる環境リーダーを養成して町会・自治会、事業者やNPOと連携・協力して活動を広げていくことが不可欠です。「環境情報活動センター」が区民の環境活動の拠点となるよう、さらに機能の充実を図るとともに、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、環境にやさしいライフスタイルを推進する地区エコ活動が拡大発展するよう多様な支援を行うことが必要です。

また、区民、とりわけ次代を担う子どもたちを中心として環境学習会や発表会を開催し、環境教育、環境学習をさらに推進することが重要な課題となっています。

施策体系図



【環境コミュニケーション】

国の環境基本計画では「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、お互いの理解と納得を深めること。」という意味で用いられており、現在では行政や企業の環境活動で使われるようになってきています。区でもこのようなことを通じて、区民や事業者の方と協働して環境活動を進めていきたいと考えています。

政策の概要

基本政策 4-4-1：環境意識の向上を図る

学校教育や生涯学習の場など様々な機会を活用して、環境教育を充実するとともに、環境情報の収集・発信・ネットワーク化のさらなる充実を図ります。

<個別施策>

①環境教育・環境学習の推進

区民一人ひとりの具体的な環境への取り組みのために、環境問題についての正しい理解を促進し、環境に配慮した生活や行動を推奨し支援します。

②環境情報の収集・発信の充実

区民や事業者の様々な環境活動を促進するため、環境情報の収集や発信のなお一層の充実を図ります。

基本政策 4-4-2：環境保全に向けてパートナーシップを育てる

効果的に環境保全の取り組みが行えるよう区民、町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体との連携を強化します。また、事業者が行う省エネルギー対策などによるCO²削減の取り組みを支援します。

<個別施策>

①区民・事業者・NPO・区が連携した環境保全活動の推進

区民や町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体の支援や育成を図り環境ネットワークの形成を図ります。

②環境に配慮した事業活動の促進

事業者が環境に配慮した事業の運営を推進するため、環境マネジメントシステムの導入や環境経営の支援を行います。

基本政策 4-4-3 : 環境にやさしいライフスタイルを促進する

区民一人ひとりの行動が環境再生へとつながるよう、環境にやさしいライフスタイルの推奨、地域におけるエコ活動を支援し、身近なところからできる環境行動を促進します。

<個別施策>

①エコライフ活動の推進

環境にやさしいライフスタイルの促進のため、地球にやさしい環境運動の推進や国産間伐材の有効活用を推進します。

②地域のエコ活動の推進

打ち水運動、省エネの日など、区民の参加しやすい状況をつくり、地域で一斉に行動できる体制を整備し拡大します。

都市像5 暮らしを守る安全・安心都市

基本方針5-1 災害に強いまちをつくる

政策の方向

区民、事業者、関係行政機関と連携しつつ、「地域防災計画」を適切に見直し、総合的かつ体系的な防災対策を進めます。また、住宅密集地の防災性の向上や建築物の耐震化、地域防災活動の支援などの取り組みを積極的に推進するとともに区の応急初動態勢を強化します。

現在の状況

国が今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%と公表するなど、大地震の切迫性が指摘される中で災害への対応力の強化が重要となっています。

また、区が実施した『第20回品川区世論調査』平成24年（2012年）11月の調査結果でも防災対策、安全な市街地整備への対応が重要施策の上位にあります。

平成24年（2012年）4月に東京都から公表された新たな「首都直下地震による東京の被害想定」と東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度（2012年度）に「品川区地域防災計画」の修正を行い、避難所運営体制の強化、女性の視点、災害時医療体制の強化、新たな災害への対応といった内容を盛り込みました。

また、策定から5年が経過した「品川区耐震改修促進計画」については、計画の達成状況などの現状把握を踏まえながら、より効果的な施策を進めていくために平成25年（2013年）3月に改定を行い、新たに平成32年（2020年）までの耐震化目標を掲げ、耐震診断・補強設計・耐震改修等を行うにあたっての支援策の拡充、強化を図ってきました。

さらに、住宅密集地への対応についても、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区制度により先行実施地区として選定された「東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区」および、豊町、二葉、戸越地区を中心とした本格実施5地区約177haにおいて、都と連携した重点的、集中的な不燃化への取り組みを図るとともに、特定整備路線の補助29号線沿道建築物の不燃化促進や広域避難場所への道路の整備など、防災性や住環境の向上を図っています。

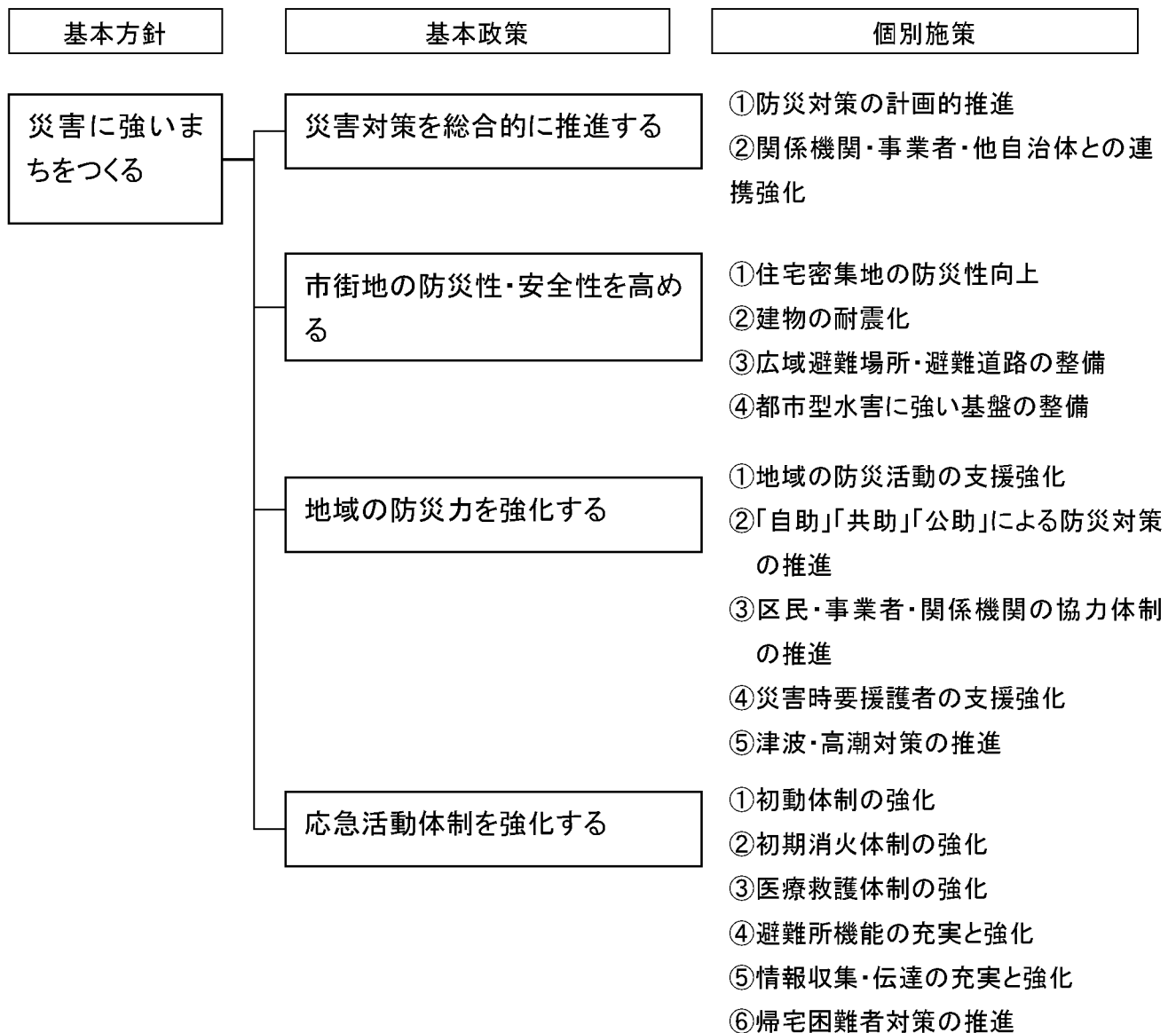
今後の課題

今後、新たな地域防災計画に基づいた対策の実施に向けて区民、事業者、関係行政機関との連携をさらに強化して、具体的な取り組みを進めていく必要があります。とりわけ新たに定めた減災目標の達成に向けて、自助、共助、公助

を基本にそれぞれの取り組みを強化拡大し、防災計画ならびに関係計画に定める施策を計画的に進めることが重要です。災害時における要援護者対策については、都で作成した指針等を参考にマニュアル作成を検討します。

また、市街地整備については、荏原地区を中心に地震災害およびこれに起因する延焼火災等に対して脆弱な住宅密集地が残されていることから、地域の不燃化、防災性の向上に向け都と連携のもと、取り組みを強化、充実し進めていく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-1-1：災害対策を総合的に推進する

災害時に効果的な対応が取れるよう、「地域防災計画」を適時更新するとともに、震災復興計画、災害ボランティアマニュアルなどの各種計画を地域特性を踏まえ策定します。

<個別施策>

①防災対策の計画的推進

これまでの災害の実例を教訓として迅速かつ効果的な対応ができるよう、地域防災計画との整合を図りながら震災復興計画や関係マニュアル等を策定し、あわせて人、もの、情報などの資源を最大限活用した防災体制づくりを進めます。さらに、震災があった場合にすばやく復旧できるよう地籍調査を進めます。

②関係機関・事業者・他自治体との連携強化

警察、消防などの行政機関および町会、区民、商店街ならびに交通機関や企業、大型集客施設、その他事業者、他自治体との横断的な連携や協力体制を強化し、総合的に防災対策を進めます。

基本政策 5-1-2：市街地の防災性・安全性を高める

老朽建築物が密集し公共空間の著しい不足が見られる地域について、危険度の現状を区民に周知し、老朽住宅の建替えや不燃化および共同化を促進するとともに、道路・広場等公共施設の効果的な整備を行い、防災性・住環境の向上を図ります。

また、局地的な大雨などの頻発や都市化の進展にともなう雨水の貯留・浸透機能の低下が原因である都市型水害の被害を早期に軽減するため、下水道排水施設や雨水流出抑制施設整備の推進、防水板の設置など浸水に対する予防措置を図ります。

<個別施策>

①住宅密集地の防災性向上

住宅密集地において、防災上有効な公園・広場の用地取得・整備、生活道路の拡幅整備により基盤となる公共施設の整備を進めるとともに、老朽建築物等の除却や共同・協調建替えの支援などにより不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図ります。

また、地区居住者や権利者によるまちづくり協議会などで、地区計画などの意見交換や検討を行い、地域の意向を踏まえた安全で快適なまちづくりを進めます。

さらに、重点的・集中的な住宅密集地の改善に向け、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の不燃化特区制度を活用し、先行実施地区および本格実施地区において都と連携のもと不燃化を強力に推進し、地域の防災性の向上を図ります。

②建物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、建物の耐震診断・補強設計・耐震改修等への支援や相談体制、情報発信を強化することで、建物の耐震化を促進します。

また、区有施設のうち、震災時に防災活動の拠点となる施設や避難所となる防災上重要な施設は、早期に耐震化を図ります。その他の施設についても計画的に耐震化を進めます。

③広域避難場所・避難道路の整備

広域避難場所のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替え助成などによる不燃化を促進するとともに、木密地域不燃化10年プロジェクトにおける特定整備路線の補助29号線沿道や、幹線道路沿道の不燃化により市街地大火を防ぐ延焼遮断帯の形成を進め、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図ります。

また、避難道路においては、地区計画に基づく壁面後退による道路拡幅整備や、沿道建築物の不燃化を進めるとともに、空洞化の調査と補修を進め避難者の安全の確保と早期避難の実現をめざします。

④都市型水害に強い基盤の整備

個人住宅への雨水浸透施設、雨水利用タンクおよび防水板の設置助成を促進するとともに、公共施設および一定の条件を満たす民間施設などに対し雨水流出抑制施設の設置指導を行います。

また、早期に浸水被害の軽減を図るため、浸水の危険性が高い地域において、下水道能力増強工事を積極的に推進するとともに、老朽化対策にあわせて雨水排除能力を増強させるなど効果的に進めます。

基本政策 5-1-3 : 地域の防災力を強化する

「自分で守る」、「みんなで守る」ことを防災の基本として、防災区民組織および事業所の自主防災意識の高揚と自らの組織力を活用した備えを積極的に支援するとともに、防災資機材を整備、拡充します。また、区民、事業者、関係行政機関との相互連携の強化を進め、災害時要援護者助け合いシステムの充実を図ります。さらに、津波・高潮対策の強化など想定外に備えます。

<個別施策>

① 地域の防災活動の支援強化

地域防災力を高めていくために、区民の自主的活動を多面的に支援するとともに、防災機材等の配備を支援します。あわせて区民、民間事業者への啓発や学校等における防災教育も充実します。

② 「自助」「共助」「公助」による防災対策の推進

防災対策の基本である「自分で守る」（自助）、防災区民組織（町会・自治会）や民間事業者等が地域で助け合う「みんなで守る」（共助）という意識の向上をさらに図ります。

③ 区民・事業者・関係機関の協力体制の推進

災害時に区民・事業所・行政が相互に連携し協力体制を築けるよう、地域防災対策三者連絡会議を通じて、具体的対策を取り入れた訓練の実施を推進します。

④ 災害時要援護者の支援強化

災害時要援護者の支援についてより一層の充実を図ります。

⑤ 津波・高潮対策の推進

津波・高潮の発生の際に、日頃から区民が迅速かつ適切な行動がとれるよう津波・高潮等について、わかりやすい情報の提供や注意喚起をするとともに、防災意識の普及啓発を図ります。また、津波等の危険性が高い地域において、避難場所等の確保を進めていきます。

基本政策 5-1-4 : 応急活動体制を強化する

災害発生時、または発生する恐れがある場合の応急活動を迅速に行うため、夜間休日等勤務時間外の職員参集を含めた初動対応マニュアルの活用による訓練等を実施し、災害対策本部の立ち上げや被害状況の早期把握など初動活動体制の強化を図るとともに、避難所の充実・機能強化の推進や、被災情報等の収集・伝達体制を強化します。

<個別施策>

①初動体制の強化

初動対応マニュアルを充実し、迅速な参集、活動が可能となるようにさらに体制を強化します。

②初期消火体制の強化

街頭消火器の増設、家庭用消火器の購入等のあっせん、小中学校への消防ポンプ配備を進めます。あわせて初期消火への対応について啓発を図ります。

③医療救護体制の強化

医師会、薬剤師会、歯科医師会および柔道接骨師会との協定を締結し、医療救護所および緊急医療救護所の体制整備を進めます。あわせて災害医療コーディネーターおよび災害時医療地域連携会議の設置や災害時保健衛生マニュアル（仮称）を策定し、医療体制を一層強化します。

④避難所機能の充実と強化

区立学校避難所を中心に備蓄物資、水、トイレの確保などを進めてきましたが、今後はそれ以外の二次避難所、私立学校避難所などで避難所機能の充実を図ります。また、広域避難場所の機能の整備を図ります。

⑤情報収集・伝達の充実と強化

ケーブルテレビ放送網の活用や防災情報配信の一元化システムの活用により、区民、事業者、関係機関との情報収集・伝達の充実強化を図ります。

⑥帰宅困難者対策の推進

発災直後の一斉帰宅による混乱を回避するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則および自宅や施設内における備蓄の確保について、自主的に取り組むよう区民、事業者に周知を図ります。

基本方針5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する

政策の方向

羽田空港の拡張にともない東南アジア向けの国際線が大幅に拡充されるほか、品川駅は、わが国の交通の大動脈である東海道新幹線の全列車が停車し、平成39年（2027年）に開業をめざすリニア中央新幹線の発着駅となります。

品川区は、東京の表玄関としてだけでなく、国際都市としてのポテンシャルが一層高まってきています。こうした交通の結節点にあたる地域特性を活かし魅力的な市街地の整備を推進します。

また、近年、区の人口は増加傾向にあるものの、今後は少子高齢化による人口・世帯の減少が見込まれます。国においては、住宅の量的充足など社会状況の変化を踏まえて、住宅の供給から住生活の安定の確保および質の向上へと住宅政策を転換しました。品川区は、公的住宅を含めた既存住宅を良質なストックとして維持していくことで、安心して生活できる住まいづくりを推進します。

現在の状況

副都心として位置づけられた大崎駅周辺地区をはじめとして、天王洲地区、大井町駅東口地区、東品川四丁目地区、西大井地区で法定再開発事業などの手法を活用し、都市基盤施設の整備を進めるとともに、土地利用の転換を図り、住宅、商業、業務とのバランスの取れたまちづくりを進めてきました。

平成14年（2002年）には、「都市再生特別措置法」が施行され、都市再生に向けた各種の制度が整備されたことを受けて、東京都心およびその周辺では民間都市開発投資が促進されました。品川区は、大崎駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されたことを受けて、区と地元関係者等とで設立したまちづくり連絡会が都市再生ビジョンを策定し、これに基づいて新しいまちづくりを進めています。また、武蔵小山駅周辺では、鉄道の地下化や駅前広場の整備が進んでいることから、まちづくりの機運が高まっており、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく街並み再生地区の指定を受けた地区などでは、敷地の共同化や再開発に向けた検討が進められています。

住宅政策においては、品川区は、超高層31階ファミリーユ西五反田東館（400戸）をはじめとした良質な区民住宅1,038戸を整備してきたほか、全国初の区民住宅の住み替え制度や家賃が一定となるフラット型家賃制度を導入するなど、活力ある地域づくりの担い手となる中堅ファミリー層の区内定住を積極的に誘導してきました。

その間、国は、住宅の量的充足など社会状況の変化を踏まえて平成18年（2006年）に「住生活基本法」を制定し、住宅の供給から住生活の安定の確保および質の向上へと政策を転換しました。

区においては、市街地整備などに伴う分譲マンションの建設が相次いだことから、民間住宅市場における住宅供給戸数は増加傾向にあり、住宅の量的な確保は図られているといえます。一方で、住宅確保要配慮者の住宅確保や既存マンションの老朽化など課題が残されています。

今後の課題

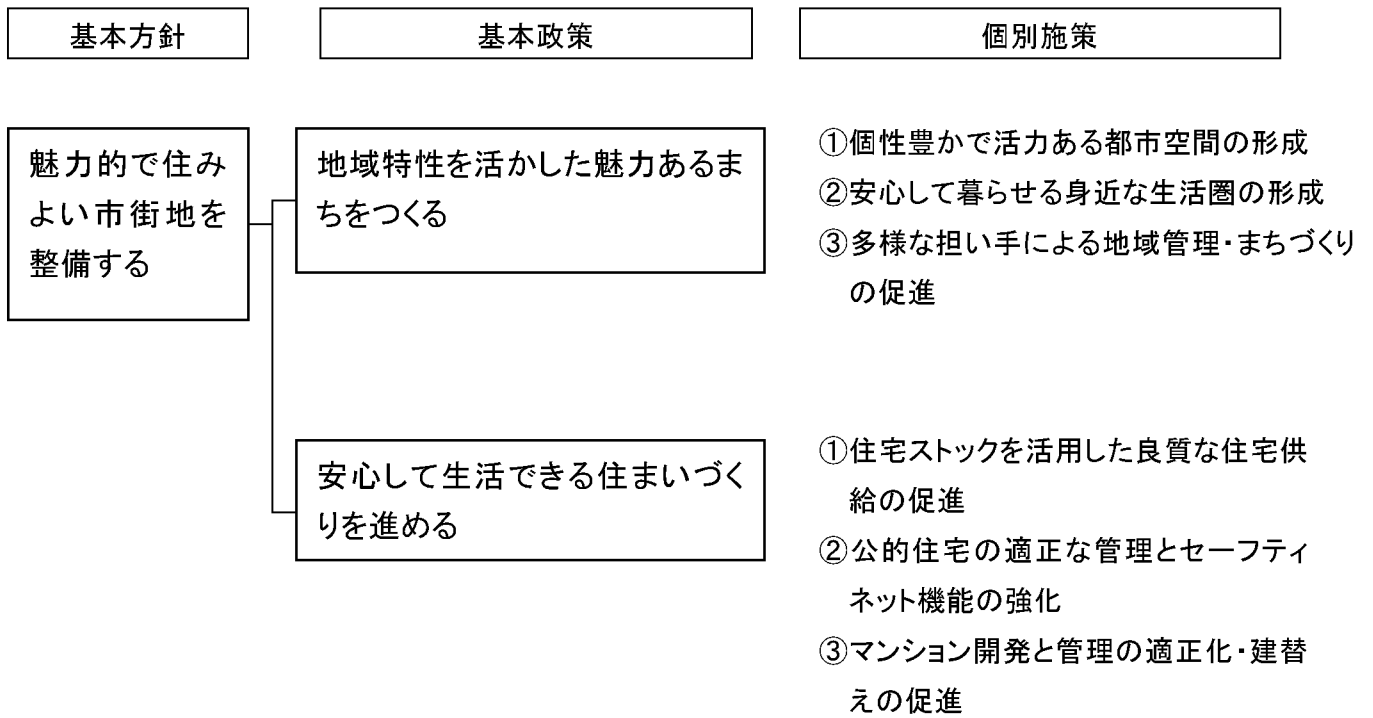
国際都市東京の表玄関に位置する品川区が、自らの地位をより確固たるものとするためには、50万人を超える昼間人口の様々な活動を支えられるよう、都市機能の充実を図る必要があります。また、36万人を超える区民それぞれの暮らしを支える魅力ある生活拠点の形成も必要です。

さらに、開発・整備からまちの維持管理運営に移行していく段階においても、まちの魅力と活力を維持していく必要があります。

住宅政策においては、国や都および民間の動向を踏まえ、住生活の安定の確保および質の向上を図っていく必要があります。そのためには、区民に安心して生活できる住宅を提供するうえで、公的住宅を適切に維持管理を行い、良質なストックとして確保していかなければなりません。また、民間住宅ストックを有効に活用し、住宅確保要配慮者に向けた住宅を安定供給していくしくみを検討するとともに、マンションの老朽化については、大規模修繕・建替えを促進し、区民の住環境を向上させていくことが必要です。

そのほか、投資型ワンルームマンションの過剰な供給は、地域との軋轢や、将来空き室が生じることによる環境悪化が懸念されることから、ワンルームマンションをはじめとした中高層建築物の開発を適正化する取り組みが必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-2-1：地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

東京の表玄関という品川区の地位をより強固なものとするため、工業、商業、文化等の様々な振興施策との連携を図りつつ、地域特性を活かした魅力ある創造的で活発な都市活動を担う拠点の形成を図ります。さらに、地域住民・事業所等、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

<個別施策>

① 個性豊かで活力ある都市空間の形成

都心機能の一部を担う品川や大崎、区の中心核としての大井町等の駅周辺では、再開発事業等の推進と基盤整備を同時に進めながら、高次の複合都市機能を備えた拠点の形成を促進します。

② 安心して暮らせる身近な生活圏の形成

より身近な駅周辺では、個性ある商店街や医療、福祉、教育等の生活サービス機能の集積等、地域の中心性を備えた地域生活拠点の形成を進めます。

③ 多様な担い手による地域管理・まちづくりの促進

一定の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上を目的として実施される地域住民・事業所等による様々な自主的取り組みを支援し、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

基本政策 5-2-2 : 安心して生活できる住まいづくりを進める

マンションを含む民間の既存住宅および公的住宅について、修繕や建替えを促進・支援して適切な維持管理を図るとともに、民間住宅ストックの有効活用を図ることで、住宅の安定供給と住環境の向上を推進し、安心して生活できる住まいづくりを進めます。

<個別施策>

① 住宅ストックを活用した良質な住宅供給の促進

住宅のリフォームを支援することで良質な住宅ストックとしての維持を図るとともに、住宅関係団体と連携し、民間賃貸住宅の空き室の有効活用および高齢者世帯、子育て世帯など住宅に困窮する区民への住宅の安定供給を図るしくみを検討します。

また、八潮住み替え相談センターの活動実績を踏まえ、世帯構成に応じた住宅へ円滑に住み替えることができるしくみを検討します。

② 公的住宅の適正な管理とセーフティネット機能の強化

適切な維持管理を実施し、公的住宅を良質な住宅ストックとして区民に提供します。

③ マンション開発と管理の適正化・建替えの促進

ワンルームマンションにファミリータイプの住戸と高齢者向けのバリアフリー住戸付置義務を定め、中堅ファミリー層とシニア世代の区内定住の一層の促進を図ります。また、マンションの管理水準の向上と大規模修繕や建替えの円滑な実施を促進するため、マンション管理士・一級建築士と連携して相談体制を確立するとともに、管理組合間が意見交換を行う場を設けるなどの支援を行います。

基本方針5-3 便利で安全な交通環境をつくる

政策の方向

利便性の高い交通環境を形成していくため、鉄道路線やバス路線などの公共交通ネットワークの充実を図ります。また、生活道路の計画的整備や幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの体系的な整備を進めます。そして、安全な道路環境を整備することで、便利で安全な交通環境づくりを推進します。

現在の状況

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も40と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩15分以内にあります。さらに、平成14年（2002年）12月のりんかい線全線開通などにより、より充実した効率的な鉄道ネットワークが形成されました。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京23区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。区はこれまでも、道路・鉄道それぞれの安全性の向上と、交通渋滞の解消を図るため連続立体交差事業に取り組んできましたが、未だ、いくつかの踏切が残されており、地域の分断や交通渋滞、災害時の避難、救援・救護の障害になりかねない地域があります。

品川区の道路網については、南北を結ぶ幹線道路網は充実していますが、東西を結ぶ道路網は脆弱であり、交通渋滞、生活道路への通過車両の流入等が課題となっています。また、一部の幹線道路を除き狭隘^{きょうあい}な道路が多く、さらに、住宅系、工業系、商業系の土地利用が混在しているため、生活道路へ流入する車両も数多く発生しており、災害時に緊急車両等の通行等に支障をきたすおそれがあります。

品川区の交通事故件数、交通事故死傷者数は、平成12年（2000年）をピークにその後減少傾向にあります。しかし、自転車利用者の交通ルールや交通マナーを守る意識の希薄化による交通事故の発生や、歩行者空間を阻害する路上駐車や放置自転車による道路環境の悪化が課題となっています。

また、高齢化がさらに進む中、歩行者などにやさしい利便性の高い生活道路の整備を一層進める必要があります。

今後の課題

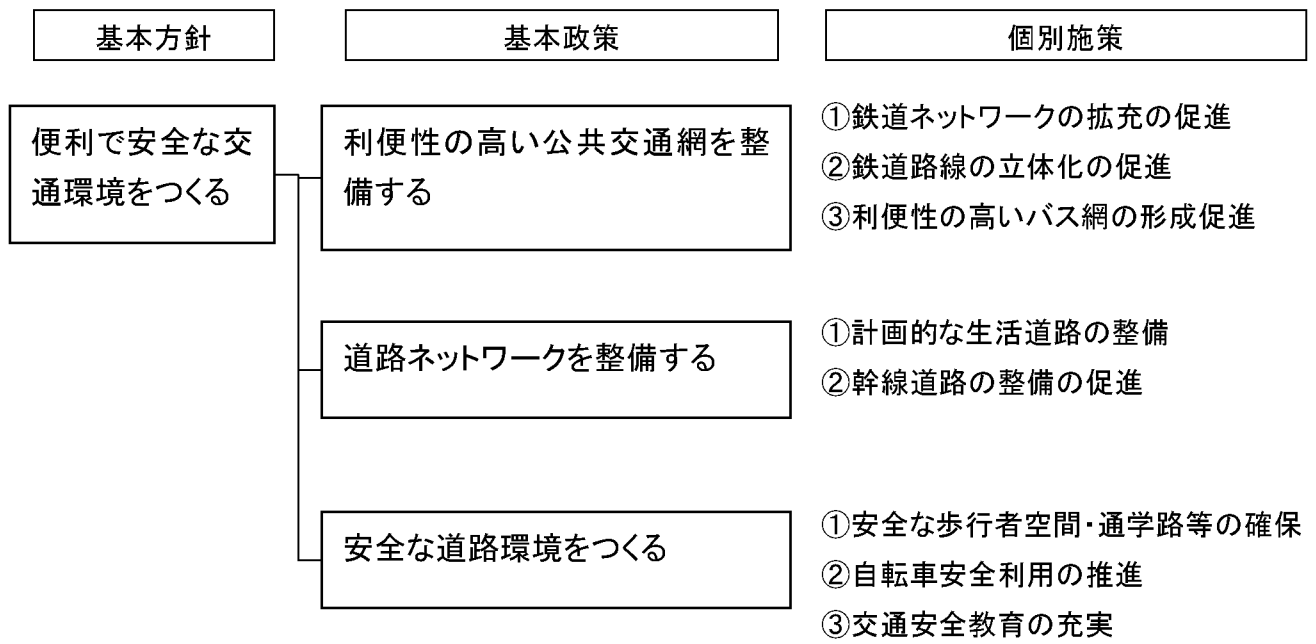
交通網の整備は、都市の魅力を高める重要な要素です。利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道による地域の分断、踏切事故、交通渋滞等を解消する必要があります。また、リニア中央新幹線の整備や、羽田空港の国際線の拡充等、区を取り巻く交通環境が変化していく中で、国際都市東京の表玄関として、まちの活性化の観点から、羽田空港へのアクセス性を向上させ

るため、事業者へのシャトルバスの増便等についての働きかけや、鉄道ネットワークの充実のため東海道貨物支線の貨客併用化について検討していく必要があります。さらに、鉄道網を補完するバス路線網の整備、拡充を図る必要があります。

道路ネットワークの体系的整備を進めるためには、生活道路の整備方針の策定により、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路を整備していくことが重要です。区内の道路については、東西道路を結ぶ道路網の整備と、防災まちづくりと地域の活性化を図る観点から整備を進める必要があります。都市計画道路の優先整備路線および事業中路線の整備について促進するとともに、都が推進する木密地域不燃化10年プロジェクトによる特定整備路線の整備を進めることが重要です。

安全な道路環境づくりをめざし、高齢者・障害者をはじめ、すべての区民が安全で安心して道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化や道路利用の適正化による道路環境の向上などを一体的に実施する必要があります。また、交通事故を減少させる取り組みとして、安全施設の整備や交通安全の啓発・教育を実施していくことも重要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-3-1：利便性の高い公共交通網を整備する

品川区の広域都市軸のうち五反田、大崎、大井町の活性化を図るため、区内から羽田空港への交通ネットワークの整備の検討を進めます。また、鉄道がもたらす地域の分断、踏切事故、交通渋滞等の解消を図るため、既存の鉄道の立体化などを促進します。また、鉄道網が発達した区内において、バスは、鉄道網を補完する役割を持ち、鉄道駅への移動手段であるとともに、鉄道では直接接続していない地域間の移動にも利用されている重要な交通手段であり、区民の利便性を高めていきます。

<個別施策>

①鉄道ネットワークの拡充の促進

五反田、大崎、大井町のさらなる活性化を図るため、羽田空港への鉄道ネットワークなどの再編整備に向けて働きかけを行います。また、東海道貨物支線貨客併用化の実現に向け、沿線自治体が構成する協議会を通じて働きかけを進めます。

②鉄道路線の立体化の促進

踏切遮断による交通渋滞および踏切事故の解消、鉄道に分断された市街地の一体化等を図るため、鉄道立体化の検討を促進します。

③利便性の高いバス網の形成促進

利用者ニーズに応じた利便性の高いバス網の整備が必要であり、特に区の東西を結ぶ公共交通網を充実させるため、都市計画道路の整備に合わせて、東西方向を結ぶバス路線の確保について事業者に強く働きかけます。

基本政策 5-3-2 : 道路ネットワークを整備する

計画的に生活道路の整備を進めるための整備方針を策定し、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路の整備を推進します。また、都市基盤の骨格となる幹線道路の整備を促進し、防災まちづくりや地域の活性化を図ります。

<個別施策>

①計画的な生活道路の整備

生活道路の中には狭隘な道路が多くあります。区民生活にもっとも身近な生活道路の利便性や防災上の観点から、街区内交通を集め幹線道路へ接続する主要な生活道路の整備方針を検討・策定します。また、通勤、通学、散歩、買い物等の日常生活が快適に行われる空間としての生活道路を確保します。

②幹線道路の整備の促進

補助 26 号線の整備を促進するとともに、防災まちづくりの観点から特定整備路線として選定された補助 29 号線、放射 2 号線、補助 28 号線の早期整備を推進します。特に補助 29 号線については、都市防災不燃化促進事業、防災生活圏促進事業、密集住宅市街地整備促進事業等に合わせた整備を推進します。また、接続する道路整備についても検討します。

国道 357 号線に関しては、大井埠頭と臨海副都心とを一般道で結ぶ路線の確保について整備を促進するよう働きかけます。

基本政策 5-3-3 : 安全な道路環境をつくる

すべての人が、安全で安心して通行できる歩行者空間や通学路等を確保するため、交差点等の改良や道路のバリアフリー化、道路利用の適正化等により道路交通環境の向上を図ります。また、交通事故を防止するため、自転車利用者や小中学生、高齢者等を対象とした交通安全教育等の充実を進めます。

<個別施策>

① 安全な歩行者空間・通学路等の確保

高齢者や障害者、幼児、児童など誰もが安心して利用できる歩行者空間や通学路等を確保するため、歩道の整備や交差点の改良をはじめ、防護柵・カーブミラー・道路照明などの安全施設を整備するとともに、自転車の走行環境の整備や、道路上の不法占用物件等の障害物の除去、違法駐車取締まりを進めます。

また、歩行者が安全に道路を通行するうえで障害となる放置自転車の対策については、啓発活動を実施するとともに自転車駐車場の整備に努めます。

② 自転車安全利用の推進

自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図るため、関係機関、団体、学校等との連携・協力を進めます。また、「自転車安全利用五則」を普及促進するため、自転車利用ルールの周知と街頭指導の充実を図ります。

③ 交通安全教育の充実

各種啓発活動を実施し、交通ルールの遵守を促すとともに交通マナーの実践を図ります。また、交通安全教室の充実を図り、交通事故の原因や危険性を広く周知することで、交通事故防止に努めます。

基本方針5-4 区民生活の安全を確保する

政策の方向

不審者情報や犯罪発生情報などの提供を行うことにより、区民の防犯に対する意識の醸成を図るとともに、区民や町会・自治会、事業者等の自主的防犯活動の取り組みを支援し、協働による防犯対策を推進します。また、特に子どもの安全確保については既存の取り組みを強化しつつ、地域全体での見守り体制を確立します。さらに、消費生活を巡る環境変化に対応して、消費者教育を進めるとともに、区内の消費者団体との連携を図りながら、関係団体・諸機関と情報を共有し、消費者被害を未然に防ぐ体制と消費者相談体制の拡充に取り組みます。

現在の状況

防犯については、平成14年（2002年）4月1日に「品川区生活安全条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識を高め、自主的な防犯活動を推進することで、安全で安心して生活できる地域社会を形成することを目的に各種の施策を展開しています。具体的には、生活安全サポート隊を中心とした防犯パトロールや防犯広報活動による住民の自主的な防犯活動の取り組みの促進、「83運動」、防犯カメラの設置助成など、自分たちの地域は自分たちで守るという風土づくりに取り組んでいます。また、子どもの安全を見守る「近隣セキュリティシステム」をはじめ、公園等で遊ぶ子どもたちを周囲の大人たちが見守れるように、公園の見通しをよくする取り組みなど、ハード・ソフトの両面から犯罪に強いまちづくりを推進しています。これらの取り組みにより犯罪発生状況は平成20年（2008年）以降、5年連続して減少しています。

また、区民の消費生活を巡る環境は、経済のサービス化・ソフト化にともない、多様な金融商品の出現や、インターネットを利用した取引の拡大など大きく変化しています。このような環境の変化を背景として、高齢者や人生経験の少ない若者をターゲットにした悪質巧妙な販売による被害が拡大しています。

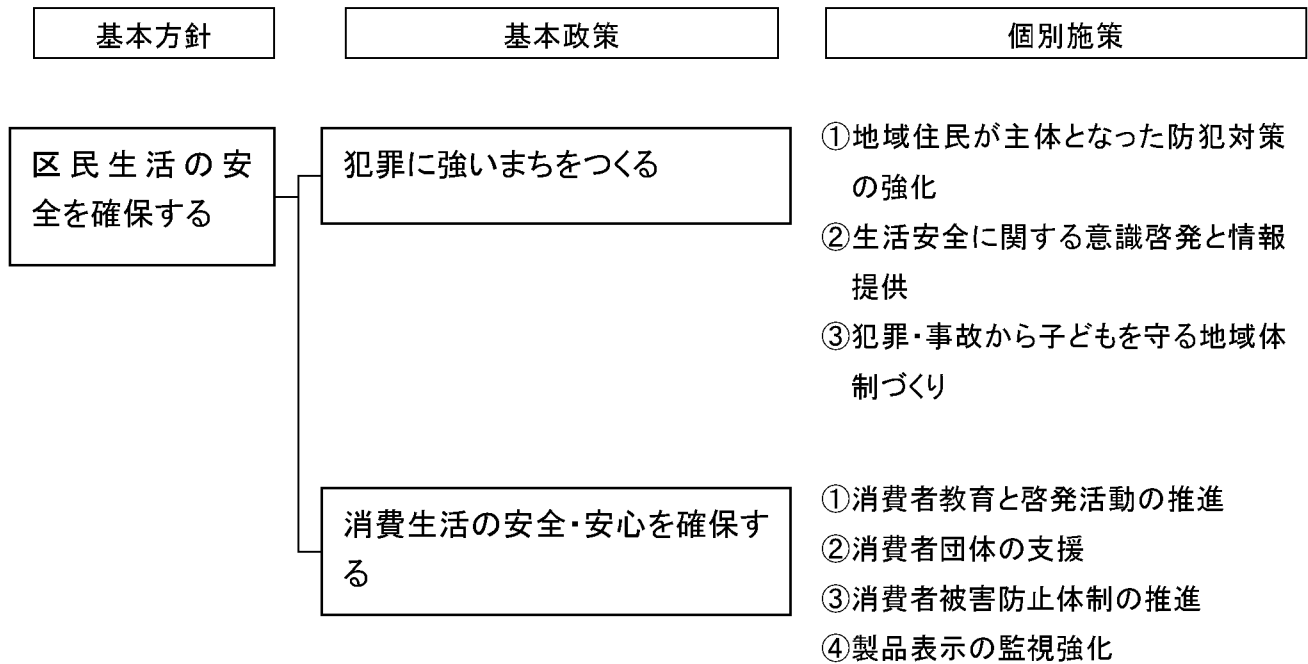
今後の課題

防犯については、刑法犯全体の認知件数が減少しているものの、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加していることから、区民の体感治安の向上を図るため、情報提供等による意識啓発のほか、区民や事業者と連携した見守りの強化や迷惑行為の排除等に向けた様々な取り組みが求められています。

消費者の安全確保については、一人暮らしの高齢者などの被害を素早く把握して、消費者センターの消費者相談につなげる地域ネットワーク体制の推進や、被害にあわない自立した消費者になってもらうため、身近なところで参加でき

る消費者教室や出前講座など多様な機会の提供による意識啓発が求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-4-1：犯罪に強いまちをつくる

区民が防犯活動に取り組むためには、犯罪情報の提供が欠かせません。そのため、警視庁が配信する「メールけいしちょう」の利用促進を図るなどして区民が身近な地域の安全に関わる情報を迅速・正確に把握できるよう取り組みます。

また、ボランティアにより地域に密着した防犯活動を実施する団体（自主的防犯活動団体）に対する助成制度を運用し、区民の自主的な防犯活動を支援します。加えて、特に子どもの安全確保については、「近隣セキュリティシステム」の協力者や「こども 110 ばんの家」を融合した子どもを見守る地域ネットワークを構築するとともに、遊んでいる子どもたちを周囲の大人たちが見守りやすい公園をつくるなど、犯罪に強いまちづくりを進めます。

<個別施策>

①地域住民が主体となった防犯対策の強化

安全で安心なまちづくりに向けた自主的な防犯活動を促進するため、自主的防犯活動団体に対し活動助成を行うとともに、より一層生活安全サポート隊および警察署との連携を図り、防犯対策を強化します。

②生活安全に関する意識啓発と情報提供

警察等関係機関と連携した地域安全運動や各種キャンペーンの開催により、品川区セーフティアップ運動を効果的に推進し、区民の生活安全に関する意識啓発を図ります。あわせて、警視庁が犯罪情報を迅速・正確に配信する「メールけいしちょう」の利用を促進します。

③犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり

「近隣セキュリティシステム」の効果的運用を図るため、システムや「まもるっち」等の機能向上と実地の点検・訓練を励行します。また、「近隣セキュリティシステム」の協力者と「こども 110 ばんの家」制度の融合、「83 運動」との連携を図るなど、地域を挙げた子どもたちの安全を見守る地域ネットワークをより強固なものに構築していきます。さらに、子どもたちの遊び場の安全性を高めるための取り組みを推進します。

基本政策 5-4-2：消費生活の安全・安心を確保する

高度消費社会のもとでの商品・サービス提供の多様化やインターネットの利用拡大、パソコン・携帯電話の普及にともなう新たな販売方法の出現など、消費者を巡る環境は著しく変化しています。近年は、消費者が自己の経験のみで必要なものを合理的に選択することが難しくなっており、特に高齢者や若者の間で悪質巧妙な手口による被害が急増しています。今後とも相談機能の一層の充実を図りつつ、消費者トラブル支援救済を進めます。

<個別施策>

①消費者教育と啓発活動の推進

悪質商法や巧妙化する不当請求から区民を守るとともに、消費生活トラブルにも毅然と対処する自立した消費者を育成するため、消費者センターにおいて多彩な講座の企画・実施やタイムリーな情報提供を行います。また、町会・自治会などの地域団体と協力して啓発活動を進めます。

②消費者団体の支援

消費者自身による問題解決の取り組みを促進するため、区内の消費者団体に講師を派遣するなどの支援を行うとともに、様々な場での消費者教育を推進するため消費者団体への情報提供を進めます。

③消費者被害防止体制の推進

高齢者や障害者などの消費生活トラブルや消費者被害を防止するため、ケアマネジャーやホームヘルパー、民生委員、町会・自治会、社会福祉協議会、成年後見センター等と柔軟に連携し、消費生活相談活動の充実を図り、消費者被害防止体制を進めます。また、多重債務問題の解決を図るため、関係機関との連携を強化します。

④製品表示の監視強化

「家庭用品品質表示法」、「電気用品安全法」、「消費生活製品安全法」、「ガス事業法」および「液化石油ガス法」に基づき、小売店の立ち入り検査などによる品質表示に関する監視体制を強化します。

区政運営の基本姿勢

基本方針6-1 協働による区政運営を推進する

政策の方向

町会・自治会・商店街をはじめ企業、大学、NPO、ボランティアなどの多様な主体とお互いの立場や特性を尊重しあいながら、区民と区の信頼に基づいた協働のまちづくりを進めるため、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な協働の促進に向け、しくみづくりを推進します。

現在の状況

地域コミュニティについては、都市化の進展により希薄化が指摘されていますが、その一方で東日本大震災などの影響により地域の絆や助け合いの重要性が改めて認識されるとともに、福祉や教育、まちづくりなど公益的な活動の活性化等を背景に、「公」を多様な主体が担う領域が拡大してきています。

町会・自治会などの地縁的団体をはじめ、企業やNPO、ボランティアなどの社会貢献活動が活発に行われ、商店街や中小企業、区内の大学、昼間区民にも広がってきています。

区は、すでにこうした団体などと連携し、事業を進めていますが、区民と区との協働、団体相互の協働をさらに推進することで、豊かな地域社会をつくります。

今後の課題

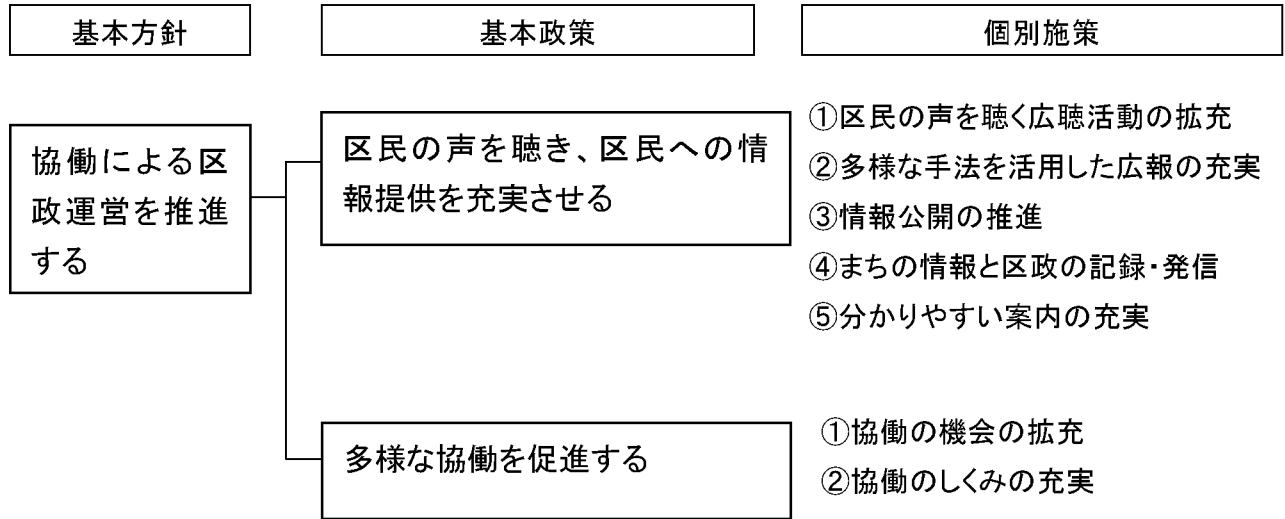
協働を基本姿勢として多様な区民や団体の意欲と能力を活かして地域が一体となったまちづくりを進める必要があります。

このためには、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な区民や団体が出会い、連携・協働する機会や場をさらに増やしていかなければなりません。

その基礎となる情報提供については、これを総合的かつ効果的に行いつつ、高齢者・障害者・外国人などにも配慮した様々なしくみをつくる必要があります。その際には、区政に関する情報発信だけでなく、地域情報の収集と発信も求められています。

また、多様な協働を促進するためには、区は地域や団体の事情にあわせて地域の課題を地域の区民や団体が発見し、連携して解決していくといった活動やサービスが的確に行われるよう、その活動を支援し、あわせて地域の人びとや団体を結びつけるコーディネーターとしての役割を担うことが重要課題です。さらに区民の声を区政に活かし、区民と区、区民相互の顔の見える関係づくりと交流や意見交換・情報交換が活発になるしくみも不可欠です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 6-1-1：区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる

区民が意見を提示できる、多様な手法と媒体を活用した幅広い意見聴取を行います。また、聴取した意見や要望をできるだけ区政に活かします。

あわせて、協働の基礎となる情報公開と積極的な情報提供を進め、情報を必要とする区民に確実に伝えられるよう、受け手の状況に応じ、多様な媒体の強みを活かした情報発信を充実します。

<個別施策>

①区民の声を聴く広聴活動の拡充

区民と区との信頼に基づいたパートナーシップを確立するために、広聴のしぐみを拡充します。

②多様な手法を活用した広報の充実

区政に関する情報はもとより、区内で活躍する団体・区民などの取り組みを各種媒体を通じて発信し、区民の区政への関心を高めるよう広報活動の充実を図ります。

③情報公開の推進

区民と区との協働によるまちづくりを進めるため、情報公開制度の適正な運用を進め、区政に関する情報を積極的に提供します。

④まちの情報と区政の記録・発信

区政に関する情報とともに、区民に必要なまちの情報も収集・記録し、多様なメディアを活用して積極的に発信します。

また、情報を区民と区とが共有できるようにすることで、区民の自発的・自主的な活動を支援します。

⑤分かりやすい案内の充実

景観やすべての人にやさしい配慮、外国人向け標記など、案内に求められる様々な視点を考慮し、対象となる地域や施設の特性や目的に応じた分かりやすい案内の充実を図ります。

基本政策 6-1-2 : 多様な協働を促進する

コミュニティを活性化させ住みよいまちづくりを進めるために、地域における課題を地域住民が自発的・自主的に解決できるよう、町会・自治会をはじめ、企業の社会貢献活動、NPOなどの自主活動団体と区との協働、団体相互の協働のほか、ボランティア活動への参加を促進します。

また、地域で活動している団体と区とがお互いに活発な情報交換や交流を行う機会の充実を図ります。区民との協働を基本とした区政運営を推進するためには、それにふさわしい職員の育成も必要です。

<個別施策>

①協働の機会の拡充

区民と区との協働により、地域の実情や特性に即したまちづくりを進めるため、区民と区との協働、団体相互の協働など様々な協働・連携を行うことのできる機会や場を広げていきます。

②協働のしくみの充実

区民と区とのパートナーシップのもとに、協働によるまちづくりをさらに推進できるように連携・協力する意識づくりを広げていきます。

基本方針6-2 行政改革を継続的に推進する

政策の方向

区政を取り巻く環境や区民のニーズの変化に迅速かつ的確に対応し、充実した区民サービスを提供するため、事務事業や区の施設のあり方の検討、組織体制の見直し、職員の資質の向上など、行政改革を一層推進します。

現在の状況

品川区は、昭和58年（1983年）以降、行財政改革に取り組み不断の努力を続けてきました。

主なものは、民間活力の活用やICT化などで、その結果、職員数は昭和58年（1983年）当時と比べ、約1,800人の削減となりました。また、財政面においても健全な財政基盤を築き、区民ニーズに応じた新たな施策を積極的に展開するなど、大きな成果を挙げています。

今後の課題

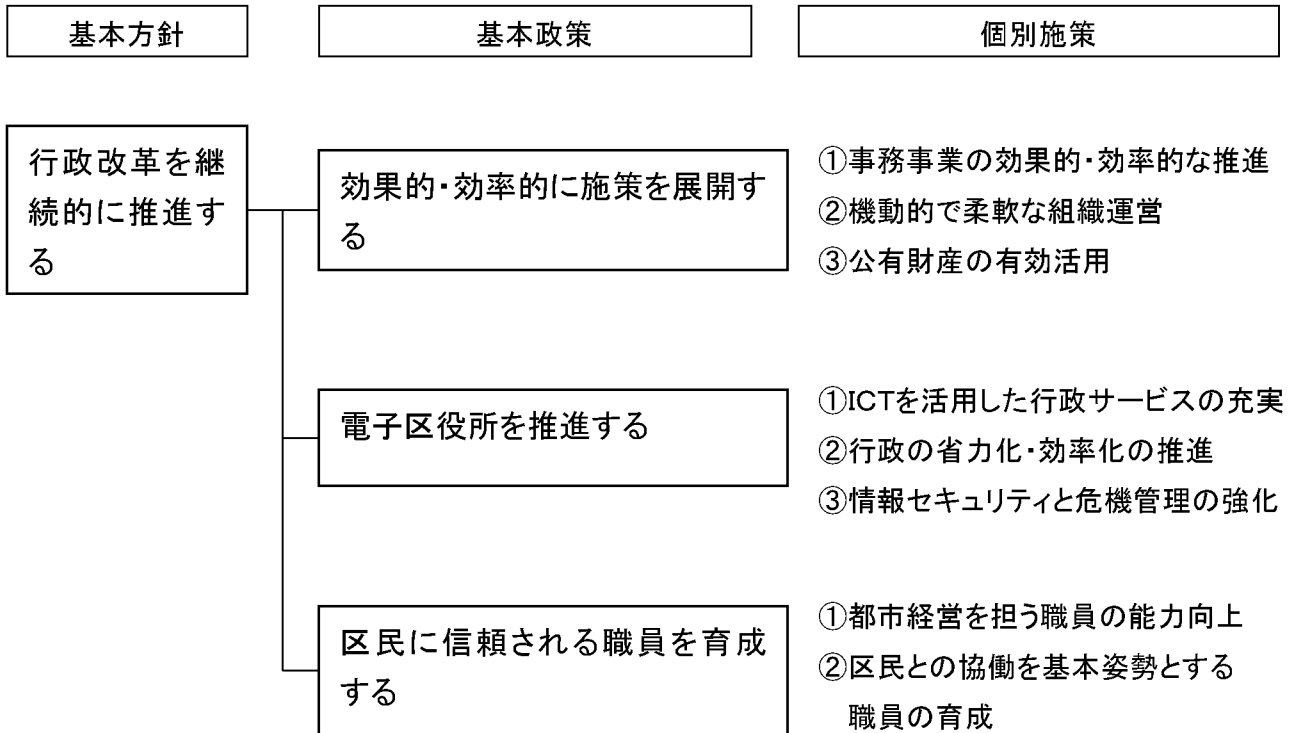
区は、区民のニーズを的確かつ迅速に把握し、それに応じた施策を展開していかなければなりません。そのためには、機動的で柔軟な組織運営と事務事業の効果的・効率的な推進が不可欠です。

また、少子高齢化などの影響により、公共施設に対する需要は大きく変化していることから、「品川区公共施設有効活用プラン」の考えを踏まえ、今後老朽化が進む施設の具体的な活用について検討する必要があります。さらに、民間活力を適切に活用するとともに、公共性・公平性の観点からの受益者負担の適正化についても、検討を深める必要があります。

あわせて、情報化の急速な進展に対応して、これまで以上に情報通信技術を活用した効率化、サービス向上に取り組んでいかなければなりません。

これらの要請に応えるためには職員一人ひとりの力が原動力となります。そのため、職員の能力開発・資質の向上を図ることが不可欠です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 6-2-1：効果的・効率的に施策を展開する

各事務事業について、成果を検証し不断の見直しを行うとともに、民間活力のさらなる活用を図るなど、その効果と効率性をより高めます。

また、行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織体制を整備するとともに、組織内部全体の連携を強化して機動的な組織運営を図ります。

さらに、公有財産については、区民ニーズの変化に即した有効活用を図ります。

<個別施策>

① 事務事業の効果的・効率的な推進

これまでの事務事業の成果を検証し、さらに効果的かつ効率的な取り組みを検討し、継続的に改善します。

また、こうした取り組みの一環として、迅速に区民サービスが提供できる手法についてもさらに検討します。

② 機動的で柔軟な組織運営

区民サービスの効果的、効率的な提供という観点から組織を見直し、より機動的な組織運営を進めます。

③ 公有財産の有効活用

少子高齢化や区民ニーズの多様化により行政需要の変化している施設については、複合化や集約化、さらに民間への一時的な貸付など、社会状況の変化に対応した適切な施設の有効活用を図ります。

また、施設の計画的な改築、改修を進め、長寿命化することで、維持管理コストの適正化を図ります。

基本政策 6-2-2：電子区役所を推進する

情報通信技術の特性を活用して、窓口サービスの向上や行政手続きの簡素化を推進します。また、庁内の情報共有の強化や業務の省力化・効率化に向けて情報基盤を見直し、情報通信環境の整備検討を進めます。さらに、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに緊急時に組織的に対応できる体制等の確保に努めます。

<個別施策>

① ICTを活用した行政サービスの充実

迅速処理、自動処理、情報伝達性に優れ、時間と場所の制約を受けないなどのICTの特性を活用するとともに、個人番号制やICT技術革新の動きを捉え、さらなる区民サービスの向上を図ります。

②行政の省力化・効率化の推進

区職員がそれぞれの役割に応じて、政策検討に円滑に関わることができるように、庁内の情報共有を強化します。業務の省力化・効率化のために情報基盤を整備し、情報通信機器の統合化およびシステムの最適化を推進することで、住民福祉の向上を目的とした行政サービスのさらなる充実を図ります。

さらに、区民や団体・企業との協働に情報通信技術が効果的に活用できるように、職員の能力開発を行い、高度な自治体経営の実現に向けて職員の意識向上を図ります。

③情報セキュリティと危機管理の強化

ICTの高度利活用が進む一方で、新たなコンピュータ・システムへの攻撃や、サイバー犯罪の増加などに対応した情報セキュリティのレベルアップが必要です。

引き続き、物理的、技術的、人的な対応を図り、情報に対する意識の向上と個々の職員、組織の両面から情報セキュリティ対策を強化します。

また、災害、事件の発生、基幹的業務システムの停止等、緊急を要する事態に組織的に対応するための情報システム業務継続計画を随時見直し、業務の継続を図ります。

基本政策 6-2-3 : 区民に信頼される職員を育成する

効率的な行政運営と充実した区民サービスの提供を担う職員に求められる能力の向上を図ります。また、区民との協働による区政運営を推進するため、その趣旨を基本姿勢として身に付けた職員を育成します。さらに、品川区職員としての使命感と倫理観の高揚を図ります。

これらの実現に向けて、職員研修の充実と全庁的な人材育成の取り組みを推進します。

<個別施策>

①都市経営を担う職員の能力向上

都市経営を担う職員を育成するため、政策形成能力やコーディネート能力の向上などを図ります。また、今後5年間において約500名の職員が定年退職することを踏まえ、若手職員の能力向上を図るとともにベテラン職員のノウハウ継承を推進します。

②区民との協働を基本姿勢とする職員の育成

区民と区とが信頼に基づいたパートナーシップのもとに品川区のまちづくりを行うため、協働の基本姿勢を職員に浸透させていきます。

基本方針6-3 基礎自治体としての基盤を確立する

政策の方向

「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築をめざすとともに、国から地方へのさらなる権限と税財源の移譲に向けた地方分権改革を推進し、基礎自治体としてのより一層の基盤の確立を図ります。

現在の状況

平成12年（2000年）の都区制度改革により、23区は通常の「市」と同様の基礎自治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されましたが、都区の役割分担とこれに応じた財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しとなりました。その後、これらの課題の解決に向けた都区間の協議は難航したものの、平成18年（2006年）2月には一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討することで合意に至りました。この合意に基づき、同年11月、都区共同の検討組織である「都区のあり方検討委員会」が設置され、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の3項目について協議が進められ、現在は、緊急の課題である児童相談所のあり方等について、都区のあり方検討とは、切り離して検討が行われているところです。

また、その中で、将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要であるとの認識が都区の間で一致し、学識経験者も含めた都と区市町村共同で、「東京の自治のあり方研究会」を設置し、平成21年（2009年）11月から研究を開始しました。

一方、平成12年（2000年）の地方分権改革（第1期）により、国と地方の関係は対等・協力の関係として位置づけられ、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮減等が実現しました。その後、積み残しとなった税財源問題の解決に向けて、①国庫補助負担金の見直し、②税源移譲、③地方交付税改革からなる三位一体改革が進められました。しかし、国から地方への3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金の見直しの多くは補助率の引き下げに止まるなど、地方の自由度の拡大は十分でなく、税源移譲の面でも、23区においては品川区も含めほぼ半数の区で大幅な税収減が生じるなど、多くの課題が残される結果となりました。

平成18年（2006年）12月に地方分権改革推進法が成立し、さらなる権限と税財源の移譲に向けて、第2期の地方分権改革の論議が本格的にスタートしました。その後、平成23年（2011年）に成立した第1次および第2次「地域主権推進一括法」等により、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図る「義務付け枠付け」の見直しや基礎自治体への権限移譲が図られました。現在、さ

らなる権限や財源の移譲等に向けた法整備の検討が進められています。

今後の課題

少子高齢化が急速に進み、地域社会を巡る様々な課題が山積するなかで、地域の実情にあわせたきめ細かな対応が求められています。住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任はますます重大になっており、区民の幅広い声を受けとめ期待に応えていくためにも、これまでも増して、区の役割と権限を拡充するとともに、これに応じた財政自主権の確立を急がなければなりません。

こうした観点から、今後とも、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築に向けて全力を挙げる必要があります。

地方分権改革についても、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現することが不可欠です。

なお、現在、道州制の導入や大都市制度のあり方について検討が進められていますが、こうした動きは、今後の都区のあり方、地方分権改革にも大きな影響を及ぼすものであり、十分注視していく必要があります。

また、国の検討機関等において、大都市部と地方の税収格差の問題が取り上げられ、法人二税の見直し等の検討が進められていますが、地方の財源確保は国の責任において解決すべき問題です。地方税の受益と負担の原則が歪められることのないよう、引き続き関係機関への働きかけなどを強めていく必要があります。

施策体系図

基本方針

基本政策

基礎自治体としての基盤を
確立する

地域の実情に即した施策を総
合的に展開する

都区制度改革・地方分権を一層
推進する

ゆるぎない財政基盤を確立する

政策の概要

基本政策 6-3-1：地域の実情に即した施策を総合的に展開する

急速に進む少子高齢化への対応をはじめとして、地域社会を巡る様々な課題に的確に対応し区民の期待に応えていけるよう、国、東京都をはじめ、近隣区や関係自治体等との連携も視野に入れつつ、地域の実情に則したきめ細かな施策を総合的に展開します。

基本政策 6-3-2：都区制度改革・地方分権を一層推進する

住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任がますます重大になっていることを踏まえ、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築を図ります。

地方分権改革では、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現します。

基本政策 6-3-3：ゆるぎない財政基盤を確立する

区民サービスの充実と品川区の特色を發揮した施策の着実な実現に向けて、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、これまで培ってきた財政力と健全財政を今後も持続可能なものとし発展を図ります。

品川区長期基本計画改訂委員会審議経過

回	日程	主な審議内容
第1回	平成25年(2013年) 6月13日(木)	区長諮問 品川区長期基本計画の改訂について 人口推計、計画改訂の課題等について
第2回	7月16日(火)	<都市像1 だれもが輝くにぎわい都市> 「たたき台」に基づき検討
第3回	8月2日(金)	<都市像2 未来を創る子育て・教育都市> <都市像3 みんなで築く健康・福祉都市> 「たたき台」に基づき検討
第4回	8月30日(金)	<都市像4 次代につなぐ環境都市> <都市像5 暮らしを守る安全・安心都市> <区政運営の基本姿勢> 「たたき台」に基づき検討
	9月18日(水)	学識委員会議 委員会審議についての論点整理
10月1日(火)～10月30日(水) 長期基本計画改訂素案(案)パブリックコメント実施 ※意見の数205名(団体含む) 401件		
	10月25日(金)	学識委員会議 素案(案)修正の方向についての論点整理
第5回	11月13日(水)	パブリックコメント結果報告 長期基本計画改訂素案(案)修正版討議
	12月3日(火)	学識委員会議 答申案のとりまとめ
第6回	12月25日(水)	長期基本計画改訂素案 答申

品川区長期基本計画改訂委員会 委員名簿

(敬称略)

1. 学識経験者 (3名)

委員長 青山 侑 明治大学大学院教授
副委員長 小笠原祐次 (元) 日本女子大学教授
委員 早川 誠 立正大学法学部教授

2. 区内団体関係者等 (14名) 50音順

委員 石井傳一郎 社会福祉法人品川区社会福祉協議会
委員 市川美知 品川区行動計画推進会議 (男女共同参画)
委員 上野正巳 品川区民健康づくり推進協議会
委員 浦山嗣雄 品川区商店街連合会
委員 大山忠一 東京商工会議所品川支部
委員 貝塚克実 公益社団法人東京青年会議所品川区委員会
委員 古賀郁雄 品川区工場協会連合会
委員 高林正敏 品川区町会連合会
委員 坪井久美子 特定非営利活動法人パルレ
委員 土橋弘幸 しながわシニアネット
委員 中尾根剛 公益財団法人品川文化振興事業団
委員 中野英彦 平成23年成人式実行委員
委員 緑川秀勝 連合品川地区協議会
委員 諸橋浩一 品川区青少年対策地区委員会連合会

3. 公募区民 (5名) 50音順

委員 飯島知世
委員 岩城英規
委員 桜井桃子
委員 武田寛美
委員 松田誠一

4. 区議会議員 (6名)

委員 本多健信 品川区議会自民党
委員 渡辺裕一 品川区議会自民党
委員 塚本よしひろ 品川区議会公明党
委員 あべ祐美子 民主・改革ネット
委員 吉田あつみ みんな・無所属品川
委員 中塚 亮 日本共産党品川区議団

5. 品川区 (3名)

委員 本間敏明 副区長
委員 山田恵美子 副区長
委員 中島 豊 教育長